

課税の取り扱いにいたしておるわけでござります。それが先ほどお話をございましたように、昭和三十九年一月一日以降におきましては、月額九百円以下のものにつきましては、通勤手当を非課税にする、九百円をこえる部分につきましては、九百円をこえる部分のみを課税にする、こういう措置にいたしておるのでございます。お話をようになりますと、こういった通勤手当につきましても、法律上の規定を設けることが望ましいことかと思ひますけれども、従来現物給与という性格から発足いたしましたために、現物給与の延長として非課税の取り扱いをいたしておるのでございます。

○大出委員 三十九年の一月六日の通勤手当の所得税法上の取り扱いについてというのがあります。あわせて、この中では例の自転車その他のものも含まれておるわけでございます。そこで実は承りたいのでありますけれども、私が税法上の根拠と申しますのは、たとえば所得税法の九条なら九条には、一、二とありますけれども、俸給その他の課税に対する計算の基礎のよしなものがござります。つまりそういうところに通勤手当あるのは通勤費手当に課税せよといふような基礎はないわけでありますから、裏から読めば、課税しないでも法律上抵触はしない。かといってまた、課税しないともなっていない。こういうことになるのだろうと私は思うのでありますけれども、その辺がきわめてあいまいなのであります。したがつて私の承りたいのは、九百円あるいは千六百円という通勤費というものの性格、これをどういふうにお考へになつておるかという点をまずはつきりしておいていただきたいと思います。

○泉政府委員 所得税法におきましては、第九条においておきまして非課税所得の内容が規定されておるわけでございます。

われでございます。ところが、ここには先ほど申し上げましたように、旅費につきましては規定はござりますけれども、通勤手当につきましては規定はございませんけれども、通勤手当につきましては規則に限度がある、そういうものの考え方があつたし、月額九百円をこえる部分のみを課税にする、こういう性格からいたしておるのでございます。お話をようになりますと、この性格からいたしますと、所得税法におきましては、旅費につきましては規定はございませんけれども、通勤手当につきましては規定はございませんけれども、通勤手当につきましては規則に限度がある、そういうものの考え方があつたし、月額九百円をこえる部分のみを課税にする、月額九百円以下のもにつきましては、通勤手当を非課税にする、九百円をこえる部分につきましては、九百円をこえる部分のみを課税にする、こういう措置にいたしておるのでございます。お話をようになりますと、こういった通勤手当につきましても、法律上の規定を設けることが望ましいことかと思ひますけれども、従来現物給与という性格から発足いたしましたために、現物給与の延長として非課税の取り扱いをいたしておるのでございます。

○大出委員 私はこの性格を云々したいと思っておりますのは、九百円だから小額であり、千六百円だから小額でないとか、あるいは二千円をこえられるから小額でないとか、そういうものではなくて、性格上かくあるべきだということになるものになりますと、それについて自動的に上がつておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税にするのが適当でない場合がございます。したがつて、私はやはりこの点は性格規定づけ等を明確にしておいて、二月十五日から上がるんだということは明らかなんでありますから、そなりますと、それについて自動的に上がつておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税にするのが適当でない場合がございます。したがつて、私はやはりこの点は性格規定づけ等を明確にしておいて、二月十五日から上がるんだということは明らかなんでありますから、そなりますと、それについて自動的に上がつておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税にするのが適當でない場合がございます。したがつて、私はやはりこの点は性格規定づけ等を明確にしておいて、二月十五日から上がるんだということは明らかなんでありますから、そなりますと、それについて自動的に上がつておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税だというか、こうのようなことにしておいて非課税にするのが適當でない場合がございます。したがつて、私はやはりこの点は性格規定づけ等を明確にしておいて、二月十五日から上がるんだということは明らかなんでありますから、そなりますと、いやどうも千六百円がはたして小額かとおるわけでございます。

税でいくという官房長官の言明があつて今日に至っているのでありますけれども、皆さん方の考え方として、全額非課税は千六百円までよろしい、こういうふうにお考えですか。

○泉政府委員 この点につきましては、この給与法が年内に成立いたしまして公布施行されます場合におきましては、明年一月一日以降支給すべき通勤手当から千六百円までは非課税の措置を通り抜いたしたい、かように考えております。

○大田委員 与野党間話し合いの結果でありますから、私はたってこうしろというところまでは申し上げませんけれども、一月一日からという考え方ですね。おそらくそれは民間等の会社工場におきまして、すでに九月、十月、十一月、十二月分は徴税をしてしまっている。したがって、いま九月という給与法の実施時期、これに時期を合わせるということは、その間の技術的な問題を含めて困難だということだと思いますが、しかし、その困難さも二つに分けられるわけでありまして、ここまでと与野党間の話し合いにおいてないようありますけれども、分けられるという意味は、前回の三十九年の一月六日でしたか、このときもさかのぼっておる例があるわけであります。さかのぼってどうしたかというと、年末調整等で調整をしておるわけです。したがって、そうなると、技術的にはさかのぼったからといってやれないわけではない。ただ年末調整をやってしまっている事務所が山ほどあるとなると、そこでやりかねんということはちょっと困難だという問題があります。そういうふうなところがおそらく困難だという理由になるんじやないかと思うのありますけれども、その辺の、まず技術的に九月なら九月に遡及は困難だという理由を明確にしておいていただきたい。

○泉政府委員 おととばでございますが、前回この通勤手当の非課税の限度が引き上げられましたのは、昭和三十八年の年末に給与法が改正され、この場合も給与法の改正自身は遡及したわけありますが、しかし、通勤手当の非課税の措

置につきましては、三十九年一月一日以降支給すべき通勤手当から非課税の限度額を引き上げる措置にいたしましたのですから、非課税の措置そのものは遡及をおられないのです。

それから九月にさかのぼって通勤手当が支給されるのであるから、その九月にさかのぼって引き上げられる分についても非課税にすべきではないかという御意見でございますが、これはお話をございましたように、すでに民間におきまして、九月から十二月分につきまして通勤費につきまして、先ほど申し上げましたような現物給与の形で支給いたしました場合、九百円以下の部分につきましては課税しないという取り扱いでやつておるわけであります。したがって、これを廻及適用といたしましたと、民間で多数の給与所得者につきまして年末調整のやり直しをしなければならないという問題がございまして、非常に手数であるといふことです。それからいま一つは、国家公務員についてそのような通勤手当が増額されるのであれば、民間についても増額されるべきではないかというような議論も誘発いたしました。なぜなら、民間の企業といたしましては、過去にさかのぼって民間の通勤費について金額を上げてもらいたいというような問題も出てこようかと思います。そういうふうになりますと、給与の支払い者である民間企業といたしましては、非常にわざわざ手続を要することになります。したがいまして、こういう通勤手当に課税しないといふことは、先ほど申し上げましたように、公務員の給与として支給される通勤手当が一応最低のものであろう。したがって、そこまでは課税しない扱いが穩當であらうということから非課税の取り扱いといったすものでございますので、そういうこと

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、通勤費に使用されるということから非課税の措置をとるわけでございますが、今回増額されましたが、現実に公務員としましては、すでに九月から十二月の今日までは、通勤の事跡がありまして、今回通勤手当が九月にさかのぼって増額されますが、これは通勤費に使用されるというよりも、一般的の給与と同じように支給される形になるわけでございます。(通勤の事跡がありません)それで通勤いたしたわけであります。したがいまして、今回通勤手当が九月にさかのぼって増額されると、これは通勤費に使用されるというよりも、一般的の給与と同じように支給される形になるわけでございます。

○大田委員 人事院が勧告をするという制度が今 日とられていて、ILO問題等私も多少専門家の一人でありますけれども、代償機関であるという厳しい事実、政府部内の統一見解、これも明確になつておるわけであります。そうすると、勧告が出来たその結果、五月から時期的には実施をしろ、こういう勧告でありまして、しかもその勧告の内容に、四月調査という時点において通勤費の実態の調査、標準生計費等から見てそれが正

しいというのが、人事院の見解であります。これが法的な不備がありますから完全実施ができないということで、時期がおくれることが続いている。度合のほどはありますけれども、それだけ生活は困窮をする。してみると、人事院の見解をそのとおり考えていくとするならば、一ヶ月の給与所得の中から通勤費というものは別個に計算をされる。そうすると、食生活その他に使われなければならない部分からその月は通勤費を出して、現に通つたのでありますから通勤をしているわけであります。はたして必要経費ということばが成り立つかどうかは別といたしまして、そういう議論もあるのでありますから、そうなると、当然それは通勤費たるべきものをそれが改定実施がおこなわれるため、本人が苦しい思いをして生活を切り詰めるというふうな形の中で支払つてしまつて、こういうことになるわけであります。だから、さかのぼって九月から実施をすると

○大田委員 人事院が勧告をするという制度が今 日とられていて、ILO問題等私も多少専門家の一人でありますけれども、代償機関であるという厳しい事実、政府部内の統一見解、これも明確になつておるわけであります。そうすると、勧告が出来たその結果、五月から時期的には実施をしろ、こういう勧告でありまして、しかもその勧告の内容に、四月調査という時点において通勤費の実態の調査、標準生計費等から見てそれが正

しいというのが、人事院の見解であります。これが法的な不備がありますから完全実施ができないということで、時期がおくれることが続いている。度合のほどはありますけれども、それだけ生活は困窮をする。してみると、人事院の見解をそのとおり考えていくとするならば、一ヶ月の給与所得の中から通勤費というものは別個に計算をされる。そうすると、食生活その他に使われなければならない部分からその月は通勤費を出して、現に通つたのでありますから通勤をしているわけであります。はたして必要経費ということばが成り立つかどうかは別といたしまして、そういう議論もあるのでありますから、そうなると、当然それは通勤費たるべきものをそれが改定実施がおこなわれるため、本人が苦しい思いをして生活を切り詰めるというふうな形の中で支払つてしまつて、こういうことになるわけであります。だから、さかのぼって九月から実施をすると

○大田委員 人事院が勧告をするという制度が今 日とられていて、ILO問題等私も多少専門家の一人でありますけれども、代償機関であるという厳しい事実、政府部内の統一見解、これも明確になつておるわけであります。そうすると、勧告が出来たその結果、五月から時期的には実施をしろ、こういう勧告でありまして、しかもその勧告の内容に、四月調査という時点において通勤費の実態の調査、標準生計費等から見てそれが正

は、少なくとも公務員の責任ではないのでありますから、公務員の責任でなくてそれてくるのでありますから、そうなりますと、その犠牲を、つまり幾らの金であっても筋の問題でございまして、本人に負担をさせるということは好ましからぬことと思うので、冒頭に実は二、三回法的措置が必要ではないかという御質問を申し上げたつもありなのでありますて、その辺のところをあわせてひとつもう一べん御答弁いただきたい。

○泉政府委員 お話の点はごもっともでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この通勤手当につきましては、所得税法上は非課税の規定がなく、ただこの支給の内容からいたしまして実費弁償的な性格を持っておって、それによって公務員のみならず民間の給与所得者が通勤のために要するものであるというその性格からいたしまして、妥当な範囲以下のものにつきましては非課税、課税しないという措置をとつておるわけであります。その妥当のものかどうかかということは、國家公務員の場合が一番最低額であろう、それは最低額を国会におかれまして引き上げるのが望ましいという決議といいますか、そういう御意思が決定されたときから、社会的に見てそれだけのものは課税しないのが妥当である、こういうふうな見解になるかと考へて、国会で、御意思を決定された後に、われわれとしては取り扱いで非課税の措置をとることにいたしたいと考えておるのでござります。ただ、法規的に申しますれば、法規がございまして——いまのような取り扱いでなしに、規定がございますれば、これは多少の困難さはございましょうとも、さかのぼつて非課税の取り扱いをする——取り扱いというか、非課税の措置の適用を受けるということになり得ると思ひます。ただ、法規的にそういう規定を設けるにつけましては、從来、先ほど申し上げましたように、通勤手当となれば何でも非課税にしていいかというと、先ほどの重役さんの場合、特に最近は重役さんはお忙しいのだそうでござりますから、東京一大阪間を飛行機で旅行される、これだ

と、いろいろな問題もございますので、法規の上で通勤手当ということは一律に規定しにくい面がございます。しかし、この点につきましては、主税局長のほうから御答弁いただきたいと思います。

○ 塩崎政府委員 ただいま大出委員の御質問、私は非常に深い所得計算原理の問題だと思うのですがあります。私は、単に通勤手当のみならず、たとえば薪炭手当、石炭手当、さらには先生方議員の種々の手当まで、どういうふうに見るかといった問題に関する問題だと思うのでござります。それでは、先ほど来長官からるる御説明がありましたように、この通勤手当の処理の問題は、過去の沿革から、小額不追及、あるいは現物給与の、申しますれば選択性がないこと、あるいは評価がむづかしいこと、これらあたりからスタートしたものだとも思うのですがございますけれども、同時に、よく考えてみますと、はたしてこれは所得であるかどうか、必要経費と考えられるかどうか、そのあたりは雇い主のためにあるのか、雇われた従業員のためにあるのか、そのあたりの、所得であるのかないのかという根本的な問題だと思ってござります。しかし、先ほど申し上げましたように、この問題は、所得税の所得の定義がないだけに、また、課税所得の当然の常識の原理で取り扱われる面が多分にある。したがって、通達で規定されましても、そんなに不合理でない面がございまます。しかしながら、先ほど来長官がるる申されおりますとおり、この通勤費をとりまして、何を通勤費といふのか。私は、いろいろな考え方がある、こんなふうに考えてでき上がったのが、一つの考え方でござります。それをどこに求めるか。なかなかむずかしいのでございましょうが、一つのよりどころを恣意的に流れない国家公務員

のベースに求めたのが、この九百円であり、今まで
変わった千六百円である、かように考えているのです
ございます。したがいまして、おっしゃるとおりに、通勤費全額非課税という考え方もございま
すが、同時に、それは一方、平均的なものだけです
いいのではないか。それが現在の所得を得るために
の経費ではないかというふうな考え方のほうが、
より妥当性があるのではないか、こんなような感
じがいたしております。したがいまして、法律に書いた
書くか書かないかという問題だけではない。所得控
除であるかどうか、皆さん議員の先生方の各種の手
当もはたして所得であるかどうかといった問題だと思
うが、あるいは書かなければどうかといった問題だけ
だけでは済まない、むずかしい問題だと思います。
しながら、同時に一方給与所得者には給与所得控
除という必要経費を見たものが別途にござります
問題は、各種の手当の問題とあわせて関連して深
く研究しなければいかぬと思っております。しか
しながら、同時に一方給与所得者には給与所得控
除という必要経費を見たものが別途にござります
ので、簡単にこれだけはずしていくこともできな
い。さらにまた平均的なものでいいという考え方
もございます。このあたり非常にむずかしい問題
態によりまして不公平に流れるようなことを考え
ますと、簡単に全額非課税ということもできな
い。さらにまた平均的なものでいいという考
え方がいいと思います。このあたり非常にむずかしい問題
で、どこまで書くか。やはり通勤手当だけの問題
ではない。旅費も非課税になつたし、これは所得
でないことの一つのあらわれ——これは差額があ
りましても、全体といたしましては差額がない、
全部旅費に使われてしまつという点で非課税にし
ているので、所得でないという筋が鮮明だらうと
思います。しかし、それが紙一重の問題がたくさん
あります。それなりに私はわかるのです。私も税制
などということが専門ではございませんから、そ
しもして処理したい、かように考えております。
○大出委員 塩崎さん、泉さん両所のおっしゃる

行税法などというのは非常に非情なものでして、民間会社が安く土地を買っておいて、政府が持ち家制度なんと言つてもさっぱりやつてくれぬものですから、一生懸命土地を職員にあつせんして、社宅制度もマイナスなんで、できれば会社の企業努力も含めて、つまり持ち家制度を会社がやってやろうというので、坪当たり一萬五千円で社員に土地をあつせんをした。ところが、会社側がいろいろなことをして前に買っておいた土地でありますから安いのです。たまたま国税庁のほうは、これは時価に直すと坪三万円だから、一万五千円分は現物給与だ、だから課税をするなどという見解をおとりになるわけです。やはりそれは政府の責任である、怠慢だからということになるのだけれども、理屈の上では、それは現行法上通らぬということになる。すると、いま私が申し上げたのはささやかな矛盾なんだけれども、せつかり九月ということで、努力の結果、相互努力でしょう、実施時期がきめられて、やれ九百円が千六百円になるわいと思つてゐる人がたくさんいるわけです。ところが、それは今日まで非課税なんだから非課税だと思っているところに、いや税金がかかる。九、十、十一、十二月までかかる。四ヵ月分はかかる、一月一日からはかからないといふことになりますと、つまり通勤をしているいわゆるつとめ人といふのは、そこまでこまかく計算をしながら生活をしているわけですから、そういうふりますと、性格的に非課税でいいものを、国会の場面あるいは技術的な面等いろいろなこととか、という気がするわけです。そういう意味では、これは単なるズレなんですね。だから、そうなると、そういう理屈から言えば、所得税法上の取り扱いとして、非課税の対象に何かしかの理由でしておかなければならぬものであろうと思う。私も、何も新幹線ができたからといって、静岡から通っている重役さんまでも通勤費を現物給与とみ

なせと言つてゐるわけじゃないのです。おおむね常識としまして……。そなりますと、今日の住宅事情からやむなくいろいろな機関があつせんをしてゐる職員住宅というものは、公務員の場合もそうでありますけれども、だんだん都會地から離れていく。私は横浜におりますから、横浜の出身ですからよくわかるのですが、ものすごいふえ方をし、だんだんだんだん遠くなる。それは世の中が近代化したから遠くなつたのぢやない、そういう意味で遠くなつたのぢやなくて、都市集中とう形の都市現象の一つかなんですね。そうだとすると、小額だから不追及という意味ではなしに、性格規定づけの面で、それは多少金が大きくなつても非課税なのだとさうふうにしていただきぬと、どうも将来筋が通らなくなるのぢやないかという気がするわけです。ですから、こまかい技術的な問題は私もよくわかりませんけれども、それらは専門的に御検討いただくとして、びちっととらえておきたい一点は、限度はあるかもしけない、新幹線で静岡からというのまで認めるというのぢやないわけでありますけれども、つまり今日の都市現象その他から見て、普通のサラリーマンあるいは公務員がやむを得ず居住が遠くなる、したがつて通勤費があふえるという現象を、一つの現象としてながめていただきて、どの辺に線を引くかということをお考えいただきたいのですが、少なくとも非課税対象ということには将来して いたいだけで、通達で行なうために出でくるようなズレということをお考えいただきたいのですが、少くとも院の給与勧告制度なんというものがあしたからなるとも思えませんから、毎年毎年——政府が何でもないのだけれども、それも簡単にそういうかないと思うので、皆さんもそういう対象になる公務員のはずなので、その辺のところは少し親切に、佐藤総理のおっしゃる人間尊重ではないけれども、手の届くような形の御考慮が望ましい、こういうふうに考えるわけなのです。そこを実ははつきりさしておきたいと思う。

○塩崎政府委員 確かに御指摘のとおり、住宅事情は都市の集中化に伴いまして悪くなり、郊外へ行くというような状況でございます。ただいま申し上げましたように、千六百円というふうなことが国家公務員のベース、しかしながらそれが唯一の基準かと申すと、確かに唯一の基準ではございません。したがいまして、今後は通勤手当において大きいものがありますけれども、私はいまおつきましては——これのみではない。各種の手当、しかも乱用のきわめて多い、また波及度のきわめて大きいものがありますけれども、私はいまおつやつたような点を考慮いたしまして研究いたしたいと思っております。

○大出席員 こんなに長く質問をしなくともいい内容なのでありますけれども、あえてこういいう長い質問をいたしましたのは、二月十五日にやがてまた上がる。そこで、今回の千六百円をめぐっての大蔵省内的お話を多少漏れ承ると、九百円が千六百円になって、そこまでどうも非課税とはとうとうような考え方があるようにならは耳に入つたのです。したがいまして、将来また二月十五日の運賃改定なんかで上がってきました場合、あるいは私鉄運賃その他で上がってきた場合に、どうも千六百円でも多過ぎると思ったのに、さらに上がったのではなくなどといふ意見が出てくるようになると、待つておつてむだなエネルギーを使って措置をしなければならぬということになつては、正直申し上げて困る。ですから、少し長くなりましたが、そこを実は考えて、この際ひとつ性格規定づけについて、いま塩崎さんがおっしゃったようなところのはつきりした御答弁を賜わっておきたい、こう思つたので念を押して申し上げておるので、こほひとつ将来に向かってお含みをいただきたいと思うわけです。

それからもう一つ確認をしておきたいのですけれども、一月一日、これははつきりそれによろしいわけですね。そういうお考えでよろしくござりますか、もう一ぺん念を押しておきます。

○大出委員 それでは将来の点を念を押しまして、以上で質問を終わります。

事務的な点のみの質問をしようと思ったわけではないので、お答えいたぐ皆さんに御迷惑がけでもと思って、大西さんに御出席をいただきたいと思ったのですが、冒頭に承っておきたいのは、大西さんの時間のあきくあいと申しますか、ちょっと御予定を聞かしていくだけないかと思います。

○河本委員長 政務次官は一時過ぎに来られるそうです。

○大出委員 事務的な点を御質問申し上げまして、どうしてもちょっと先に進まぬようなことになりました場合には、そこだけ抜かしていただきて、後ほど受田さんの御質問でもおやりになつたあとでもけつこうでございますから、責任ある方に御質問しなければならぬことになるかもせんので、先に委員長に御了承を賜わっておきたいと思います。

実は、私は佐藤総理に地方公営企業関係の給与財源について御質問申し上げたのでござりますが、朝日新聞等に出ておりましたように、政府も協力する、こういう意味の御答弁をいたいたわけなんであります。まあ正確に申し上げておきまことに申しますと、「公営企業は独立採算制が本来の建前だが、収入が少なければ放っては置けない。」というのが総理の答弁の一つであります。まあ同時に「地方自治体と相談して借入金や起債について政府も協力していきたい。」こういうふうに答弁をされているのであります。この二点が実は総理答弁のポイントなんであります。それからもう一つ、念のため申し上げておきますが、二十日に、例の公務員貯金がきまる給理裁定の前日でございますが、成田社会党書記長並びに自民党的田中幹事長との間のやりとりがございまして、この中で田中幹事長のほうから提起をされております問題いたしまして、地方公営企業の職員についても、財源措置は政府は責任を持って行なう、こういうことを地

方公務員及び地方公営企業職員、こういう表現で提起をされておるのであります。そこで問題になるのは、今回の財政措置に関する特例法、つまり財特にある三百億というの、先般も申し上げましたけれども、三百億ではないのでありますけれども、残る六十数億は各自治体の努力による、こういうことで三百億の借り入れ金を考えておる、こういう内容でございます。しかも念のためにつけ加えますけれども、それは交付団体だけが対象であります。特に公営交通の大赤字などをかかえていいるところは大都市であります。しかも念のためにつけ加えますけれども、やはり自治体直接の関連はありませんけれども、やはり公営企業問題についての御答弁を賜わりたいと思っております。特に公営企業関係も苦しいという事情にございますので、そういう点で実は自治省の皆さんに少し公営財源が不足しているところというのは、あわせていります。かつまた、永山自治大臣に先般給与問題の御質疑を申し上げるときに、答申の出る前で、その前で実は公営企業にございまして、公営企業関係もございまして、公営企業については触れないでもらいたいというお話を非公式にございましたから、あえて触れずに地方公務員関係だけを申し上げたのであります。そういう面からひとつ御答弁を賜わりたいのであります。

いて事務的にお聞きしたいと思いますけれども、自治省としては何がしかの態度をおきめになつておるのかどうか、ますこの点を確かめておきたいと思います。

○鎌田説明員 地方公営企業制度調査会の答申に基づきまして、私ども現在二つのことを考えておるわけございます。一つは法律上の措置でございます。

法律上の措置といたしましては、制度調査会の答申に基づいて、公営企業の組織、給与、財務、それから広域経営の方式、こういったことを内容といたします地方公営企業法の一部改正を行ないたい。これは関係行政との調整も終わりまして、できますならば来年早々にも提案の運びについて、できましたならば、御審議をお願いいたしたいと考えておる次第でございます。

それから財政的な問題といったしましては、一つは公営企業の起債の問題でございます。現在、公営企業につきましては、かなりのものが市場價であるいは縁故債、こういったものによっておるわけありますけれども、御案内のとおり設備投資が進んでまいるものでありますから、資金コストが非常に高くなつて、こういった点からいたしまして、できるだけ政府資金あるいは公営企業金融公庫資金、こういった原資を多くいたしますことによつて資金コストの負担というものを軽くいたしまりたい。

それから、これはかなり問題があると思ひますので、私どもの考え方だけを申し上げますけれども、地下鉄等につきましては、非常に設備投資が大きゆござります。御存じのとおり、公営企業については原価を料金に織り込む、こういうたてますになるわけでございますけれども、地下鉄等の場合でござりますと、あの膨大な建設投資をそのまま料金にはね返らすということになりますと、非常に過大になるものでありますから、こういったものについては、できるならば利子補給をいたしたい。それによつて料金へのね返りをできるだけ軽くとどめたい。ただ、これはかなり新

しい考え方でございますので、私どものいわゆる予算要求という形で出しておるというふうに御承認でございます。

それから財政措置の大きな第二の問題といったしましては、ただいま御指摘になりました、すでに三十九年度末において六百六十億に近い累積赤字がございます。これをしょって公営企業が今度運転してまいるということになりますと、これはたんへんなことになるわけでございますので、これについては、すみやかに財政再建の措置をとらせたい。これはかつての一般会計においてとりまして、財政再建措置と同じよう、再建計画を立ててしまいりたい。こういうことで赤字再建をはかってまいりたい。これは今度の予算要求に関連をする問題ということに相なるわけであります。

以上でございます。

○大出委員 いまの御答弁の中で確かめておきたのですが、法律上の措置の中、組織、給与、財務というふうにお話してありましたですかね。

それから、たしかいま組織、給与、財務の三つではなかつたかと思いますが、もう少しつけ加えておられるとすれば、もう一べん、このところを御質問いたしたい。もう一つ、利子補給というふうに言つて、予算要求と、こうお話をあります。したがつて、つまりこれは利子補給財源という意味の予算要求と理解していいのかどうかという点とあわせて、これは答申もありますけれども、赤字たな上げ、利子補給、財政再建措置ということが字たな上げ、利子補給、財政再建措置ということを法制の内容といたしておるわけでございま

どもが考えておりますのは、組織の問題といたしましては管理者でございます。管理者の職務権限をもつと強めまして、いわゆる経営的な手腕と申しますか、そういうものが發揮できるよう位、権限というものを高め広めてまいりたい。

それから給与の関係につきましては、これは地方公営企業制度調査会の答申にもございますけれども、いわゆる年功序列型の給与体系というものではなくて、業績の反映せられた能率給給的なものを持っていくべきだ。こういう思想がございます。これを取り入れてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから独立採算の点につきましては、御存じのとおり、一般会計で当然持つべきものが企業会計の負担になつておるという面で、企業会計と一般会計との負担区分が明確でないものがござります。これを明確にいたしますことによりまして、企業会計における一般会計で持つべきものは持たせる。その後において企業会計においては独立採算に徹してもらう、こういう考え方でございま

す。

それから広域経営といったしましては、最近特に水道なりあるいは交通なりというものにつきまして、市町村の区域を越えた経営というものが許されております。それに対しまして、現在の自治法にあります、一部事務組合の組織で経営をするということになりますと、どうしてもからだが重い、

こうしたことになりますて、いわゆる機動的なと申しますか、能率的な経営に欠けるうらみがござります。

それから予算要求を出しておりますのは、利子補給に要する額で、初年度分を予算要求で出しておるわけでございます。

それから赤字債券につきましては、やはり前の監督権限というものを明確にしなければ利子補給はしない、これにつながつていくものの考え方と受け取れるのであります。そことところはどういうことでありますか。きわめて事務的に聞いておられますから……。

その企業で出していくだく、その計画に基づいて誠実に再建を履行せられるものについて利子補給を行なつてまいりたい、こういうことを考えておる次第でございます。

○大出委員 いまの点で承りたいのですが、管理者の職務権限というお話をなんですが、これはどういうことかということが一つ。

それからもう一つ、年功序列型をやめて、能率給、職務給的なものを取り入れたい、これだけしか言わないのですけれども、その答申の中には定期制が入つてます。

それからもう一つ、年功序列型をやめて、能率給、職務給的なものを取り入れたい、これだけしか言わないのですけれども、その答申の中には定期制が入つてます。そこらのところは、どうせここまでお触れになつたから聞くのですけれども、どういうふうに御検討なさっていますか。

○鎌田説明員 定年制の問題は、まあ現在私どもが起案をいたしております段階では検討はいたしましたけれども、実は、公務員全体の定年制の検討の問題でございます。御存じのとおり、地方財政の中におきまする給与財政と申しますか、給与の占める割合というものは、非常に大きいものであります。かつ、年齢構成におきましてかなり高年齢の者が多いという形で、給与のいわゆる重みというものが非常に大きい、こうしたことから、やはり地方公務員全体についての定年制の問題といふものがございます。それとの一連の問題として検討するか、あるいは公営企業のほうが、そういう意味におきましては、これは財政的な面でも、何と申しますか、危急存亡のふちに立つておるというところでござりますので、あるいはそれと切り離して行なうか、この点については、なお検討中でございます。

○大出委員 一つ質問に対する答弁が抜けましたから、答えてください。管理者の職務権限……。ばくたることを申し上げたわけありますが、結局現在の制度でありますと、大きな、たとえば企業の経営の基本に関するような問題も、あるいは比較的そのときそのときのマネージメントに属するようなものも含めまして、いわゆる知事の権限になつておる、こういうところから、この知事なりあるいは議会なりの、いわゆる議決あるいは知事

の決定といいますのは、業務運営の基本に関する事項にとどめまして、たとえば職員の任免でございますとか、あるいは地方債務の実施計画でございますとか、あるいは地方債務の借り入れ手続でありますとか、そういう業務については、できるだけ管理者自身が自分の責任において行なえるよう権限の委譲を行ないたい、こういうことでございます。

○大出委員 いまの最初の答弁の中の、公営企業の起債、つまり財政上の措置と言われた中で、企業債、縁故債が多い、設備投資が進んでおる、したがつて資金コストが負担が高くなつておる、ごもっともで、そのとおりなんあります。そこで法律改正、こう言われておるのであります。が、地方公営企業法の十七条、これは独立採算をきめておるところだと思いますが、これは前の何国会か私忘れましたが、附帯決議がついておりますね。一般会計が負担した場合に、これに対して政府は、その他公共団体に対して財政の援助措置を講ずるというところで、つまり私の聞きたいのは、そういう意味等も含めて十七条をいじるのかどうかといふこと。それからもう一つ二十二条、これは起債の自由が企業債の場合に保障されておる形になつておりますね。ところが地方自治法の二百五十五条——私ちょっと六法を持っていますから、失礼ですがそちらでお調べいただきたいのであります。押えられておますが、二百五十三条でこの監督権限が知事、国、二つに分かれておるはずであります。押えられておるわけであります。だから、企業債の起債の自由が法律的には保障されておるのだけれども、二百五十三条でびたと押えられておる。死文化されてしまうわけです。用をなさない。これらあたりはどう考えておるのかということ。それから二十三条の建設資金ですね。つまり公団体の企業債の中で、償還期限を定めない規定がありますね。私が理解する限りでは、外国でも例がありますが、いわば永久債的なもの、英國の例のロンドンの港における九十九年債などというものがありますね。ああいう性格のものというふうに理解して

おる条項なんありますが、こういうふうなところに手をつけなければ、また永久債的な、法律条文をそのように運用するということ等が行なわれますれば、償還期限等の問題とか、あるいは伝統病の予防、防疫、こういったものも病院にやらなければ、債務がどんどんふえるという形の中でも、さらに焦げつきがあえていく、雪だるま式に苦しさが増していくということになるわけですが、こういうふうなことをあなたがいま言われる場合は、法改正といふことを――間違つておれば御訂正願いたいのですが、関係行政官庁との打ち合わせを終えて、できるならば来年とおっしゃつておるわけであります、差し迫つた問題でありますから、あわせてひとつ御説明をいただきたいと思います。
○鎌田説明員 法律の改正案は来年早々にも出しますが、差し迫つた問題でありますから、あから予算、財政措置はいつまでもありますから申し上げておるわけであります。それが、明年度の予算あるいは財政投融资計画の策定の段階で、これは当然それで片づけてまいらなければならぬ段階になっておるわけです。そこでも、これは率直に申しまして、地方債の許可といふものについては、私どもは、大局的と申しますか、事柄の本質から見れば、ないことかと思ひます。いまお尋ねになりました第十七条の規定は、これは特別会計の規定でございます。おっしゃいまるのは、おそらく十七条の二の規定じゃないで

しょうか。

○大出委員 説明しましよう。つまり独立採算の規定を何とかしなければ、一般会計との関係、その他あなたのほうの御説明これは答申もありましたが、二百五十三条での監督権限が知事、国、二つに分かれておるはずであります。押えられておるわけであります。だから、企業債の起債の自由が法律的には保障されておるのだけれども、二百五十三条でびたと押えられておる。死文化されてしまうわけです。用をなさない。これらあたりはうなるか、こういう意味です。

○鎌田説明員 独立採算、特別会計、あるいは私の理解がちょっと不正確でございまして、答弁の要点を失しておるかも知れませんけれども、独立採算と申しますのは、私どもが考えておりましたのは、現在、たとえば看護婦の養成業務、こういったものを病院にやらしております。あるいは救急

業務も病院にやらしております。病院で例を

とつて申し上げるわけですねけれども、あるいは伝

統病の予防、防疫、こういったものも病院にやら

なければなりません。

○大出委員 いまのところだけにしほって私これから質問をいたしますと、実は政治的な点がからんでまいりまして、大臣あるいは政務次官でもないといふのが悪いと思うのであります。その意

味は申し上げておくことはおきますけれども、

起債そのものが償還年限との関係が出てくるわけ

です。これは前の平川さんが自治大臣のとき、赤澤さんのとき、私質問をいたしましたが、大臣は

明確にして、一般会計が持つべきものは、一般会計が出資という形で持つたらいいじゃないか、そ

いう前提のもとで独立採算の原則といふものは貫

いてもらう。そういった意味で、当然これは特別会計を設けなければ、独立採算の収支のバランス

というものは出ないわけでありますから、そういうふうに理解をしておるわけであります。

それから二十二条の企業債の規定でございます。

○大出委員 いまのところだけにしほって私これ

から質問をいたしますと、実は政治的な点がからんでまいりまして、大臣あるいは政務次官でもないといふのが悪いと思うのであります。その意

味は申し上げておくことはおきますけれども、

起債そのものが償還年限との関係が出てくるわけ

です。これは前の平川さんが自治大臣のとき、赤

澤さんのとき、私質問をいたしましたが、大臣は

明確にして、一般会計が持つべきものは、一般会計

が負担をすべきものじゃないか、そういうこと

が負担をすべきものもある。そう

で、現在特別会計で負担をさしているものについ

ても、当然一般会計が持つべきものもある。そ

ういったものについての負担区分といふものを一応

明確にして、一般会計が持つべきものは、一般会計

が出資という形で持つたらいいじゃないか、そ

ういう前提のもとで独立採算の原則といふものは貫

いてもらう。そういった意味で、当然これは特別

会計を設けなければ、独立採算の収支のバランス

というものは出ないわけでありますから、そういう

ふうに理解をしておるわけであります。

それから二十二条の企業債の規定でございます。

○鎌田説明員 今はまだ、いはゆる具体的な業

務の実施計画でございますとか、あるいは地方債

の借り入れ手続でありますとか、そういう業務に

ついては、できるだけ管理者自身が自分の責任に

おいて行なえるよう権限の委譲を行ないたい、

こういうことでございます。

○大出委員 いまの最初の答弁の中の、公営企業

の起債、つまり財政上の措置と言われた中で、企

業債、縁故債が多い、設備投資が進んでおる、し

たがつて資金コストが負担が高くなつておる、ご

もつともで、そのとおりなんあります。そこで法

律改正、こう言われておるのであります。が、地方

公営企業法の十七条、これは独立採算をきめてお

るところだと思いますが、これは前の何国会か私

忘れましたが、附帯決議がついておりますね。一

般会計が負担した場合に、これに対して政府は、

その他公共団体に対して財政の援助措置を講

ずるというところで、つまり私の聞きたいのは、そ

ういう意味等も含めて十七条をいじるのかどうかと

いふこと。それからもう一つ二十二条、これは起債

の自由が企業債の場合に保障されておる形になつておりますね。ところが地方自治法の二百五十五

条——私ちょっと六法を持っていますから、

失礼ですがそちらでお調べいただきたいのであります。押えられておますが、二百五十三条でこの監督権限が知事、国、二

つに分かれておるはずであります。押えられておるわけであります。だから、企業債の起債の自

由が法律的には保障されておるのだけれども、二

百五十三条でびたと押えられておる。死文化され

てしまうわけです。用をなさない。これらあたりは

どう考えておるのかということ。それから二十三

条の建設資金ですね。つまり公団体の企業債の

中で、償還期限を定めない規定がありますね。私

の理解がちょっと不正確でございまして、答弁の

要点を失しておるかも知れませんけれども、独立採

算と申しますのは、私どもが考えておりましたのは、現在、たとえば看護婦の養成業務、こういつ

たものを病院にやらしております。あるいは救急

形に相なつておるわけでございます。

それから二十三条のこの規定については、なお

これが活用方については、御注意、御指摘のあり

ました点を私ども体してまいりたいと思って

ております。こういったものは、本来一般会計

が負担をすべきものじゃないか、そういうこと

で、現在特別会計で負担をさしているものについ

て、負担をするべきものもある。そういうふう

なことをあなたがいま言われる場合は、法改正とい

うことを――間違つておれば御訂正願いたいので

あります。が、関係行政官庁との打ち合わせを終え

て、できるならば来年とおっしゃつておるだけで

あります、差し迫つた問題でありますから、あ

わせてひとつ御説明をいただきたいで

ります。それが、明年度の予算あるいは財政投融资計画の策定

で、いまお尋ねになりました第十七条の規定は、

これは特別会計の規定でございます。おっしゃいま

るのは、おそらく十七条の二の規定じゃないで

しょうか。

○大出委員 説明しましよう。つまり独立採算の

規定を何とかしなければ、一般会計との関係、そ

の他あなたのほうの御説明これは答申もありま

ますが、二百五十三条でこの監督権限が知事、国、二

つに分かれておるはずであります。押えられてお

るわけであります。だから、企業債の起債の自

由が法律的には保障されておるのだけれども、二

百五十三条でびたと押えられておる。死文化され

てしまうわけです。用をなさない。これらあたりは

どう考えておるのかということ。それから二十三

条の建設資金ですね。つまり公団体の企業債の

中で、償還期限を定めない規定がありますね。私

の理解がちょっと不正確でございまして、答弁の

要点を失しておるかも知れませんけれども、独立採

算と申しますのは、私どもが考えておりましたのは、現在、たとえば看護婦の養成業務、こういつ

たものを病院にやらしております。あるいは救急

形に相なつておるわけでございます。

それから二十三条のこの規定については、なお

これが活用方については、御注意、御指摘のあり

ました点を私ども体してまいりたいと思って

おります。こういったものは、本来一般会計

が負担をすべきものじゃないか、そういうこと

で、現在特別会計で負担をさしているものについ

て、負担をするべきものもある。そういうふう

なことをあなたがいま言われる場合は、法改正とい

うことを――間違つておれば御訂正願いたいので

あります。が、関係行政官庁との打ち合わせを終え

て、できるならば来年とおっしゃつておるだけで

あります、差し迫つた問題でありますから、あ

わせてひとつ御説明をいただきたいで

ります。それが、明年度の予算あるいは財政投融资計画の策定

で、いまお尋ねになりました第十七条の規定は、

これは特別会計の規定でございます。おっしゃいま

るのは、おそらく十七条の二の規定じゃないで

しょうか。

○鎌田説明員 独立採算、特別会計、あるいは私

の理解がちょっと不正確でございまして、答弁の

要点を失しておるかも知れませんけれども、独立採

算と申しますのは、私どもが考えておりましたのは、現在、たとえば看護婦の養成業務、こういつ

たものを病院にやらしております。あるいは救急

形に相なつておるわけでございます。

る以外にはないんですね。なぜならば、これは国が縛つたんだから。そういうこと。公営企業法の法律の性格づけからいえば、これはたいへんな条文なんですね、第二十二条というのは。その企業体の死命を制する条文なんです。つまり企業債の起債の自由が保障されているわけです。ところが、自治法の二百五十五条できちつと押えてしまうといふことになると、率直にいつて自己資本の求めようがない。といふことになると、先ほどおっしゃっている再建方式等の問題がみんなからんできて、抜本的にこことところを一体どうするのだという一百五十五条というのは、このままで当分の間置くとおっしゃるけれども、当分の間置くといふのは、二百五十条の条文に書いてあるので新聞、國、県の許可を求めなければやれぬようになつてゐるので、法律条文に書いてあるので新しいことではない。そうでしょう。法律条文にあるはずです。私はいま持つてないけれども、あるでしよう。つまり当分の間なんですから、当分の間といつたら、これは公営企業法ができるから何年になるかということなんですね。二十七年でしようと、できたのは。二十七年で、当年四十年ですね。十三年たつわけです。それはまあ改正その他もありましたけれども、そういう点からいきますと、このあたりは一体どう考えるか、もし法改正に手をおつけになるなら。

もう一つの問題は、あとから順序立てて御答弁しやすいよう聞きますけれども、いま答申を関係等につきまして、独立採算制のワク、この関係につきましても、いま答申を頭に置いて皆さんがわざておりますが、性格は二つあるわけだ。ここに書いてあるのは、一つは欠損金が生じた場合に、租税を主たる原資とする地方公共団体の一般財源をもつて補てんするだけの価値があるほど公益性の強い企業であるかどうか――これは答申の文章ですよ、ここで言うところの欠損金とは何かということです。これは本来一般会計で持つべきものであるとかなんとかいう問題ではない。企

業体自体の本質的な問題の欠損金なんですね。そうすると、ここでいってるのは、ふざけた話ですけれども、一般財源をもつて、つまり租税を主たる原資とする、地方公共団体の一般財源をもつて補てんするだけの価値があるほど公共性の強い企業であるかどうかということ。これはあなたが言う趣旨の国が持つべきもの、一般会計が当然持つべきものという性格のものではないのです。これが一つ。それからもう一つは、民営企業の場合と異なり、地方公営企業は、その公共性を確保するという要請に基づき云々で一般会計に負担せしめるべき分も少なくない、こういうふうに分けてものを言つてゐるわけでありますから、したがつて、公共の福祉を増進するという地方公営企業法の第三条、これを基礎に考えていくと、この条文のある限りは、そう軽々しく先ほどの独立採算の問題とからむ答申の一方がだけでものを言われても困るわけなんですね。ですから、それらの点はどうもいま二つだけ課題を出してみたわけなんでありますけれども、大臣、政務次官等お見えをいただかないといふ立場におありますから、そんなのうな担当の皆さんですかども、わかつていてはいけないといふに――公共性という面、つまりいま言わるだけにどうも少し政治的な点についてはものを言ついてはいけないといふ立場におありますから、そういう点で、そこらあたりから少し話していきませんと、以下山ほどあるのでありますけれども、問題の何といいますか、この場における決着がつけにくいですけれども……。

もう一ついま念を押しておきますが、先ほどの法律条文とからんだりいたしまして、法律上の二点と答申の問題と、いま私が述べたことと三つ総合していただきて、膨大な答申ですから、あとから要點のみ承つてしまはうと思っておりますけれども、もし御答弁をいただければいただきたいと思います。

○河本委員長 大西政務次官は間もなく出席します。

○鈴木説明員 ただいまバスの例をお引きにならぬけれども、横浜市等が普通使つておるバスです。三百七十万円かかるバスが、償還期間が五年ですね。そうしますけれども、大体三百七十万くらいかかる。もちろんバスの型もあります。ありますけれども、横浜市等が普通使つておるバスです。三百七十万円かかるバスが、償還期間が五年ですね。それだけの料金を取る。そのほかに人件費その他の一切の経費がかかるわけですから、それも含めて三百七十万円料金收入を得る。かりにそれが五年間で償還できたとする、そういう形で。できたときに一銭もなければ――つまり耐用年数に見合う償還期限だという理屈からするならば、そのバスは廃車ですよ。そうなると、そこでもう一台三百七十万のバスがなければ、第三条にいう公共性という面からの住民福祉の増進はできないわけですね。つまり皆さん方がその原理原則をどう考へてこの答申を受けるか、こことところが前に出ないで、企業のものの持つ資金コストが上がったとか云々とかいうところからだけ、いま言われるような形の法律改正だということになると、私は非常に大きな間違いがあるのじゃないかという気がするのですが、いまあなたのほうで答申をされた法律上の措置、財政上の措置という二つから出てきたものだけをとらえて言つてはいるのですけれども、それについてもいま申し上げたよな、たいへんどうも不納得な点が出てくるので、そこらあたりはどういうふうに――公共性という面、つまりいま言われてるもう一つの面、そのところあたりはどういうふうに受け取つておられるか。それが先ほどの法律条文とからんだりいたしまして、法律上の二点と答申の問題と、いま私が述べたことと三つ総合していただきて、膨大な答申ですから、あとから要點のみ承つてしまはうと思っておりますけれども、もし御答弁をいただければいただきたいと思います。

○鈴木説明員 ただいまバスの例をお引きになられたわけでございますが、いわゆる物それ自身の耐用年数というものと企業債の償還年限というものをできるだけ一致させるということは、基本的にはそのとおりでございまして、私ども努力をいたしておるわけでございます。ただ、その場合

におきまして、答申にあるわけでございますけれども、やはり企業自身、公営企業であつても採算を全然度外視していいということはない。私は、いま例にとられましたような場合の形としては、基本的には料金で吸収をしていく、こういうことだらうと思います。また、その場合におきまして、企業自身の經營努力というものも当然あわせて考へてまいらなければいかぬのじやないだろうか、こういうふうに思う次第でございます。

○大出委員 政務次官がお見えになりましたので、先ほど来御質問をいたしております中の中心になるべき点についてお答えをいただきたいのであります。

と申しますのは、さつきるものを言つてしましましたけれども、要約して申し上げれば、前段で申しましたようにたいへんな公営企業の赤字、単年度赤字、累積赤字が出てきている。かつて方、この委員会が昨年の七月六日にきめました地方公営企業制度調査会の中間答申と最終答申が出てる。こういう前提で、公営企業問題をどうするかという差し迫った段階にあるわけでありますから、そこでこの答申に関する自治省の皆さん方が取り扱い、受け取り方、先行きどうされるかという点を先ほどきわめて事務的に御質問申し上げるかと思いますが、法律上の措置、財政上の措置、二つに分けられまして、法律上の措置の面からは、組織、給与、財務などというふうな面からは法律の一部改正、それから関係行政機関との打ち合わせを行なつて、できれば来年早々にも出したいという事である。また財政上の措置等からは、公営企業の起債、市場債や線故債等が非常に多い。したがつて、それをできるだけ政府資金という形で不良債権的なものなくしていく。それとあわせて財政再建の措置、一般会計との関連などを考へ、利子補給というものをひとつ予算措置等も含めて考へて、赤字たな上げ、利子補給といふ形で、これは自治省が逆に言えど監督権限を強化して地方公営企業を握つてしまふことになる。私は反対なんですが、そういうふうにお進めにな

るというところまでの説明が出ていたわけあります。

そこで、私が基本的に政務次官に承りたいのは、地方公営企業制度調査会の答申というのではなく、いぶんたくさん書いてありますけれども、早川自治大臣が提起したときの諮問に私は忠実でないと考へておられるだけです。諮問のときは私はここにおつたのであります。以後柴田財政局長のどういう理由で諮問をするかという理由説明等も詳細に承りました。公営企業を取り巻く環境の変化ということが、たいへんに強調されていました。これが原因を求めて、今日の公営企業の危機といふものをおつらうに處理していくかという意味のことが非常に大きく述べられていました。これは自らが制度調査会に出しておられる資料等の中にもあります。ところが、そのことをとくと論及、追及するのではなくて、企業それ自体の内部に赤字云々の原因を求めるがごとく答申というのは大筋として貫かれて書いているということに、私は非常に大きな不満を持っているわけです。ところで、へたにこれを自治省が取り扱ってそのままにしかならぬ、こういうふうに私は思っています。そこあたりをどういうふうにこの答申を受け取っておられるか、そしてこれをどういうふうにしゃくしていかれようとするかといふ、基本的なところをひとつ政務次官に承っておきました。

○大西政府委員 お答えいたします。自治省とい

たしましては、いまの調査会の答申の結果を尊重していくことは、当然だと思うのであります。いま御心配になつておられる内部だけの問題だとあります。いま御心配になつておられる内部だけの問題だとあります。いま御心配になつておらないのでございます。そのことは答申の骨子の中にもござりますように、その骨子は、一つにはいわゆる負担区分と申しますが、これを明確にするという

ことがうたわれておるのであります。つまり地方公営企業は、御承知のように経済性といいますか、企業性と申しますか、そういう一本の柱と、もう一つは公共性ということが重大な問題である

ことになります。そこで、この企業会計といふものと、一般行政事務と申しますか、それを含んで

いる部分についての一般会計との負担区分を明確にしていくことが、重大な骨子になると、

思います。したがいまして、これを区分

をして明確にしていきますならば、内部で処理す

べきいわゆる企業性に関する問題については、内

部で処理していくことが、重大な骨子になると、

思うのであります。したがいまして、これを区分

をして明確にしていきますが、

この点につきましては、從来いろいろ議論が

ございます。たとえば病院でござりますと、病院を

病院会計でつくるということはまずない。

一般会

計で病院をつくりまして、その中の運営を病院

会計という形で行なわせる。結局、考え方といた

しましては、一般会計が財政的に十分余裕があ

りますが、そこまではわかるのですが、いまの問

題が一つのポイントになつて、そこから先をどう

考えるかが変わってくるところなのであります。

具体的に申し上げますと、今日公営企業法ができるまで、昭和二十七年でござりますから十三年ばかりたつたわけでありますけれども、一番苦しくなりたつたわけが、なぜですか、それは企業の自己資本がない企業であるところ、それが企業性、経済性を云々されるならば、一番ポイントとしてとらえなければならない大筋は、自己資本というものが全くない形で行なわれている公営企

業であるということだと私は考えておるわけであ

ります。いま御心配になつておられる内部だけの問題だとあります。いま御心配になつておらないの

でございます。そのあたりをどういうふうにとら

えます。いま御心配になつておらないの

<p

第三条にいう住民福祉という面、公共性の増進という面、これは確保できない筋合いたと思う。市電だけとらえてみても、三十五万人の足を運んでいるのですから、単に不採算路線だから廃止しないことでは済まないのである。だから、そういうことについて、この答申をどう受け取るかということについて論議をしなければならない。あるいは論議以上のことになりかねない性格を持っていると思う。先ほど、たまたま非常に手回しの根本を承っておかない、今回の給与財源の確保という問題とからめて御質問申し上げるつもりで始めたわけでありますけれども、根本的な問題に触れるを得ないので、いまのところを政務次官は先ほど公共性、企業性、経済性というようなことを言われましたけれども、抜本的にそのところをどうつかまるかというところがはずされていたのでは、当然答申の都合のよいところだけを自治省の皆さんのがおとりになることになる、この心配があるから申し上げているわけです。

○鎌田説明員 ただいま御指摘になりましたこの地方公営企業の建設改良資金としての企業債については、実は御案内のとおり、答申もあるなつて

いるわけであります。ただ私は、やはりこの答申の趣旨というものにも即しながら、また現在のわ

が国の市中の保有状況、そういう状況から見まして、いまここで地方債の許可というものを全般的にフリーにするといふことが、はたして実情に即したことになるんだろうかどうだろうか。特に国債発行という問題も一方でござります。そうしまずというと、国債と地方債との資金競合という問題も出てまいるわけでございまして、あるいは逆説的だとおしかりをいたぐかかもしれませんけれども、逆にこの企業債の許可をすることによつて、少なくともこれだけの資金の手当といふものは間接的にはできるといふかうになるのでは

ないだろうか。相対でやられるよりは、そういうことでこれだけのワクといふものは少なくとも政

府も認めておるじゃないか、こういうことで資金を確保せられる上に効果があるんじゃないだろうか、こういうような感じもいたします。公営企業についてだけ永久債的なものを多額に許可をする

ということだが、ほかのたとえば国の公営企業体、三公社といったようなものとの関連もございま

しょうし、あるいはまた国全体の資金のいわゆる効率的な使用という面とのからみ合いで、これはちょっと私、一事務官の頭に余りある問題だと思

いますけれども、現在のところはそういう感じがいたします。

○大出委員 私は、この論議の先で、横浜市あるいは東京都、広島、名古屋、大阪、神戸、京都などというところの市の自治体の中における税金、

税収、それから税源分配というふうに考えられ

るもの、どのくらい起債が入ってどうなっている

ということに全部触れて申し上げてもいいので

す。そのつもりでありますけれども、つまりいまあなたがおっしゃるよう、この二百五十条で

縛ったということは、国が責任を負つたというこ

となんでしょう。そこで、私は答申について一番疑

わるわけですね。そこで、私は答申について一番疑

だからこそ二十三条のような永久債の規定まで

申上げた一例をあげてもいいですが、税捐金を

申し上げた場合に、租税を中心とする地方公共団体の一般財源をもつて補てんするだけの価値があ

るほど公共性の強い企業であるかどうかなん

て、そうでしょう、こんなあいまいな、ふざけた表現はないわけです。ですから、私が申し上げた

のは、そのところ、公営企業法に手をつけられるとおっしゃるのですが、してみると、この二十二条、二十三条というふうなところ、つまり起

債の自由の保障という問題あるいは永久債といふもの考え方、抜本的な自己資本たるべきものにな

るわけですから、そこのところはどう考えておるのかとということを先ほどから繰り返し聞いておるわけなんで、これをひとつ政務次官からお答えをいただけないかと思うのです。

○大西政府委員 お答えになるかどうかわかりませんけれども、答申の中にも、先ほど来御指摘の

責任を負わなければいかぬのですね。負つてないところに、わずか一年ばかり料金ストップをやつた、ところが、三年ばかり前にやつた料金なんだ

から、たいへん騒ぎになつて、四十億をどうするか、早川さんが赤澤さんにかわって、大蔵大臣を攻めあげて、私企業の経営者まで一緒になつて、

いろいろ面におきまして公共性というものを勘案しつつ考えていかなければならない問題だと思いま

す。そういう趣旨で、いま御指摘のような企業債について全く何の制限もない自由といふものが許

されるかどうかは、これは慎重に考えてみなければならぬ問題ではないか、かように考えており

ます。

○大西政府委員 いま言われた公共性が第一の原則だ。私もそのとおり理解しておるので、それは先ほど来申し上げておりますように、公営企業法の第三条に明確に規定されておるわけですし、

だからこそ二十三条のような永久債の規定まで

申上げた一例をあげてもいいですが、税捐金を

申し上げた場合に、租税を中心とする地方公共団体の一般財源をもつて補てんするだけの価値があ

るほど公共性の強い企業であるかどうかなん

て、そうでしょう、こんなあいまいな、ふざけた表現はないわけです。ですから、私が申し上げた

のは、そのところ、公営企業法に手をつけられるとおっしゃるのですが、してみると、この二十二条、二十三条というふうなところ、つまり起

債の自由の保障という問題あるいは永久債といふもの考え方、抜本的な自己資本たるべきものにな

るわけですから、そこのところはどう考えておるのかとということを先ほどから繰り返し聞いておるわけなんで、これをひとつ政務次官からお答えをいただけないかと思うのです。

○鎌田説明員 そこまでいってくれば非常にい

いわけですが、まだ実は私どもの内部で調整と申しますが、そういう段階でございまして、まあ来年早々と申しましたので誤解を与えたのかと思う

わけですが、こここのところは。

○鎌田説明員 そこで、どうも意見を申し上げることになる

ところに、なかなか答弁の側のほうが進まないようですね。だから、そうなれば来春ということだ

と思うので、相当早いです。

○大出委員 かなり幅の広いと言われるのです

が、来年早々と言えば、来年の春というのは早々

だらうけれども、夏になってしまえば早々じゃな

いですね。だから、そうなれば来春ということだ

と思うので、相当早いです。

○鎌田説明員 そこで、どうも意見を申し上げることになる

ところに、なかなか答弁の側のほうが進まないようですね。だから、質問をしていきますから、ひとつ事務的に

答えていただきたいのですが、一つは、この答申の先ほど申しました根本的な原因、公営企業制度

調査会をつくった原因、つまり自治大臣が提案さ

れた理由、柴田財政局長の説明等は、公営企業を取り巻く環境の変化だということが中心だと先ほど申ましたが、つまり都市交通その他が非常に複雑になつてさっぱり路面電車が走れなくなつたとか、一つ例をあげれば、そういう都市集中といふ形の中からくる企業性が失われてしまうというそういう原因、それから物価がやたら上がってしまつて、それにつれてベースアップがどんどん行なわれてしまつた。これは物価が上がるのだから、世の中の労働賃金水準に応じて上がることは当然のことで、さらに物価の値上がりからくる工事費その他の資金コストがどんどん上がるというなれてしまつた。

どうな問題というようなことが七つばかりあげられまして、それで当面の問題と先行きの問題とに分けて、全部で三つあつたのです、制度調査会に詰問をする、こういうことになつたわけなんですが、ところが出てきた答申のままで答申とは、人件費、物件費の高騰と合理化の不徹底だというわけです。それからもう一つは何かといふと、料金抑制なんというのが非常に響いた。それから建設投資等の負担がふえってきたといふうと、つまり企業内部に原因を求めるという求め方から、結果的に何を言つておられるかといふと、料金の値上げをしろということですね。しかもおまけがついて、実際に料金の決定権をまかせようかなんて言う。運輸省はどう言つておるか知らぬけれども、そういうことまで触れてきているわけでですね。だから、「一口で言えば賃金、人件費といふ面を減らせ、もう一つは料金を上げろ」ということなんですよ。そうなると、人件費を減らせということは、働いているほうにしわ寄せしろということだ。それから料金を上げるということは、先ほど政務次官がおつしやつておられる公共性、第三条といふ性格からいって、受益者負担で料金で赤字を埋めろ、こういうことに大筋をとらえるとなる。それは横浜だって、電車、バスを三十円、三十五円にしてごらんなさい。単年度赤字は解消してしまふ。そういうふうなことはできかねる。受益者負担はそこまではできかねるというところに、第

三条が厳然として存在することになるわけです。だから、そうなりますと、こういうふうなところから出てくる意味における年功序列型をやめて、職務給、能率給を取り入れるということ、あなたがいまの御説明では、進めるというわけであります。それが、たいへんこれは僭越ぎわまると思つておる。この答申自体だつて、こんなこと今まで答申する権限なんか何もない。というのは、少なくとも今日企業体と名がつけば、厳然とした労働組合があつて、協定、協約によつて、法律によつて結ばれて賃金その他きまつておるわけです。そうでしょう。そなりますと、今日日本の労使間で一番根本的な問題になつておる職務給だと能率給だとかあるいは年功序列型をどうするかとかといふふうなところを、しらうとの、そちらの地方公営企業調査会の委員になつたくらいの諸君が、答申などといつて出すこと自体私は間違いだと思つておるんだけれども、そこへ持ってきて、またそれを受けて自治省あたりがそこまで触れておるのをうなづくことは、私はたいへんないことだと思つておるんだけれども、そこへ持ってきて、またそれを受けたは困る。私も戦後総評の副議長を六年もやつてきておつて、それでも職務給といふもの、能率給といふもの、年功序列型といふものについておもはつて、たくさんの議論を私は持つておる。職務給のいいところもわかつておる。能率給のいいところもわかつておる。それを、ここで言つておる職務給とは何であるか、能率給とは何であるか、年功序列型は——いまくずれてきておるが、どういふものをおさしておるかといふところまで何も触れない形で、しかもそれを自治省が、先ほどのようないふことを言わると私は困るので、抜本的な問題に帰つて、この答申の受け取り方を聞かせてく

○大出委員 永山自治大臣に前回、地方自治体、公営企業を含めて今日赤字でたいへんな危機になつてゐるが、その根本原因は何かと聞いたら、自治大臣答えていわく、高度成長政策のひすみだといふ御答弁ですよ。ここでいうところの人件費、物件費の高騰といふのは、高度成長政策がとられて今日まできた、いい面と悪い面とあります。それをおさしておるが、どういふものをおさしておるかといふところまで何も触れない形で、しかもそれを自治省が、先ほどのようないふことを言わると私は困るので、抜本的な問題が、少し私違うように思うので辺のところの認識が、少し私違うように思うのです。

○大出委員 永山自治大臣に前回、地方自治体、公営企業を含めて今日赤字でたいへんな危機になつてゐるが、その根本原因は何かと聞いたら、自治大臣答えていわく、高度成長政策のひすみだといふ御答弁ですよ。ここでいうところの人件費、物件費の高騰といふのは、高度成長政策がとられて今日まできた、いい面と悪い面とあります。それをおさしておるが、どういふものをおさしておるかといふところまで何も触れない形で、しかもそれを自治省が、先ほどのようないふことを言わると私は困るので、抜本的な問題が、少し私違うように思うのです。

○大出委員 不採算地区の病院等については、答申にありますね。ですから、それはわかります。そこで、私あとしぼつて五、六点に分けて申し上げますけれども、この答申が言つております中身には、物価費といふ面もどんどん上がつてきまつたこと、これまた御存じのとおり。そういうことですね。となると、答申であげておる理由、内部の理由の二つとも政策の問題ですね。何も公営企業が悪いわけでも何でもない。まして働いておる人間が悪いということでも何でもない。世の中が、高度成長政策といふことで所得倍増、結果的に見ればそういうことです。だから、職務給に切りかえる、能率給に切りかえるなどといふ、そういう結論になつておるわけです。私も何べんも読んでみたが、そういうもののとらえ方といふものは、そこまでを答申してもらいたいという諧問をいたしまして、それについての答申の中に給与制度についての考え方があつても、公営企業制度の答申が行き過ぎだとかといふことにはならないんじやないか、こういうふうに私どもは考えます。

それからこの公営企業制度調査会をつくるときには、まわりのことだけが理由であつて、本体のことについては何も説明がなくて、出てきたのは日本体のほうだけだ、こういう点もちょっと私はその当時の事情を知りませんけれども、まわりの事情もあるし、やはり本体の事情もあるし、両方でこの赤字、いわゆる危急存亡のときになつていうことだらうと思うのでござりますが、その辺のところの認識が、少し私違うように思うのです。

○大出委員 永山自治大臣に前回、地方自治体、公営企業を含めて今日赤字でたいへんな危機になつてゐるが、その根本原因は何かと聞いたら、自治大臣答えていわく、高度成長政策のひすみだといふ御答弁ですよ。ここでいうところの人件費、物件費の高騰といふのは、高度成長政策がとられて今日まできた、いい面と悪い面とあります。それをおさしておるが、どういふものをおさしておるかといふところまで何も触れない形で、しかもそれを自治省が、先ほどのようないふことを言わると私は困るので、抜本的な問題が、少し私違うように思うのです。

○大出委員 不採算地区の病院等については、答申にありますね。ですから、それはわかります。そこで、私あとしぼつて五、六点に分けて申し上げますけれども、この答申が言つております中身には、原価主義といふのがありますね。この原価主義といふ面で料金原価に含まれる範囲の問題ですね。これはひとつ非常に大きな問題がありますが、支払い利息、營業費などを含めておりますね。

この支払い利息というものは、はたしてここでいう原価主義云々ということと、さつき申し上げた資本となるべきものとの関連でおかしくなりはしないかという気がする。たとえば地下鉄料金なんかの例をとってもわかるとおり、東京だって地下鉄については一般会計から多少の補てんはしておりますね。実際に一千億当たり三十億もかかるものを、少し掘れば一千億くらいかかるでしよう。それを料金でやるといったってこれはできない。三十年の償還期限ではやっていけないことはおわかりでしょう。そうなると、そういうことについて何らかの形の利子補給でもないことには、それこそやれない。にもかかわらず、この中では支払い利息を単に一般的に含めてしまっておる。したがって、そういう意味の原価主義をどういうふうにおとりになっておりますか、これは非常に将来大きな問題でありますから……。

○鎌田説明員 理論的には、やはり原価に含まれると思ひます。

○鎌田説明員 ただいま御指摘になつたような

点があるものですから、冒頭で私申し上げました

ように、地下鉄についての利子補給という問題

を、新しい問題として現在予算要求をいたしており

るということを申し上げましたのは、そういう趣旨でございます。

○鎌田説明員 それからこれもひとつ確めておかな

ければならぬのですが、先ほど私例を申し上げま

したが、償還期限についてこれを手直しをする、

あるいはもう少し弾力性を持たせて、自治体と相

談をしていく、こういうふうな考え方方は、いま検

討している中にございませんか。

○鎌田説明員 ございます。これも当然今後の問

題になつてまいるわけでございますが、上水道に

つきまして、政府資金を二十五年を三十年に、そ

れから公庫資金は二十三年としたわけでございま

すが、公営企業につきましても、そこから漏れて

おりますところのたとえば工業用水とか下水道、

こういったものも同じにいたしたい。そういう意

味での公庫の別途出資も、予算要求に出しておる

ところでございます。

なお、全般的な償還年限の延長については、統べて努力をいたしてまいりたいと考えております。

○大出委員 先ほどのお話をありました職員の

側、つまり年功序列云々に触れられましたね。そ

ちらの側の、たとえば職務給にするとかいうの

は、どういう形でお出しになるつもりですか。

○鎌田説明員 現在、どういう表現にするか検討

中でございます。思想としては、いままでの申

上げてまいりましたように、年をとつていて能

率というものが悪くなつても、なおまづ伸び

ていく、こういう形の昇給曲線はおかしいのじや

ないだろか、こういう考え方でございます。

○大出委員 そうすると、職務給なり能率給なり

に切りかえるということをよく言われるのです

が、管理者は労働組合相手にそういう俸給体系を

変えるよう交渉をするのでございますか。

○鎌田説明員 給与の基準という考え方方は、現在

でも給与の規定はございませんけれども、その給与

の規定に所要の改正を加えたいと思っております。

○大出委員 そうすると、当然これは労使関係の

問題になる。そら御解釈ですか。

○鎌田説明員 現行法と同じ考え方を持つております。現行法と同じと申しますのは、規定のしか

たということでござります。当然決定せられるの

は労使間で決定せられるわけでござりますけれども、その場合の基準というものは、現在でも公宮

企業法にあるわけでござります。

○大出委員 そうすると、それは法律的な関係は

出でこない。

○鎌田説明員 当然再建措置につきましては、再

建措置の規定が、立法措置が要ります。先ほど、再

私、立法措置と財政措置と、こういうふうに分け

て申し上げました際に、ちょっと表現が不正確で

ございましたので訂正させていただきますが、再

建措置の関係は、当然立法措置を必要といたしま

す。

○大出委員 ところで、この辺で時間があります

から本題に入りますが、佐藤総理は、非常な赤

字で、今回のベース改定にあたつて——大体みな

二月くらいに各地方議会の関係でなつていくのだ

らうと思うのでありますが、そこで独立採算制が

本來のたまえだが、収入が少なければほうて

おかぬ、地方自治体と相談して借り入れ金や起債

について政府も協力していくみたい、こういうお話

なんですが、片方では財特のほうにあるわ

けなんですが、公営企業のほうはないわけであり

ます。その辺はもうちょっと皆さんの段階で、總

理の言わされること引き継いでお考えいただくと

り入れ金云々というようなことまで触れられてお

るわけでございますので、現在どういう表現でござります。

○大西政府委員 御承知のように、地方公営企業法には、例の人事委員会は給与の問題に関与したことになります。

○大出委員 それはようやくわかりましたが、地方公営企業法の改正という形で国会へ出すということですか。

○鎌田説明員 はい。

○大出委員 これも、さつき途中になつておりま

すから聞いておきますけれども、利子補給とは、たとえばどういうふうにおとりになっております。

○鎌田説明員 企業再建債の場合でございます。

○大出委員 たとえばどういうふうに利子補給を提起されるのですか。

○鎌田説明員 企業再建債の場合でございます。

○大出委員 たとえばどういうふうに利子補給を提起されるのですか。

○鎌田説明員 たとえばどういうふうに利子補給を提起されるのですか。

りますけれども、總理の言われることはそういうことだと思います。

いま、東京はどうかわかりませんけれども、横浜にしても、大阪にしても、あるいは他の都市にしても言えることは、多い少ないはあっても、ほとんど赤字をかかえて四苦八苦している。料金値上げをしたとたんにまた赤字だというところであるわけですね。そうしますと、今度のベース改定にあたって、人事委員会その他の――これは準ずるということですから、簡単に言つてしまえば。ですから、これは旧来の慣行もありますから、現実の問題として、いまの状態の中では、じやあ交通だけは上げないというわけにはいかないのですね。そうなった場合に、何とか上げなければならぬ。上げたらとたんに別の面での制約が出てくるというふうなことは困まる。その辺のところがいま実は問題点なので、この間あいう質問をしておいたわけですが、そこらあたり、今回の予測される地方自治体のベース改定について、どういうふうにお考えになつておりますか。

○鎌田説明員 公営企業の給与という面につきましては、ただいま政務次官からも詳細にお答えがございましたように、やはり企業自身の努力によつて給与改定といふものは行なうべきものだといふことは、鉄則といいますか、原則だらうと私は思うわけであります。それに對しまして、この給与改定の原資を用意する世話をするということは、いかがなものだらうか、こういう感じを持つております。

○大出委員 あまりどうもそこら先をこまかく言わぬほうがいいと思って言わないと、一般会計との関係においても、東京なんかの場合には、地下鉄の分については多少見ておつたり、川崎なんかにおきました、たとえば水道が赤字になつても、交通が赤字になつても、それなりの措置は一般会計との関係でやつてきてるわけです。そういうところが各所に見られるわけです。

そこで、先ほど言われる一般会計とそれから独立採算のワクとの相関関係が方々で出てきているわけですね。企業努力の面については、横浜なんかでもやつておりますように、赤字路線の廃止前回の議会でめでみたり、いろいろやつておりますね、さらにワンマン電車を走らせる計画をどんどん進めてみたり。しかし、それはそういう企業努力を幾らやつても、一ぺんに半分の人の首を切つてしまふわけにはまいらぬでしょう。そうでもやつてしまふわけにはまいらぬであります。それで、なかなか半分の人の首を切つてしまふわけにはまいらぬでありますから、その中でもしうまく切つてしまふわけにはまいらぬであります。そうだとすれば、企業努力をやりながらも、なおかつ料金を思い切つて値上げでもせぬ限りは、単年度赤字を黒字にしろという中間答申が出ても、現実にちょっとやりようがないわけですね。それを抜本的にさかのばれば、さつきから申し上げたような固定資産の問題、自己資本の問題まで発展してしまふという性格を持つつてあります。ですから、そういう点について、つまり起債云々というワクについて、そういう事情で赤字だからといって、ベース改定をやつたらとたんに、また自治省のほうは起債のワク云々について将来こうこういう計画を持ってこいといふようなことをすぐ始めるわけですが、そういうところについて、各自治体が自主性を持つてやっておるわけですから、それがスマーズに行なわれていくようになりますが、公営企業法の改正などといふことまでお考えになつてあるとすればなおのこと、こういう点について実は私はものを申し上げたい前提として總理に答弁を求めておいた、こういうわけですから、そのところあたり、あなたのほうはどうお考えになつてあるかということまでございます。

○鎌田説明員 繰り返しになるわけでございますけれども、やはり公営企業自身といつしまして、私は先ほどの總理の御答弁をうしろで拝聴いたしておつたわけであります、あのときに料金の問題についてもお触れになられました。私は、公営企業というのが独立採算ということをたてまつておつた以上は、原則として料金という問題は忘れることはできない。料金を上げるということにつ

いて、やはりもつと勇敢に取り組んで公営企業もいるべきではないだらうかという感じもするわけです。あるいはまた、中での經營の合理化という点につきましても、合理化ということばには本來それだけで非常に嫌悪される向きもあるわけですが、ございますが、そういう意味での合理化ではなくて、広い意味で、どういう方法でコストといふのを、非常に抽象的なことで恐縮でございますが、軽減することができるか。何ももうける必要はないわけでありますから、その中でもしうまく余剰が出るようであれば、むしろ積極的に料金を下げるという方向に持つていいのではないか、そういう意味での企業努力というものを、ちょっとと私どもとしても話し合ひに応じかねる、こういう気持ちでございます。

○大出委員 二つ申し上げておきますが、一つは、さつき私が申したような原因、結果があるわけでして、ずいぶん長い期間にわたって電車が走つておりまして、しかもそれについては地域住民の、つまり受益者の側の負担もあってのことなんですから、してみると、やはり自治省の側も、自治体における公営企業が、病院にしろ水道にしろ交通にしろ、何とかこの赤字を切り抜けて動いていくような同じ立場に立つての努力をしていただかぬと、何か知らぬけれども、つべんで二百五十条でほんと押えてあるような抑え方をされると、自治体といふのはうまく回つていかない。まして税源配分等の関係からいっても、たいへんな負担を負わされておるわけですから、そういう点ひとつそういう方向でのもののが考え方、それが私は出発点になつていただきたいという意味なんです。貸し付け限度額なんかの問題をめぐつても、各自治体はずいぶん苦労しながらやつておるわけですから……。ところが、そこらのところを少し限度額を上げなければ改定ができる、そんなから上げたりしていきますと、とたんに起債の面では制約が加わるといったような形のそ

うとらえ方でなくて、なぜそなつたかといふのを、その自治体における原因、結果、現状を把握して、ともにこれはひとつ前向きで赤字を切り抜けしていくという方向の努力が必要だらう、こういう気持ちなんです。

それからもう一つは、これは承りたいのでありますけれども、つまりいまここまでお話をいたしましたのですから、要綱が何か皆さんの側になればならないと思うわけなんです、この答申を受けて、どういうふうに企業法の改正をやらなければならぬかという。したがいまして、それらの関係の書類がされているのかいないのか、伺いたい。

○鎌田説明員 いわゆる俗なことばで申しますが、たまに思ひません。役所の内部手続の作業段階だといふうに、御理解いただきたいのであります。

○大出委員 そうすると、先ほどお話しになつた大出委員、答申に即しながら、答申についてのお尋ねでございましたわけでありますし、私どもいたしましてもそういう考え方でおるということになりりますか。

○鎌田説明員 答申に即しながら、答申についてお尋ねでございましたわけでありますし、私どもいたしましてもそういう考え方でおるということで御説明申し上げたわけでございます。

○大出委員 くどいようですが、先ほどお話しになつた点はほぼ固まっていると見ていいですか。

○鎌田説明員 先ほど申しましたように、これがら部内の調整を行ない、それから関係各省とも調整を行ないまして、法制局の審議を経て出す、こういう過程になるわけでございます。したがいまして、まだこれで確定をしたというものではございません。

○鎌田説明員 先ほど申しましたように、これがら部内の調整を行ない、それから関係各省とも調整を行ないまして、法制局の審議を経て出す、こういう過程になるわけでございます。したがいまして、まだこれで確定をしたというものではございません。

○大出委員 それでは、部内の予定はいつごろとすることにしてあるわけですか。

○鎌田説明員 國会に出す提案の予定でござりますか。

○大出委員 これからこの案をまとめて法制局云

云といふところまでいまおっしゃつておるのです
が、大体どのくらいのめどで……。
○鎌田説明員 一月の下旬といふところを一応の
目安に置いております。

○大出委員 わかりました。終わります。
○河本委員長 この際、午後三時まで休憩いたし
ます。

午後一時三十九分休憩

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。受田新吉君。

○受田委員 今度の給与関係の改正法案案、御足
労願つてある地方公務員関係の給与の問題から先
に質問をさせていただきます。地方公務員法の規
定による、地方公務員の給与といふものは、國
及び他の地方公共団体の給与を比較してきめられたにしては、著しくアンバランス
である。もちろん地方の特殊性といふものがこ
れに加味されていることは理解できるのでありま
すが、その比較の上にあらわれた数字は著しく不
均衡であるということ、自治省としては、この不
均衡をどう是正されようとしておるのか。この
間、十月の初めにも私當委員会で各地方公共団体
間の給与の不均衡は正に適切な措置を講すべき
じやないかという質問をして、何とかの措置をし
たいと永山先生言つておられたのですが、十一月
十二日に自治事務次官通牒をもつて「地方公務
員の給与改定に関する取扱いについて」という依
命通知を出しておられます。これを一応拝見する
と、ある程度の配慮をされていことがわかるの
であります。現実に、長い戦後の給与改定史の
上において、なぜかかる膨大な金額の差を各地方
公共団体間で生ぜしめてきたか。最近の統計を見

ますと、実態調査は三十八年の統計しかないよう
ですが、これは奉給の面で比較しておる
ようですが、國を二万五千と置いた場合に、五大
市が三万三千円をこえており、町村は二万円しか
もあつておらぬ。五大市に比べると、半分ちょつ
多いという程度の給与しかもらつておらぬわけ
です。私、ついでに言うとおきますけれども、町
村の場合などは、もうまことに不当な金額しかも
らつていいのです。不法とはあえて申しません
けれども、不當に低い。特に町村合併促進前はそ
の傾向が著しかったのですが、町村合併促進法の
施行とともに、合併された町村はある程度それが
是正される方向にあります。しかし、まだ三千と
か四千とかいうふうな小さな村が残っているので
すけれども、そういうところを私はこの前、再
開前に行って聞いてみると、やはり一万円そこそ
この給与をもらつている正規職員がおるわけです
ね。これはたいへんおかしがなことであつて、も
うことは、まことに遺憾な点でござります。しか
しながら、この実態調査の結果は、三十八年の調
査でございまして、その後こういった調査がなさ
れておりませんけれども、推定におきましては、
三十九年度におきましては九〇あるいはそ
の近づけられた、生きるために最低の保障がされる
うようようところから、あるいは事業費の中で給
与に振り当てる余裕があまりないとか、いろいろ
な事情があるて、町村の給与は不當に低いところ
に置かれておると思うのです。やはり公務に従事
している公務員といふ立場になるならば、一応形
のつけられた、生きるために最低の保障がされる
かつこうが、地方公務員にも私はどうなれば
ならないと思う。どんぶり勘定で、ある予算を融
通性を持たせて適当な人員採用に振り当てるとい
うような形の、旧時代的な給与体系が依然として
おられるということがあります。御承知のよう
に、昭和三十八年の地方公務員の給与実態調査の

結果によりますと、国家公務員との給与の比較で
は、御承知のラスベイレス指数というものにより
まして、国家公務員を一〇〇といったしまして比較
をいたしますと、六大都市等におきましては約三
割ぐらい高く、一三四・一という指数になつてお
ります。そしてまた、都道府県におきましては、
一〇七・九、それから市におきましては一〇八・
三、これらはいずれも国家公務員よりも、指数に
おきましては高くなつておるわけでございます。
その中で、特に六大都市におきましては著しく高
くなつてゐるということがいえるかと思うのでござ
ります。ところが、御指摘のように、町村にお
きましては遺憾ながら八七・二という指数でござ
いまして、国家公務員よりも低くなつておるとい
うことは、まことに遺憾な点でござります。しか
しながら、この実態調査の結果は、三十八年の調
査でございまして、その後こういった調査がなさ
れておりませんけれども、推定におきましては、
三十九年度におきましては九〇あるいはそ
の近づけられた、生きるために最低の保障がされる
うようようところから、あるいは事業費の中で給
与に振り当てる余裕があまりないとか、いろいろ
な事情があるて、町村の給与は不當に低いところ
に置かれておると思うのです。やはり公務に従事
している公務員といふ立場になるならば、一応形
のつけられた、生きるために最低の保障がされる
かつこうが、地方公務員にも私はどうなれば
ならないと思う。どんぶり勘定で、ある予算を融
通性を持たせて適当な人員採用に振り当てるとい
うような形の、旧時代的な給与体系が依然として
おられるということがあります。御承知のよう
に、昭和三十八年の地方公務員の給与実態調査の

結果によりますと、国家公務員との給与の比較で
は、御承知のラスベイレス指数というものにより
まして、国家公務員を一〇〇といったしまして比較
をいたしますと、六大都市等におきましては約三
割ぐらい高く、一三四・一という指数になつてお
ります。そしてまた、都道府県におきましては、
一〇七・九、それから市におきましては一〇八・
三、これらはいずれも国家公務員よりも、指数に
おきましては高くなつておるわけでございます。
その中で、特に六大都市におきましては著しく高
くなつてゐるということがいえるかと思うのでござ
ります。ところが、御指摘のように、町村にお
きましては遺憾ながら八七・二という指数でござ
いまして、国家公務員よりも低くなつておるとい
うことは、まことに遺憾な点でござります。しか
しながら、この実態調査の結果は、三十八年の調
査でございまして、その後こういった調査がなさ
れておりませんけれども、推定におきましては、
三十九年度におきましては九〇あるいはそ
の近づけられた、生きのために最低の保障がされる
うようようところから、あるいは事業費の中で給
与に振り当てる余裕があまりないとか、いろいろ
な事情があるて、町村の給与は不當に低いところ
に置かれておると思うのです。やはり公務に従事
している公務員といふ立場になるならば、一応形
のつけられた、生きるために最低の保障がされる
かつこうが、地方公務員にも私はどうなれば
ならないと思う。どんぶり勘定で、ある予算を融
通性を持たせて適当な人員採用に振り当てるとい
うような形の、旧時代的な給与体系が依然として
おられるということがあります。御承知のよう
に、昭和三十八年の地方公務員の給与実態調査の

定について手心を加えるということは、本質的に
はなし得ないことだと思います。単に注意すると
いうだけでは、また従来のとおりじんぜん月日を
かけますといふことになります。具体的にはどう
いう方法をおとりになるか、お答えを願います。
○大阪府政府委員 具体的な問題につきましては、
技術的な問題もござりますので、参事官に御答弁
をさせます。

○降矢説明員 給与の是正につきましては、ただ
いまのお話のありましたとおり、現在の法制のも
とでは、地方団体が公務員法の原則に従つて自主
的に条例で認められたたまえになっておることは、
御案内のとおりでございます。したがいまして、
自治省としては適時行政指導を行なつてきたわけ
でございますが、御指摘がありました町村の低給
与の問題につきましては、三十五年と三十九年に
特に通達を出しますとともに、三十九年におきま
しては、給与の諸制度に関する規則、規程等の整
備がまだ十分にない市町村がございます。したが
いまして、たとえば御指摘がありましたようなど
んぶり勘定的なものを廃止をいたしまして、初任
給基準をきつぱりきめるというような具体的な指
示をいたしますとともに、特に低給与といふよう
に考えられるようなところにつきましては、県の
地方課を通じまして是正の方途を具体的に指導し
ていただくという措置をとつてきましたところでござ
います。

○受田委員 それは形式的な行政指導を一そく強
化をしていただきたいという立場の御発言であつて、
自治省におきましては、国家公務員のそれに準ず
るように、向上させ方針に指導をし、かついたし
たいと存しております。

○受田委員 県の地方課を通じてというお話を
ましたがのとれども、初任給の基準はかくかく
ある、昇給昇格はかくかくあるといふよう
な、国家公務員の基準をもとに地方公務員の給与
をその水準に近づけるというような指導ぶりに
なつておるのか。ばく然としたかつこうで地方課
に指示をしたというのでは、これは実績をあげる
ことはむずかしいございます。また、任用規定
等も、試験採用でいくような方式をとるか、ある
いは情実採用というものをどの程度許すか、そな
う問題もひそんでおると思うのです。情実人事
で、圧力団体の責任者あるいは個人に頼まれた履

歴書を、何ら顧慮することなくして情実採用をしておる。これが実情は相当数に及んでおるわけです。おわかりいただけたと思うのです。特に町村では、その町村長の息のかかった者を職員にして、町村長の勢力拡大の道具に使うという危険さえある。これは公務員制度の一つのガンでござります。ここを町村の職員に至るまでつかとしました形で、任用の制度から給与の制度に至るまで国家公務員に準ずるという地方公務員法の規定をすなおに施行するための指導が、されておるかどうかです。

○降矢説明員 御指摘のとおり、任用、それから初任給基準等につきまして、かなり現在まで規則の整備が十分ない町村がございます。したがいまして、任用につきましても、たとえば県の人事委員会に委託をして試験採用をするとか、あるいは町村の連合組織を通じた試験の採用方式をとるとかいう、つまり原則的な試験採用の方途を講ずるという方向で具体的に指導しております。

○受田委員 実績が具体的にどのようにあらわれているかという御調査をされたことはないか。たとえば試験採用者が何人おるか。地方公務員の試験合格者、それはその市町村でやつてもいいのです、どこでやつてもいいが、そういう方法をとつて採用された者が何人おるか、情実採用が何人おられたことは、おそらくないと思うのです。つまり一応形の上では指導をしておられるけれども、具体的な筋の通った調査はしておられない、そうですね。

○降矢説明員 調査の点につきましては、遺憾ながら私は十分承知しておりません。ただ、私が最近までおりました北海道におきましては、三十八年から全市町村が連合をして試験採用に踏み切っております。

○受田委員 実際の問題として試験採用をどうし

うことをやっておるところは、もうほんとうに模範的なところで、実際はいま私が指摘したような

かっこいいでやられておるのであります。これは政府としてはむづかしい御答弁になるわけですから、お忘れにならないということです。だからこそ、今日これだけのアンバランスが給与の上にできてきた。安井先生、自治大臣をやられたことあったでしょ。

二日の閣議決定、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」、これはおそらく安井先生が柱になつておきめになられた問題だと思うのですが、この

この閣議決定、「一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、」

云々の「改定を行なう」。特別職の国家公務員の給与については、「人事院勧告の趣旨に沿って、」

「改定を行なう」。三番目は「上記の改定は、「九月一日から適用する」。上記の給与改定に関連し

て、行政運営の簡素能率化、人員増加の抑制、配

置転換等により極力人件費の増加を抑制するとともに、経費の節減の合理化を図り、公務能率の向上と国民負担の軽減に努める」。こういうことがあって、その次は「地方公務員については国家公務員に準じて、それらの地方公共団体が、それぞの財政事情、給与事情等を考慮して給与改定を行なうものと考へるが、すでに国家公務員の給与水準を著しく上回っているような地方公共団体においては、給与費の合理化について格段の努力を行なう」と書いてあるのです。これは、大臣、あなたが主流になってやられたと私は解しますが、それが主導として。地方公務員は自治大臣、これはもうはつきりわかつておるのであります。このことについて、「地方公務員については国家公務員に準じて」、こういうことがあります。それが、今まで国家公務員の給与水準よりも三四%も高い

五市町村もある。それから八割とちょっとしかない

町村もある。その三割半も高いようなところを押えるということにならなければ、いまの努力をす

ることにならぬわけですね。それはどういう形でそれを抑えられるのか。地方の自主性も尊重しな

がら、この閣議決定の趣旨を実行する具体的な方

法をお示し願いたいと思います。

○安井國務大臣 ここでは内閣としての希望とい

ははどういう努力をするのですか。実績をこわすと

は昇給延伸等の措置を講じて、現在のところは実

收入を減らさないような方法をとつていくとか、何か具体的な方法、目標をどこに置いておられる

わけですか。これは大臣としては、自治大臣の経験者であり、給与担当国務大臣として……。

○安井國務大臣 地方公務員の給与につきましては、たとえば今度は国

は、ただいま御指摘のように、地方団体それぞれに

おいてそれぞれ各自の決定をしておりますため

に、相当な格差があるわけであります。したがい

まして、その格差というのは、たとえば今度は国

の公務員に比べましても、それぞれの格差が生じ

てきておるというのが実情であろうと思うので

す。しかし、おおよそ公務員の標準といふもの

が、いまのところ、高いにこしたことはありませんが、あらうと思うのです。大体は国の公務員の

標準を中心にしていろいろのものを考えて地方も

やついただきたいというのが、趣旨でございま

す。したがいまして、地方公共団体の中にその水

準を著しく逸脱したようなものがあるとすれば、

そういうものについては、今後若干そういう手直

しといいますか、なるべくなら近い水準に置くと

いう目標のもとに今後作業してもらいたいという

方法でできるか。実際にはこれはかけ声だけでは

意味をなさぬし、努力してほしいというのに、具

体的にどういう方法があるか。私はいま一つ具体

的例を出したのですが、いま次官から御指摘をさ

れていたような国家公務員の基準よりも三四%も高い

五市町村もある。それから八割とちょっとしかない

町村もある。その三割半も高いようなところを押

えるということにならなければ、いまの努力をす

ることにならぬわけですね。それはどういう形で

それを抑えられるのか。地方の自主性も尊重しな

がら、この閣議決定の趣旨を実行する具体的な方

法をお示し願いたいと思います。

○安井國務大臣 ここでは内閣としての希望とい

いますか、期待を申し上げておるのであります。

地方公共団体に給与をこうしろという命令をする

わけにはまいりません。したがいまして、著しく

高額なものについては、将来これを一般の国の公

務員に近いような方向へ少しでも近づける方法を

掘り下げた、中身のある指導をされないと、お忘

れになるということです。だからこそ、今日これだ

けのアンバランスが給与の上にできてきた。安井

先生、自治大臣をやられたことあったでしょ。

うをとるから、この差が何時でも出てくる。そう常に概念的なものを示して努力せよと通牒を出したらといって、実効はあがり得ないと私は思う。給与の低いところは、それなら水準までどう上げるか。一般交付税率を高める。特別交付税のほうとは違いますから、一般交付税をどういうふうに税率を高めていくとか、こういう形が具体的に示されないと、これはなかなか実効はあがらぬですよ。こういう通牒は、単に一片の通牒にとどまるのが政府の従来のあり方でございます。特に自治省は、かかる通牒を出された以上は、具体的に実績があがるように指導をされないと、まあ市町村が条例をつくるだらうというのでは、つくる基準になる知恵がなかなか出ません。もつと親切に、政府がねらっているところがもつと早く効果があげられるような方法をおとりになられたい。知恵がないですか。

ではそういうところを努力してもらいたいのですが、よろしくうござりますか。いかがんなものになつてくるのです。一片の通牒にとどまる危険がある。
それから給与費の地方財政の中を占める比率、部位、これはどの程度ですか。全国平均であります。
○降矢説明員 三十八年度の決算によりますと、総計が三〇・二%。県は三九・九%、市町村は二〇・八%になつております。
○受田委員 それで見られるとおりです。町村は二〇・九%ばかりですね。それからまた他のところは三〇%をこえる、四〇%近くところもある。しかし、大体三分の一から四分の一というところにおるわけです。したがつて、給与費というものは地方財政の上においては非常に高い部位を占めている。この給与費の上することは、地方財政の上に實にせっぱ詰まつた氣持ちを与えることになります。毎年何とかして地方公務員の給与の支給条例をつくつておるが、ことしが最後ことしが最後といふところで、ぎりぎりのところをやつております。ことしもまたその新しい苦惱を繰り返さなければならぬというので、地方財政の担当者はもう實に言ひ知れぬ苦惱の色を示しておるのであります。自治省としてはやはりこの問題は、全國的なアンバランス是正の問題にあわせて、地方財政に占める給与費の部位、その苦惱を解消させるための何らかの中央からの財政的な手伝いの方式をとるとか、あるいは制度的に人員の増加を停止して能率を高めるような方式に切りかえる指導をするとか、どこかでひとつりばな具体的な案をお示しになつて、指導されることを私は希望するのです。どうでしようか。
○鎌田説明員 ただいま御指摘いたしました事項は、実は私ども自身の悲願でもあるわけでござります。給与費というものが地方財政に對して大きな重圧になつてしまつておるわけでございまして、歳出全体に占めまする構成比はいま御説明申し上げたとおりでございますが、「一般財源から見

ますと、六割をこえる団体が出てきております。ここで何と申しましようか、特に注意を喚起したいと思いますのは、地方の給与費の中で大体六割が警察、教育、消防関係でございます。いわゆる一般の行政管理といいますか、そういったものに従事しております「一般職員」というのは四割でござります。この中で教員につきましては、法律あるいはまたそれに基づきます政令で定数がきまっております。警察官においても政令がきまっております。これは地方団体の財政の事情とはかかわりなしに、法律あるいは政令によつて人数があつてしく、こういう形にあるわけでござります。あるいはまた国自身のいわゆる補助職員——補助金を与えることによりまして設置を強制いたしておりましたところの職員というものがふえておる。こうしたところからいたしまして、地方団体自身、もちろんただいま申しましたような事務の簡素化による人員の節減でありますとか、あるいは高い給与については、いま積極的に切り下げるこことはできないわけでございますが、給与費がこれ以上伸びないよう措置というものを、やはりそれなりにやつてもらわなければならぬと同時に、国自身においてもそういうところに協力していただきたいといたしますが、そういう点が必要であろうと思う次第でございます。

しては、こういう富裕町村と貧弱町村との関係、特に貧弱農村対策などとあわせて、財政措置の面で何か根本的な名案を打ち出せませんか。税金の問題などで富裕町村との間のバランスをとる方法だってあるじゃないですか。

○鍊田説明員　ただいま御指摘になりました点は、たとえば固定資産税でございますと、償却資産の額が非常に大きいものにつきましては、御存じの地方税法の規定によりまして、一定限度の額以上は県が固定資産税を課税することとして、その財源を施設や事業の形で他の市町村に潤してやるというような制度を設けておりますが、そういうところに仕事をしてやる、県の仕事としてそういう財源に恵まれない市町村を対象にした行政をする、こういう道を開いております。そのほかに、団体間のいわゆる財源の不均衡是正といふことになりますと、やはり交付税の作用によらなければならぬ。先ほどからお話をございました町村といえども、交付税の基準財政需要におきましては、国家公務員並みの給与改定はできるだけの財源措置といふものは、常にいたしておりますということをあわせて申し上げておきたいと思う次第でござります。

しゅうございますが、これを御答弁願います。

○安井国務大臣 これは私國務大臣として、何も地方財政だけじゃありませんが、受田さんの御指摘のよう、政府の施策というのが、どちらかと申して計画倒れになつておる、あるいは指示の

いうと計画倒れになつておる、あるいは指示の

しつ放しになつておるという傾向は、確かにあら

うかと思います。できた計画あるいは指示がどう

実行されたかを——たとえば予算につきまして

も、予算が実際どう実行されたかをチェックする

決算の調べといふのは、非常に時期がおくつぐく

るとか、そういう欠陥は確かにあります。

そういう御趣旨につきましては、御意見をよく体

しまして、全般的にも今後も善処するよう努力

をしたいと思います。

○受田委員 もう一つ地方公務員の問題点がある

わけですが、それは地方公共団体の職員の中で最

も高い数字を示しているのは教職員です。この教

職員の給与といふものは、教育職の俸給表(一)

(二)、(三)とあって、公立などでは一応教育職(一)を用

いる大学もあるが、大体(二)と(三)ですが、これは超

過勤務手当といふものは教職員には原則としてな

いことになっていて、本俸の上で金額が一般

の公務員よりはちょっと高い水準に置かれている

ことは、御存じのとおりなんですね。その水準の高

い部分が超過勤務手当に振り当てる精神も加

味していると判断するが、いかがですか。これは

人事院の解釈をしていただきてもけつこうです。

○瀧本政府委員 ただいま御指摘のように、教育

職員につきましては、教育職員の勤務の態様とい

うのも一般職員に比べまして非常に特殊性があ

るというような事情も加味されまして、それで教

育職員に対して勤務時間の割り振りをする、こう

いう形で事実上超過があまり行なわれない、こうしてあります。

○受田委員 そうしますと、御存じのとおり、最近裁判事件が起つておる。教職員の超過勤務手

當は支給しなければならないという判決がされてゐる。この問題はどうお考えになるか、御答弁願います。

○佐藤(達)政府委員 地方公務員ではありますけ

れども、便宜私からお答え申し上げます。

判決についてとかくの批判をすることは、その

立場ではございませんけれども、本来の筋の問題

としては、いま給与局長も言いましたとおりに、

実際上は超過勤務命令を出さないで済むような勤務体

制になつていいという原則でござります。

けれども、しかし、超過勤務命令を出すことも、

これは観念上は当然あり得ることで、超過勤務命

令を正規の形で出されれば、それはそれに応じた

手当の支給は当然なされなければならぬ。これは

けれども、しかし、超過勤務命令を出すこともあります。

○受田委員 だから、教職員には超過勤務制度が

ないんですね。ないのにこれを支払うといふの

は、どういう方法で支払えいいのですか。たと

えば学校長が超過勤務の命令を下したというとき

に、その財源はどこから出しますか。

○佐藤(達)政府委員 具体的な問題まで私がここ

で詳細にお答えする資格はございませんが、いま

お答えするようなことにならないような基準を

一応示して、額が割り当てられておると思います

ね。それ以上に超過勤務手当を命令によってどん

どん支給するような形が野方図にされるといふよ

うなことになれば、むしろ超過勤務をやつて一時

間に出すというたてまえで別の考慮が必要であつて

おつて、したがつて、超過勤務は出さないとい

う、そういうことではないかと思います。

○瀧本政府委員 超勤制度が全然ないわけではございませんので、これは国の場合におきまして

は、たとえば入学試験でありますとかあるいは

文書審査というような場合に、非常に長時間の勤務

をいたすという場合に対しましては、超過勤務手

当を支給するということになつております。

○受田委員 それ以外の場合でも、超過勤務をな

し得る事例が一応示してあります。入学試験の

ときとかいうような夜を徹してやるような場合の

ほかに。

○瀧本政府委員 いま私が申し上げましたのは、

入学試験の場合あるいは論文審査の場合等に對し

て超過勤務手当が支給できるよう予算上の措置

が講じてある、こういうことを申し上げたので

ります。そこで、それでは教職員に超過勤務があ

りますが、まあ教員の特殊性で、いまお話をあ

うことでござります。一方、文部省が通達を出しまして、一般職とは違つて、時間の割り振りをもう少し柔軟性を持って画一的でなしにやつていのだと、そういうことでやるのだ、こういうたてまえになつておるわけあります。

○受田委員 そこで、今度は地方公務員の教職員の超過勤務のほうに入りますが、地方公務員の教職員に対する超過勤務手当といふものの割り当てるのがしてあるわけですか。

○鎌田説明員 財政措置としてはいたしております。

○受田委員 がししてあるが、地方公務員にはないとということは、安井長官いかようにお考へでございましょう。

○安井国務大臣 私も、地方公務員のほうへあまり立ち入ったことを申すのはどうかと思うのですが申上げましたが、さらに総裁からお話をございましたように、正規の命令がございまして、それがその命令に基づいて超過勤務が行なわれるといふことがあります。そういう根本の考え方には、当然あるべきものだと考えております。

○受田委員 がししてあるが、地方公務員にはないとということは、安井長官いかようにお考へでございましょう。

○受田委員 がししてあるが、地方公務員にはないとということは、安井長官いかのようにお考へでございましょう。

○受田委員 がししてあるが、地方公務員にはないと

あります。それ以上に、時間割り当てる等によって彈力をあ

持つた給与制度をしておるのであります。

○受田委員 がししてあるが、地方公務員にはないと

あります。それ以上に、時間割り当てる等によって彈力をあ

と……。

○安井国務大臣 少し技術的に間違つておる点があれば、ごかんべん願いたいと思うのです。

私ども考えておりますのは、地方の教員につきましても、時間割り当てといったような文部省の指示といふのは、地方公務員に対してもときには立たれておるというふうに私どもは考えております。

○受田委員 それはさつき私が指摘をしたのです。つまりそれだけ俸給が高いのですから、その部分は超過勤務を含んでおるというは、原則はそういう勤務を含んでおるといふのは、原則はその他の特別のときに超過勤務手当を出す制度があるといふのです。地方公務員のほうには、それがないといふのです。全然財源がなくて支給ができないじやないかということで、判決が出たとしてもこれはどこからその金を出すかといふことを、地方自治のたでまえから、かつての自治大臣であり、現在の国務大臣の御意見を聞いたわけです。しかし、事務当局のほうにお聞きしましよう。

○鎌田説明員 財政計画の上では、教員の超過勤務手当といふものは組んで見ておらない、こういう形に相なっております。これは正直に申しまして、教員の超過勤務手当といふ問題については、いろいろ問題があることは御存じのとおりであります。最近静岡県の高教組の一部の人々の訴訟に対する判決があつたわけであります、たまたま私もつい最近まで静岡県におりまして、あの訴訟の経過といふものをわきから見ておつたわけであります。が、実際問題といたしまして、あの判決が確定するということになりますと、この超過勤務制度あるいは超過勤務手当、それの財源措置といふことについて、私ども根本的に考え方をなければならない、こういう気持ちでおるわけであります。したがいまして、現在のところでは、財政計画においては考えておらない。それぞれの

県におきましても、私ども勤務いたしました一、二の県の実情では、教員については、その勤務の特殊性といふものからいたしまして、超過勤務手当といふものは組んでおらないというのが、実情ではないかと思います。

○河本委員長 関連質問の申し出があります。村山喜一君。

○村山(喜)委員 この問題につきましては、この前に人事院のほうに参りまして給与局長にお会いした席でもお話をいたしたのですが、超過勤務を命じて、だれが支払いをするのかということをあります。支払いの義務者は一体だれなのか、この問題につきまして、御承知のように、この前に連をいたしまして、佐賀県の教育長と県の教職員組合との間において協定が結ばれた。その内容は、超過勤務手当についての協定が結ばれておるわけですが、それは違法行為の協定であるということで、佐賀県の教育委員長も、教育長が妥結した協定については認めないと、その態度をとつて非常に紛糾しました。この中で、結局義務教育費国庫負担法という法律によれば、これについては国の負担とするということが掲げられております。しかしながら、超過勤務手当については、これがその条項の中にはないわけであります。したがいまして、身分

が市町村のいわゆる教育委員会に所属することになつておるというたてまえから、それに対しまして経費は国が半分持ち、都道府県が半分持つという形になつた身分関係である。命令關係から言えども、これは教員である教職員の場合は、私ども管理職手当といふものは、管理職になれば一定の超勤もしなければならない、管理運営の機能を発揮しなければならないということと、管理職手当といふものが創設されておる。それは従来超過勤務手当から発足しておることは、歴史的な事実であります。とするならば、それに対応するところの超過勤務手当といふものが、教職員一般にはない。こういうような形に相なつているのは、私は、超過勤務手当の問題等についての協定が結ばれておるわけですが、それに対して文部省は、それは違法行為の協定であるということで、佐賀県の教育委員長も、教育長が妥結した協定については認めないと、その態度をとつて非常に紛糾しました。この中で、結局義務教育費国庫負担法という法律によれば、これについては国の負担とするということが掲げられております。しかしながら、超過勤務手当については、これがその条項の中にはないわけであります。したがいまして、身分

が市町村のいわゆる教育委員会に所属することになつておるというたてまえから、それに対しまして経費は国が半分持ち、都道府県が半分持つといふ形になつた身分関係である。命令關係から言えども、これは教員である教職員の場合は、私ども管理職手当といふものが創設されておる。それは従来超過勤務手当から発足しておることは、歴史的な事実であります。とするならば、それに対応するところの超過勤務手当といふものが、教職員一般にはない。こういうような形に相なつているのは、私は、超過勤務手当の問題等についての協定が結ばれておるわけですが、それに対して文部省は、それは違法行為の協定であるということで、佐賀県の教育委員長も、教育長が妥結した協定については認めないと、その態度をとつて非常に紛糾しました。この中で、結局義務教育費国庫負担法という法律によれば、これについては国の負担とするということが掲げられております。しかしながら、超過勤務手当については、これがその条項の中にはないわけであります。したがいまして、身分

が市町村のいわゆる教育委員会に所属することになつておるというたてまえから、それに対しまして経費は国が半分持ち、都道府県が半分持つといふ形になつた身分関係である。命令關係から言えども、これは教員である教職員の場合は、私ども管理職手当といふものが創設されておる。それは従来超過勤務手当から発足しておることは、歴史的な事実であります。とするならば、それに対応するところの超過勤務手当といふものが、教職員一般にはない。こういうような形に相なつているのは、私は、超過勤務手当の問題等についての協定が結ばれておるわけですが、それに対して文部省は、それは違法行為の協定であるということで、佐賀県の教育委員長も、教育長が妥結した協定については認めないと、その態度をとつて非常に紛糾しました。この中で、結局義務教育費国庫負担法という法律によれば、これについては国の負担とする

払うべきであるということに相なつてくるのであります。管理職手当と超勤との関係でございますが、一般に、われわれもそれを解釈をしておられるのかどうかということを、この際明らかに願いたいのであります。

それからもう一つは、これは人事院にお尋ねをいたしますが、管理職手当が校長、教頭にはあります。管理職手当があつて超過勤務手当のない職場というものが、ほかにあるのかどうか。そもそも管理職手当といふものは、管理職になれば一定の超勤もしなければならない、管理運営の機能を発揮しなければならないといふことで、管理職手当といふものが創設されておる。それは従来超過勤務手当から発足しておることは、歴史的な事実であります。とするならば、それに対応するところの超過勤務手当といふものが、教職員一般にはない。こういうような形に相なつているのは、私は、超過勤務手当の問題等についての協定が結ばれておるわけですが、それに対して文部省は、それは違法行為の協定であるということで、佐賀県の教育委員長も、教育長が妥結した協定については認めないと、その態度をとつて非常に紛糾しました。この中で、結局義務教育費国庫負担法という法律によれば、これについては国の負担とする

○佐藤(達)政府委員 いまの管理職手当と超勤との関係でございますが、一般に、われわれもそれを解釈をしておられるのかどうかということを、この環境によっては管理職手当は超勤のかわりだといふことがあります。言いますけれども、本質的にはこれはもう全然違うものでございます。

これは本文を申し上げるまでもなく、いわゆる管理職手当といふものの本質は、管理または監督の地位にある人の仕事の特殊性から特別の勤務手当を出すということございまして、したがって、それからもう一つは、これは人事院にお尋ねをいたしましたが、管理職手当が校長、教頭にはあります。管理職手当があつて超過勤務手当のない職場といふものが、ほかにあるのかどうか。そもそも管理職手当といふものは、管理職になれば一定の超勤もしなければならない、管理運営の機能を発揮しなければならないといふことで、管理職手当といふものが創設されておる。それは従来超過勤務手当から発足しておることは、歴史的な事実であります。とするならば、それに対応するところの超過勤務手当といふものが、教職員一般にはない。こういうような形に相なつているのは、私は、超過勤務手当の問題等についての協定が結ばれておるわけですが、それに対して文部省は、それは違法行為の協定であるということで、佐賀県の教育委員長も、教育長が妥結した協定については認めないと、その態度をとつて非常に紛糾しました。この中で、結局義務教育費国庫負担法という法律によれば、これについては国の負担とする

いので、これは今後も当然継続する性格のものである。しかしながら、念のために文部大臣とよくそのことをお打ち合わせしておいたほうがよからうというわけで、勧告を出しますとすぐに私が文部大臣にお目にかかりまして、これは去年以来の根本問題としてお互に検討することになつておるので、ことしもひとつ、少なくとも地方の教職員の関係の方々のことについてはわれわれの管轄の外でありますから、文部大臣のほうでも十分お力をいただきたいということを申し上げまして、よからうというお話を今日にきておるわけです。

○村山(喜)委員 管理職手当がつく職場であつて、一般職員には超勤手当がついていないのは教職員だけだと思いますが、その点はいかがです。

○瀧本政府委員 そのとおりでございます。

○村山(喜)委員 そこで、そういうような特殊な状態の中に放置されてきた勤務の態様というものを調べてみれば、これは文部省自身においても、週五十六時間、こういう状態に置かれておるといふことも認識をしているわけです。しかし、命令をしたら超勤は支払わなければならぬけれども、予算制度、いわゆる財政計画の中にはない。市町村が払わなければならぬということも、法律解釈の上において明らかくなっている。それを来年度の予算要求の中に、財政計画の中にそういうものを纏め込む考案方は、自治省の中にありますから。ただいま人事院は、文部省とタイアップしてそういうような実態を調査をして、それに即応した方向で前向きの措置を講じたいといふふうな考案を披露された。そこで、地方財政の中における市町村が支払うべき筋合のものであるということになるならば、財政計画の中に置いて少なくともそれは出てこなければならない、現実にそういうような事例があるのですから、そういうふうなものを予測できないはずはないわけですから。その点はいかがでありますか。

○鎌田説明員 私は、教員の超過勤務という問題はそう簡単に結論は出せないのじやないかという感じが、実は個人的にはしておるわけです。とい

いますのは、われわれ一般職と違いまして、夏休み、冬休み、春休みというものがあるわけでござりますし、そういうふうなものとひっくるめて超過勤務という問題についてもつと詰めて議論をいたしまして、その結論に基づいて財政計画の上でどうするか、こういうことに相なるのじやないかと思つます。ちょっといまの段階でどうするのだと、こういう即答は私としてはいたしかねます。

○村山(喜)委員 関連で言いましたので、私はこれまで終わりますが、いまの鎌田参事官のお話はおかしいのです。夏休み、冬休みというのと、教職員の休みじゃないのです。これは児童生徒、学生

の休みであつて、その間に教職員は研修の義務が課せられているわけです。ですから、夏休みであつても、学校に出校をしてやっておりますし、そのほか研修機関に行って、あるいは国内留学等でやっているわけです。しかも最近は管理体制が非常にやかましくて、昔われわれが教員をやってるところは、そういうような夏休み、冬休みといふものが教職員にあるような実態であった。しかし、最近はそういうような実態は、全国どこを探しても、やはり大所高所から答弁してもらわなければいけません。その点は認識を改めていただ

かなければ困る問題でありますので、その点だけはあなたに要望を申し上げておきます。

この問題については、きわめて重大な問題でありますし、給与担当大臣のある安井長官のところでは、さらに法律的な問題、財政的な裏づけの問題、そして教員というものの職務内容の問題、これらは所管大臣は文部大臣でありますけれども、事

で勤務している関係で、超過勤務分をやはり教職員と一緒にのように本俸へ計算してある、こういう形で、しかし管理職手当は出ているというものではないですか、人事局長。

○秋吉説明員 事務的にお答えいたします。

御指摘のとおり、調整費と申しますか、超過勤務費と申しますか、昨日も御指摘のございましたように、本年は改正いたしまして一一・五%で御審議を願つておるよう、超勤というかつこうで本俸

へ振り入れられていることは、御指摘のとおりです。管理職手当がさらにあるかないかという御質問でございますが、これはございません。しかしながら、一般職の国家公務員と違いまして、非常に低率になつております。その点の調整はつけております。

○受田委員 教職員の場合でも、校長、教頭の管理職手当は低率になつてゐる。その点じや同じよろなわけです。同じような職種かほかにあることを、やはり大所高所から答弁してもらわなければいかぬのです。それは、やはり給与を全般的に担当する給与担当大臣として責任がある。村山委員の御答弁にそのままに、人事院から見れば、

一般職ではそのとおりだ。しかし類似のものが特別職にある。自衛官という職種は、管理職手当は低率である。教職員と同じです。超過勤務手当は本俸へ繰り入れた計算にしてある。同じようなものがあるのですから、十分にそこを含んで、給与

担当大臣としての貢献を示してもらいたい。

そこで質問を統めますが、この超過勤務手当制度そのものについては問題がある。人事院の答弁を求める。政府のお考えもただしておきたい。現業の職員のような場合には、これは作業量といふものは一応きまって、一応うなづけます。しかし、一般事業量を持つ一般公務員というものは、現業とまた違った性格であつて、超過勤務手當を出すことにおいて、どういう形で超過勤務を命ずるかという、仕事の量に対してもういう形で命ずるかという問題などには、なかなか判断に困るところがあるわけですね。それからもう一つ、いまごろはそれをやめましたけれども、数年前まで、

毎年年末に期末手当の増額プラスアルファ措置といふものをやるために、超過勤務手当の前払い方式というのを何回かとったことがある。ところが、ある役所ではもう使い果たしている、ある役所では幾分残つてゐるということで、各省庁ばらばらであるということです。この超過勤務手当の使い方方が。したがつて、この超過勤務手当制度といふものは、本質的に見て、一般職の一般事務を担当する職場というものには、こういう形態をとることがいいのかどうかという基本問題が一つあると思うのでございますが、これはどうお考えでござりますか。

○佐藤(達)政府委員 個人的には全くわが意を得た御指摘だと思います。局長が何時間居残りしてどのくらい超過勤務手当をもらうなんとということは、これはほんとうはおかしいことじやないかといふ気持ちを私は持つておるわけでございまして、これは根本問題としては十分検討していいことだらうと考えております。

○受田委員 あわせて、管理職手当制度、いわゆる俸給の特別調整額、これは超過勤務手当といふ管理職手当というものは、職員から見たら、管理者とそれから一般職員とのそれぞれの勤務の余分の勤務、あるいは職務の非常に責任の重大でいう管理職手当というものは、職員から見たら、度そのものについては問題がある。人事院の答弁を求める。政府のお考えもただしておきたい。現業の職員のような場合には、これは作業量といふものは一応きまって、一応うなづけます。しかし、一般事業量を持つ一般公務員というものは、現業とまた違った性格であつて、超過勤務手当をもつておらぬでしよう。その意味では、これは親分子分の関係ですよ、形態の上では。その管理職手当なるといふと、管理職手当で支給しておる。管理職手当を受けながらも、現実に超過勤務手当をもらつておらぬでしよう。その意味では、これが甲地における場合には非常に大きな差が出ているわけですが、これはひとつ管理職手当も十分検

2

思うのです。これはひとつはつきり申し上げますならば、こういう方法があると思うのです。管理職手当をやはり中央官庁十二時間の超勤手当と同じ率にするとか、これが一つの方法ですね。本俸のほうが確かに高いのであるから、それに伴う一二時間分とすれば、これはやっぱり相当のものになるですね。そういう方法をとつてこのアンバランスを是正して、公務員に一部特權、特進階級の優遇で上に厚く下に薄いやり方——本俸が上がるとか上がらぬとかいう問題よりも別に、こういうところにもっと大きなわなが一つあって、そのわなで一部の管理者は非常な優遇を受けておるということ、これは早く是正しないと、本俸が同じであつてその比率が多少違うというなら何ですが、本俸がずっと上で、昇給、昇格でばんばんとんどんで、おまけに管理職手当が出る。同じ勤務をしておりながら、まあ頭がそう違うわけじゃない、努力がそり違うわけじゃない、試験に合格したというだけで、要領のいい者がぽんぽん上がる、こういう形の官僚制度というものは是正する方式というものをおとりにならぬと、現在の公務員体制に非常に大きな反目が手伝い、失望が手伝って、公務能率の向上などというものは期待して待つべきものがない。しかも、管理者は十時ごろにゆうゆうと自動車に乗つて出る。一般公務員は一時間早く出てふき掃除をするというような、この勤務関係のだらしなさというものに影響して、公務能率が著しく低下している。給与担当国務大臣として、もう一度申し上げますが、ばかに管理者は優遇されており、しかも出勤時間は十時ごろか十一時ごろになつて局長は御出勤あそばす、夜は接待等と称して早く御退庁あそばず、途中は交通地獄で車がおそかつたと言いわけをなさるような形にならぬように、管理者みずからが陣頭に立つて、このばかり高い本俸とばか高い管理職手当をもつて、国民の税金を給与としても

らつてはいるその責任においても、下級の職員の数倍の働きをするという熱意があつて、初めて官庁の機構がりっぱに能率があがつてくると思うのです。職務能率があがつてくると思うのです。これは大臣として、人事局をお握りになつておられる立場、給与を握つておられるのです。あなたの置かれておる責任は非常に重大ですから、総理府総務長官としての責任のある御答弁をお願いいたします。

○安井国務大臣 受田委員の、上に立つ者が非常に楽をしておるというような風潮はまことによくないというお話をつきましては、私も全く同感だと思います。今後も私ども十分に戒心いたしまして、そういう点について少しでも間違いないように、十分な努力をさしていただきたいと思います。

○受田委員 それでひとつ大臣、たまには各省庁に指令を発して、勤務時間の厳正なる順守、特に管理の地位にある者の勤務ぶりを厳正にするような通達をお出しになる、総理大臣の名で、あなたが総理大臣にかわられて通達をお出しになつて各省に命令を下されるならば、総理大臣の命令であるならば各省ともみな言うことを聞きますから、こういうことで指示、通達をお出しになると、いうこと、そしていつか私は調査をお願いしたところが、さすがにやはり勤務状況は悪かつたですよ、あの数字を見たら。私、お願いしたので、各省庁で数字が出来ました。各省庁で九時出勤者、九時半出勤者——時差出勤の場合はずらすわけですが、十時出勤者と、五時退庁の間における勤務時間というものは、非常に少なくなるような形のものが出ておるので。これはひとつ勤務体制の確立という意味で、各省庁に、特に管理者を中心とした指導体制を、まず管理者が範を示すというふうにされたはどうか。それと通牒を出していただくことの御答弁があるかないかと、それから人事院总裁には、いまの責任の度合いとして管理手当というものの、私がいま指摘したような形に対する御所見と——人事院は公正な給与の体制

の責任官房でござりますから、ひとつその点の御所見と伺つておきます。

○安井国務大臣 各省庁に対してもう一通り通達を出してはどうかというおすすめでございまして、私どももこれは閣議等でもよくはかりまして、さらには私のところで人事官会議というものを持っておりますので、この御趣旨をそういう場所で十分に徹底をさしたいと思っております。

○佐藤(達)政府委員 いわゆる管理職手当の本質は、先ほど申しましたように、超勤に振りかわるというものではございませんので、したがいまして、いまのおことばにありましたその片言隻句をとらえてはなんぞござりますけれども、何時間分に当たるじゃないかというような御批判は、これはちょっとと御容赦願いたい。われわれとしては、その職務の責任の強さ、重さという点に着目して、現在の制度は一応合理的にできていると思います。しかし、いまのような御批判もありますから、何のことわりもなくさらにまた検討して、改めることがあれば改めますが、現在の制度はそういうふたてまえでござる、しかも一応合理的だという自信は持つておるということだけを申し上げておきます。

○愛田委員 それは人事院がいま二五%、一八%、一二%という比率をお出しになつてゐるが、地方は一二%というものは一体何が基準ですか。中央は二五、それからその次が一八、一二といふような、そういう基準を設ける。校長は一〇、教頭は四とか、こういうような比率を設ける。この比率は人事院がかつてにおきめになつたのであって、それをそのまま政府がうのみにされておる。われわれもあなたのほうできめられるところをうのみにしようとしているのだから、人事院はもう少し——本俸がほかに高くなつてゐる。それに二五%だなんて、その差を比較してみてください。べつと高くなつて、十年も十五年もたつたころには、とんとんでいった者といかない者では、半分じゃないですか。同じ人間でせつせと働いて、それがだけの差をつけるという行き方を人事院がおき

めになる。自信があるとおっしゃるけれども、二五%とおきめになるのは、あなたの方のほうでおきめになつた。これは政治の原則である人間尊重ということを考えた場合、同じ職場に働く人に差をつけるというような不合理といふものは、十分人事院自身が考えていただかないと、机上の空論でびしひし、おれたちがやるとおりに政府もやるからとかいうことでは、これは許されないと思うのです。それは十分——私、片言隻句をとらえてといた意味じやないのです。私は一例を申し上げたのですが、超過勤務——昔は管理職手当といふのはなかつたのです。御存じのとおり一律だったのです。それを人事院がかつてにこういう制度をおつくりになつた。それは非常に自分が正しいとお考えになつておられるそうだが、管理職手当がなかつた時代とある時代とで非常な差がついてきたことは一本俸の差でなくして別のほうでばかり高い差があることを、あなたは総裁として人道主義に立つて十分検討しなければいかぬと思うのです。

○佐藤(達)政府委員 自信があると、こう言い切つたのは、われながらちよつと言ひ過ぎであつたと思いますが、ただし書きをつけさせていただきたいと思います。自信はございりますけれども、しかし、ただいまの御批判は貴重な御批判として、やはり謙虚に考えてまいりたい、そういうただ書きをつけさせていただきたいと思います。

○受田委員 そういうところにいけばりっぱなものだと思います。ひとつ謙虚に検討していただきたいと思います。

次に、今度は中央の問題に入りますが、これは手当の問題が出たから、ひとつ本俸と手当の関係を申し上げます。アメリカといふ国の給与制度というものは、相当人事院も御採用になつております。しかし、アメリカの例でいうならば、本俸制度が中心であつて、諸手当制度は非常に軽く見ておられます。期末手当というものも非常に軽い。その他の諸手当といふのは軽く見て、本俸に重点が置いてあるのは、御存じのとおりです。日本の場

合には、本俸よりも、いろんな複雑な手当が幾つもついて、防衛庁などは——このあとでお尋ねねるのですけれども、また別の余分の手当が幾つもついて、非常に複雑多岐になっておる。勤勉手当という制度と期末手当というのがある。これはほどこにどんな差があるのか、実質、実用の上においてはどれだけの差があるのか。實際は勤勉手当というようなことは、このあたりで——勤勉の度合いは一応その人の昇進、昇給、昇格等において手当でがされておるのである。年末の手当などは、勤勉手当というようなものもわざかに〇・五ヵ月分ずつというようなことでなくて、これは期末手当として年末に一括して出すような手当制度の簡略化、簡素化ということとも考え、もうあまり勤勉手当というものは——事実、最近の勧告を見られても、勤勉手当分というのはほとんど——ついこの間〇・二か、ちょっと手直ししたのです、それだけで、ほとんど動かしていない。期末手当ばかりやるでしよう。このあたりで勤勉手当も整理され、勤勉の度合いはほかのほうで、本流のほうでやるのがあるのだから、支流のほうでやらぬでもいいと思う。それで、どうですか。勤勉手当なるものの意義が現にはなはだ薄くなりつつある段階においては、期末手当一本の制度にこれを切りかえられることははどうかということを、ひとつお尋ねしたい。

おられる意味からも、この諸手当制度の複雑多岐を整理する、これを十分考慮に入れてもらいたい。それに関連してくるというと、今度は特殊勤務手当、寒冷地手当というようないろいろな問題も出てくるわけですが、きょうはあまりたくさんになるとからもうこれでよしますが、手当制度といふものは、ひとつ人事院では、これはほかのものにはわからぬ、人事院しか知らないからで、あまり込み入ってお考えにならぬよう、もっと大衆化した手当というので、制度の簡素化ということをお考慮願いたい。申し添えておきます。

そこで、今度は基本的な問題にいまから触れていくのでございますが、人事院の勧告といふものに私どもも全面的な支持をいままでやつてきただけです。いま幾つか問題の要素を含みながらも、原則としてこれに協力してきました。ところが、今度も実施期で四ヵ月のズレがきておるという現実の問題にぶつかってきたのですが、この四ヵ月部分が実施がおくれることによって、公務員の給与の実質的な影響がどうあると人事院総裁は考えておられるかです、勧告どおりにいかなかつた場合に。

○瀧本政府委員 勧告どおりにいかなかつた場合に比べまして、月二千六百円くらいでございますから、したがつてまあ一万一、三千円、こういう差があるというわけです。

○受田委員 その差はわかつておるのであります。差は承知しておりますが、その差だけは、公務員は親からもらうか借金をするかして穴埋めしたさいということになるかどうか。そういう具体的な中身をちょっと示してください。

○瀧本政府委員 人事院は、人事院の勧告どおりやつていただきたいというふうに思うわけです。しかし、これはもう祝運に説法でござりまするが、公務員法二十八条をごらんいただきますれば、これは国会の責任において、公務員の一般の勤務条件が社会一般の情勢に適応するかどうかを判断になつて、国会がおやりになる。国会が主

体になるので、これは私に説法ではなくはだ恐縮でございますが、そのために入事院は勧告を怠つてはならない。そこで入事院は勧告をいたすわけでございます。もちろん勧告いたしました入事院といたしましては、これはもう勧告となりになりますが非常に希望なのでありますけれども、しかし、国会でおきめになりますれば、もうこれは国会の、最高機関の御意思でございますから、それが最終的なものであるというようになります。

○受田委員　瀧本先生は、總裁、お役人さんの中で非常に誠実なまじめな方です。私は長い政治生活を通じて、この局長さんの人柄、まじめさに非常に心打たれている。しかし、それだけの気持ちは瀧本さんが、いまこう言われたのです。入事院はこうだと信じていたが、きめることは国会でもちろん国会でわれわれが審議するのです。人事院の勧告どおりがそのまま命令となつて出るのでないのですが、政府は四ヶ月のおくれをいたしました問題じやないとお考えになつておるかどうか。いま私が指摘したところについて政府の意見をひとつ……。

○安井国務大臣　私どもも、入事院に劣らず、この人事院勧告につきましては全面実施をいたしたいという念願に変わりはないわけであります。したがいまして、四ヶ月おくれたということは、それだけ実収が減る。それはやはり今日の公務員の生活にとって相当なマイナスであることは、間違いないと思っております。ただ、御承知のように、ことしのような財政事情で九月に踏み切りましたことは、今までの十月、九月に比べて格段の決意が要つたものであろうと私ども思つておりますので、そういう点については、ひとつ御了承をいただきたいものだと思います。

○受田委員　人事院がこまかい数字を出してその実施期を五月にしたということには、みんな一つ一つの基礎があつて、標準生計費も基準に置いておられると思います。民間の給与の実態も計算に入れておられる。いろいろなこまかい要素が集積して五月から実施しなければという答えが出たわ

けですね。したがって、人事院としては、その四ヶ月分がおくれることによって、公務員の生活にその部分の非常な圧力がかかるということは、もうこれははつきりしておる。政府がそれを扱うかどうか、国会がそれを扱うかどうかが問題だということです。四ヶ月分はたいしたことではない、がまんをしてもららう。たばこを吸うのをやめるという意見もあったようですが、それだけではなく、やはり人事院がこまかい数字できめたそこの案なるものをするおに聞くという形を、このあたりでおとりになる必要がある私はあると思うのです。四ヶ月分、一万二千円というお金は軽いよう見えて、下級公務員の場合には非常に貴重な金です。これが今度出るか出ぬかで、年越しに幸不幸がいづれかにあらわれてくるということにもなるわけなんです。そういう意味で人事院の勧告の実施期というものを財政上の理由だけで九月にしたのかどうかです。

○安井国務大臣 人事院の勧告の内容そのものにつきましては、しごくごもつともと思つておる次第であります。したがいまして、今日の財政上の都合でやむを得ずこういうふうに相なつておる、御了承願いたいと思います。

○受田委員 そうすると、財政事情一本、こういうことで、問題の解決はしごく簡単にやろうと思えます。問題だと私は思うのです。技術上の問題で五月にさかのぼつて実施するのは、予算編成で困るというようなことはないわけですね。

○安井国務大臣 これも広い意味の財政上の事情ということで、相なります。

○受田委員 いや、技術上困るというのと財政上の事情と、広い意味というのは違います。実施期を五月にする、この財政上の事情と、どういうところが違うのですか。五月から財政上の事情で四ヶ月分を払うことができるで、という事情は、一つありますよね。もう一つ、五月を起点にして公務員の給与の改定の完全実施をするということは、技術的に困るという別の意味があるのじやないですか。

けですね。したがって、人事院としては、その四ヶ月分がおくれることによって、公務員の生活にその部分の非常な圧力がかかるということは、もうこれははつきりしておる。政府がそれを扱うかどうか、国会がそれを扱うかどうかが問題だということです。四ヶ月分はたいしたことではない、がまんをしてもららう。たばこを吸うのをやめるという意見もあったようですが、それだけではなく、やはり人事院がこまかい数字できめたそこの案なるものをするおに聞くという形を、このあたりでおとりになる必要がある私はあると思うのです。四ヶ月分、一万二千円というお金は軽いよう見えて、下級公務員の場合には非常に貴重な金です。これが今度出るか出ぬかで、年越しに幸不幸がいづれかにあらわれてくるということにもなるわけなんです。そういう意味で人事院の勧告の実施期というものを財政上の理由だけで九月にしたのかどうかです。

○安井国務大臣 人事院の勧告の内容そのものにつきましては、しごくごもつともと思つておる次第であります。したがいまして、今日の財政上の都合でやむを得ずこういうふうに相なつておる、御了承願いたいと思います。

○受田委員 そうすると、財政事情一本、こういうことで、問題の解決はしごく簡単にやろうと思えます。問題だと私は思うのです。技術上の問題で五月にさかのぼつて実施するのは、予算編成で困るというようなことはないわけですね。

○安井国務大臣 これも広い意味の財政上の事情

の二つの事情があるのですね。それは系統を別に分けいかなければならぬ。財政上の事情は、四ヶ月分の事情は別にある。五月に遡及するということは、技術的に非常に困難である。この二つの事情があるのですね。その二つのうちの一つが、つまり財政上の事由だけならば、これはごく簡単に財政事情が許せばということで片づくわけなんです。人事院がいつも五月という実施期を勧告するから困るんだという政府の答弁が、從来あつたわけなんです。これをひとつ調節するため、去年も完全実施をやれという附帯決議を当委員会でつけた。それが実行されない。政府は国を、この内閣委員会を無視しておる。それをどう解決するかということで、五人委員会といふのがいまできてる。この五人委員会が一年間鳩首協議したけれど、一向名案が浮かばないということで、いまお手あげだということですね。

○安井国務大臣 残念ながら大体においてそういうことであります。それがと申しまして、それじゃ投げておるかというと、そういうことじゃありません。いろいろあの手もあるうかこの手もあるうかということで、目下鋭意検討しておることは事実であります。

○受田委員 一案が出ておりますけれども、大臣これはどうお答えですか。

○安井国務大臣 これもごもつともなお話でございまして、私どもこれも案、そのほかにもいろいろな点についても考えてみたわけでありますけれども、いまの翌年度を見通して前年度で予算を組む際に織り込むということも、確かに財政を措置するという意味からは方法だと思います。しかし、これは御承知のとおり、いまの人事院の勧告のたてますが、五月一日を時点にいたしまして、民間と公務員との給与を調べた上で、その結果に基づいて人事院の責任において、第三者機関として決定的な勧告をされるわけであります。したがって、見込みで組むということになりますと、政府自身の責任で、目安でのものを組んでいくことになります。あるいはまた、それを組むことによって翌年度の、こう言うとおしかりを

○受田委員 私は、政府の知恵者の方々が鳩首協議する中で答えが出得ないということはないと思ひます。そのことについては、人事院総裁御自らがお尋ねしたのですが、このあたりでひとつもう一べん、政府が技術的に困難なことがありますよ。もう一つ、五月を起點にして公務員の給与の改定の完全実施をするということは、技术的に困るという別の意味があるのじやないですか。

○安井国務大臣 結局は財政問題にからんでくるのであります。金があれば五月に遡及できるといふことです。それで、実は安井国務大臣とも緊密な連携が先ほど安井総務長官からのお答えのようなことであります。がまんをしてもららう。たばこを吸うのをやめるといふことです。これは確かにございます。

○受田委員 問題が二つあるのですね。これは系統を別に分けいかなければならぬ。財政上の事情は、四ヶ月分の事情は別にある。五月に遡及するということは、技術的に非常に困難である。この二つの事情があるのですね。その二つのうちの一つが、つまり財政上の事由だけならば、これはごく簡単に財政事情が許せばということで片づくのが、何としても私どもにとっては、素朴な表現でありますけれども、うらやましくしようがないという立場におるわけであります。そういうことからだんだん考えてまいりますと、やはり来ていつておるといふことでも補正予算もなしにスムーズにいついるかどうか。これは十年近くそれでいておるというのが、何としても私どもにとって、素朴な表現でありますけれども、うらやましくしようがないという立場におるわけであります。そういうことからだんだん考えてまいりますと、やはり来ていつておるといふことでも補正予算もなしにスムーズにいついるのが、何としても私どもにとって、素朴な表現であります。いろいろな点を検討しておりますが、いまのところこれならまずはりといけるという名案があります。いろいろな点を検討しておりますが、いまのところこれがなれば、十一月ごろに勧告をいためて翌年度の予算から実施するというようなこと、またその間を何かの形で補てんをするというような一つの方法も、案の一つとしては考被られるわけであります。しかし、それはそれなりのまた非常な欠陥があるわけでもあります。いろいろな点を検討しておりますが、いまのところこれがなれば、十二月に勧告をいためて翌年度の予算から実施するというような一つの方法も、案の一つとしては考被されるわけであります。しかし、それがなれば、春闘相場を政府みずからがつくり上げるといったような弊害もないでないというような懸念も正直なところあります。そこで、これが直しますには、ただ時期を動かす、ずらすというだけではどうしても解決しません。一年見送つていただきつらならば、十一月ごろに勧告をいためて翌年度の予算から実施するというようなこと、またその間を何かの形で補てんをするというような一つの方法も、案の一つとしては考被されるわけであります。しかし、それはそれなりのまた非常な欠陥があるわけでもあります。いろいろな点を検討しておりますが、いまのところこれがなれば、春闘相場を政府みずからがつくり上げるといったような弊害もないでないというような懸念も正直なところあります。そこで、これが直しますには、ただ時期を動かす、ずらすというだけではなく、もう一つの方法が、春闘相場を政府みずからがつくり上げるといつたような弊害もないでないというような懸念も正直なところあります。そこで、これが直しますには、ただ時期を動かす、ずらすというだけではなく、もう一つの方法が、春闘相場を政府みずからがつくり上げるといつたような弊害もないでないというような懸念も正直なところあります。そこで、これが直しますには、ただ時期を動かす、ずらすというだけではなく、もう一つの方法が、春闘相場を政府みずからがつくり上げるといつたような弊害もないでないというような懸念も正直なところあります。

いません。やはりそのときの経済情勢などで、物価上昇とは変わった形で民間給与は引き上げられておる。人事院は物価上昇は基準にしておらないわけです。そして経済企画庁の経済の見通しの中にある物価上昇率は、大体5%から6%、7%といつておるから、5%くらいが人事院が勧告する基準になる。5%くらいのところを給与費に織り込んで、当初予算ですかとやっておく、それであとから多少不足するところは補正で修正するという手があると思うのです。経済の見通しという中には、物価上昇を一応基準に考えて、おおよその給与費というものは計上ができるじゃないですか。どうでしよう。

○安井国務大臣 確かにおっしゃるお話をも方法の一つだと思います。一つだけじゃありませんで、非常に有力な方法の一つだと思っております。ただ、御承知のように、次年度の予算にはすでに4%という定期の昇給も組んでやつておるわけであります。それとかね合いを見て何%組むかというようになりますと、これまたなかなか技術的には問題があることも事実でございます。そういうような点で、いまお話のような方法も、確かに有力な方法である。これをできるだけ支障のないよう運営することができるかどうか、そういう点につきましても、実は関係方面と十分な打ち合わせをやりながら熱心にいま検討しておることは事実でございます。

○受田委員 行政改革に関する意見書なるものが、臨時行政調査会から去年の九月に出されておられますね。これを大臣、どういうように公務員制度、給与の問題その他へ取り入れるという形をとつておられるか。これは具体的に一々挙例するまでもなく、このせっかくの意見書なるものが、現在のところ、機構の上においてもその他の公務員制度の上においても、さっぱり用いられないのです。大きな問題においても、さきから私は幾つか指摘しましたけれども、行政面における合理化、能率化の推進など、いま私が指摘した問題だけでも取り上げられておらない。公務員制度

の運営の能率化という問題においても、取り上げられておらない。このあたりでせつかく苦心の作業であります。このあたりでせつかく苦心の作業であります。そこで非常に必要だと思うのです。大臣として、この行政改革に対する意見書なるものの扱いについての見解をお伺いいたします。

○安井国務大臣 その答申につきましては、御承知のとおり、行政改革本部でまず第一次的に扱いまして、そこで裏ごとにしたものをおよそ各省庁に回すというようなたでござっております。いまもうちらの本部のほうで検討中でござりますので、もうしばらくその検討の結果を見て私どもは考え方についての見解をお伺いいたします。

○受田委員 意見の中で、行政改革本部の結論を待つまでもなく、さっそくこれを採択する道が幾つも出てくると思うのです。これはやはり答申、意見書なるものの提出という重大な事態をすなおに受け入れる政府の責任だと思います。これをひとつ御検討願いたい。

そこで、いまの予算編成の問題に関連してさらにも掘り下げてお尋ねしたいのですが、これは経済企画庁長官に来ていただくと非常に都合がいいのですが、政府は経済の見通しに立つところの物価の上昇、これをどのよう形で給与の上に反映させようとされるか。これは生活給といふものを中心と考えるならば、たとえば物価手当といふようなものを臨時に出す手もあると思うのですが、そういうような具体的な方法で、物価上昇を見合う、しかもそれは一般の込みの、本俸に幾らと見ればならない、おかずの多少の差はあっても米と麦の差はあっても、そういう物価上昇に対応するところの生活給——終業直後から生活給といふものがスタートしておりますが、そういうようなもののおよびに政府の御所見——政府もこれは法案があ

るはずです。政府も人事院の勧告を待つまでもなく、暫定手当なるのはどういう方向で整理するか、またこれを整理するとなれば、これに伴つてどれだけの予算が必要であるかということを、あわせて御答弁願います。

○安井国務大臣 これも妙手の一つとして十分検討に値するものだろうと、正直思っております。思つておりますが、給与といいますか、俸給のたまえが、単なる生活給といふ性格から出てきまして、もう少し本来の俸給といふものにどんどん変わりつつある時期でござります。すぐそういう生活給の思想を取り入れることが、これまたはたしてストレートでいいかどうか、こういう点にも慎重な考慮を要すると思います。しかし、いまの御提案も、一つの案として私どもは十分検討させていただきたいと思います。

○受田委員 私は、諸手当制度といふものを簡素化することをさつきから申し上げている。その考え方なんですが、それは非常に大事なことだと思います。それをひから、私自身が複雑な諸手当制度を整理するといふことの提唱者です。ただ、この問題は職員に差別なく、物価対策として考慮する特別措置でござりますから、長く期間が続くものではないのです。臨時措置です。これは差をつけるべきでなくして、一律支給という形式のものを一定期間だけ支給するというような臨時措置が、基本的な諸手当制度の簡素化とは別の問題として考慮されるべき問題だと私は思つておりますから、その点をひとつお含みおき願つて、非常に妙手だとおっしゃつたので、御検討願つておきます。

なお、諸手当制度の中でもう一つ問題なのは、暫定手当なるものがあります。この暫定手当なるものが三十四年から整備の段階に入つておるのでございますが、三分の一、三分の一が去年の十月から片づきましたかね、そういう形で一応暫定手当制度といふものはある程度落ちついた方向にござりますが、これを削除する時期がきておると思うのです。どういふふうにしてこれを整理されようとするか。人事院並びに政府の御所見——政府もこれは法案があ

ま一人当たりの金額はわかつてゐますけれども、国家公務員の場合、それをかけてどれだけになるかですが、国家予算に非常な影響力を与えるほど問題になるかどうか、あとから計算しておいてください。

もう一つ、手当の問題で私が人事院にも終始要請申し上げてゐることに、住宅手当があるのです。これは、前のときに、報告の中にちょっと御注意をいたいたいた問題が一つあつたのです。しかし、その後これが無視されておる。公務員の生活は、まず衣食住の中の住居を要求する段階に来ておると思うのです。これはもう五年前のオリンピックを受けたイタリアなどが、選手村を開放することによって公務員宿舎が完全に解決しているという現状を顧みたときに、このあたりで、国家公務員宿舎法といふ法律も一応あるけれども、それに公告とか無料で利用する人を除いて、ほとんどの人の問題は非常に冷遇されているということを考えたときに、公務員がどこへ異動しても自由に住まう家がきちんとあるような形に持っていくことは、公務員の勤務生活の基本であると私は思うのです。この住宅手当制度なるもの、本物の住宅の提供といふような問題について、人事院はどうお考えになるか。また、政府はこれに対してどう対処されようとしておるか。今回の勧告の中にもないし、政府の案の中にもない。一番大切な住まいの問題が欠けているわけあります。が、ひとつ双方から御所見を承りたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 住宅手当の問題につきましては、前回のこの委員会でお尋ねがございました。御指摘の住宅の施設の問題と手当の問題とは、両方二本立ての問題として、私どもは非常に深刻な、かつ重大な問題だと思います。手当の問題となりますが、これは民間との比較の関係、あるいは民間との給与の格差の中での配分の問題から申しまして二つのネットがございますので、なかなか住宅手当をおいそれとその手当らしい形でお出しすることはむ

づかしいと思ひますけれども、しかしながら、一方住宅そのものの施設の不十分ということは、別途の措置によつて十分まかなえることでもござりますので、一昨年池田総理に給与勧告の際には申しあげましたし、昨年は特に要望書というあらたに公務員住宅の施設を一そく拡充していただきたいということを極力お願いしておりまして、予算を見ますと、その結果はどうか知りませんけれども、よほどふやしていただいております。その意味で、私どもは希望をつないでおりますが、今後一そくその面にお力をいただきたいとお願いする次第であります。

○安井国務大臣 公務員の住宅につきましては、いま人事院總裁のお話のとおりに私ども考えております。十分今後も留意してこれをふやしていく方法をやらなければなりません。ただ、御承知のように、住宅の困難は公務員だけでございません。おり、住宅手当につきましては、今回の勧告により、住宅全般に通じる問題だけに、一朝一夕に片づかないという点も、非常にあります。そこで、御承知のように、住宅手当につきましては、今回の勧告につきまして、人事院からもいまここで出す時期ではないという御判断だと思います。民間もまだ手当を出しておるという実績は非常に少ないようになります。一年間猶予申し上げますから、「賛成」と呼ぶ者あり)よろしくございますね。

なお、住宅手当につきましては、今回お尋ねしようとした中に、公務員の給与法の中にも見られ、勧告の報告書の中にも出されているところの公務員の俸給別平均年齢及び平均経験年数というところから見出すことができるのですが、俸給の頭打ち、このワク外昇給といふようなかつこうで片づけられてくるそういう数字は、全体で一体どのくらいのかつこうで出でます。その数字がこれに示されていないのを注いでいきたい、こういうつもりであります。

○受田委員 政府側は、人事院の勧告という問題とは別途に住宅対策を、たとえば住宅手当なるものあるいは宿舎提供なるものを年次的に進めています。それは個々の方々についてどういう手帳を示しておられるし、総裁も二つの方法について非常に考慮しておられることを御答弁になりました。現実に薄給に甘んずるところの低所得の公務員というものが、一番困るわけなんです。いませつかく大臣は幾つかないといふわけです。いませつかく大臣は幾つかないといふわけですね。これを解消する

ずかしいと思ひますけれども、しかしながら、一方住宅そのものの施設の不十分ということは、別途の措置によつて十分まかなえることでもござりますので、一昨年池田総理に給与勧告の際には申しあげましたし、昨年は特に要望書というあらたに公務員住宅の施設を一そく拡充していただきたいということを極力お願いしておりまして、予算を見ますと、その結果はどうか知りませんけれども、よほどふやしていただいております。その意味で、私どもは希望をつないでおりますが、今後一そくその面にお力をいただきたいとお願いする次第であります。

○安井国務大臣 公務員の宿舎を提供し、あるいは住宅手当を出したからといって、国民はおりません。むしろ歓迎するはずです。これはもう総務長官のお手元で、せっかく人事局長のお力添えの願いを出します。十分今後も留意してこれをふやしていく方法をやらなければなりません。ただ、御承知のように、住宅の困難は公務員だけではございません。おり、住宅手当につきましては、いま人事院總裁のお話のとおりに私ども考えております。十分今後も留意してこれをふやしていく方法をやらなければなりません。ただ、御承知のように、住宅手当につきましては、今回お尋ねしようとした中に、公務員の給与法の中にも見られ、勧告の報告書の中にも出されているところの公務員の俸給別平均年齢及び平均経験年数というところから見出すことができるのですが、俸給の頭打ち、このワク外昇給といふようなかつこうで片づけられてくるそういう数字は、全体で一体どのくらいのかつこうで出でます。その数字がこれに示されていないのを注いでいきたい、こういうつもりであります。

○受田委員 何ページですか。

○瀧本政府委員 これは十五ページでござります。カッコがございます。そこにありますのが数字でござります。報告書に書かれておるのであります。行政(表につきまして三十人ぐらい)ます。大臣、もう問題をとあります。昨日總理にもお尋ねした問題で、現職公務員の給与の上昇といふものに見合つて、退職後の恩給、共済組合のほうは共済年金、こういったものをできるだけスライド的に引き上げていかないと、現職の公務員そのものが失望する。やめたらああいうあわなかつこうになるんだという懸念をとります。そこ

で、六十まででも七十までもがんばっていくと
いう人も出てくる。定年制というものの実施も、
そういうものがきちっとできれば自然に生まれて
くると思うのです。退職公務員の恩給、年金の現
職にスライドする案と、それからこれに伴ってそ
れらができれば、自然に定年制というものが生ま
れてくるわけですが、そういうものの基
準について、また定年制の施行というものについ
て、大臣としての御信念を吐露していただきて、
私の質問を終わりとしましよう。

○安井国務大臣 恩給、年金のスライド制という
問題は、確かに理論として合理的なものであろう
と思っております。ただ、これは御承知のよう
に、また金額としても将来非常に影響の大きい問
題でございます。また、どの程度に基準を置いて
いくかという点にもいろいろむずかしい問題があ
るうと思いまして、今後もせっかくひとつ検討を進
さしていただきたいと思います。

私も、定年制はできればしたいほうが多いと
思っております。まだ諸般の事情から簡単にいつ
ておりますが、将来はそういう方向で考えていい
べきだと思います。これはいますぐ右から左へど
うするというわけにまいりませんが、いまの御示
唆は十分含んで、今後も前向きの姿勢で検討を進
めていきたいと思っております。

○河本委員長 この際、防衛廳職員給与法の一部
を改正する法律案を議題とし、ただいま議題とな
っています二案とあわせて質議を行ないます。
○村山(喜)委員 私は、防衛廳長官に対しまして
は重点的な問題だけをただしておきたいと思うの
でございますが、防衛全般にわたりまする問題は、
年が明けましてから通常国会においてそれらの問
題についての論争をいたしたいと思いますので、
本日は給与に関する問題、これに限定をいたしま
して質問をいたします。
そこで、一般職の給与なりあるいは特別職の給

与、防衛廳職員の給与並びに裁判官の報酬、検察

官の俸給等の取り扱いの原則といふものは、やは
り平等でなければならぬ、こういうふうに私は
思ふが、これが対しまして、これに特例であるとしてこ
とあるいはその地位、階級に応じて平等であるべし
ということは、原則でございます。ただ、そのほ
かに、職務内容、勤務状況によって違うというこ
とは、これは国家公務員法の職務内容がおのずか
ら違うならば、それに応する給与あるいは手当と
いうものがそれに付随するということは、あり得
ることである、またあることが今日の給与体系で
ある、私はかく考えます。

○藤井(勝)政府委員 ただいま防衛廳長官から詳
しく御答弁ございまして、私もそのように考えて
おります。

○村山(喜)委員 この防衛廳職員給与法の一部を
改正する法律案の中で、いわゆる給与改定に伴う
問題は一般的な問題として論議するにはないわ
けであります。問題はこの中にあります特殊な
条件にある内容のもの、すなわち学生手当である
とかあるいは自衛官の営外手当、あるいはまた今
回こういうような問題に関連の直接ないと私は見
ておる退職手当の問題が、突如としてこの給与法
の改正案の中で出されてきた。これは自衛官につ
いて特例をこの際認めなければならない理由、い
わゆる緊急性といいますか、そういうようなもの
が何があるのかどうか、この点について御説明を

願つておきたいのであります。これは御承知のよ
うに、国家公務員等退職手当法という法律が一般
の国家公務員につきましてはあるわけであります
が、もちろん自衛隊の中における自衛官の二年勤
務の者について、あるいは三年勤務の者について
の特別な事情によるものはあるといったしまして
ますが、そのうち曹士につきましては、営外に居
住する者がおるわけでございます。しかも、今回
ベースアップになりましたもののうちから五百三
十円を糧食費に振り向けておりますので、その分
は営外から勤務しております者は外で食べるこ
とに至りますので、これは本人の営外手当に加算を
いたしまして本人にくれてやるというのがたてま
えになつております。したがつて、従来四千百十
円支給いたしておりましたのにプラス五百三十
円、四千六百四十円営外手当を支給する、かよう
りました事情がなければならないし、またそこに

は退職金という一つの制度をめぐる問題として基

本的に検討を加えなければならぬ段階にある。

そのなかにおいて、ここに特例であるとしてこ
の自衛官の特例を認める措置をなぜこの機会にと
らなければならなかつたのか、これについて松野
長官並びにそういうような要請を受けましてその
特例を認めてまいりました財政上の責任者である
大蔵省の見解をお聞かせ願つておきたいのであり
ます。

○松野国務大臣 確かにこれは村山委員の言われ
るよう、自衛隊自衛官の俸給の一つの特別な事
情であります。そのいきさつは、発足当時のいき
さつから今日までこれが継承されておる。同時に
この退職金の改正案は、以前におきましたと同様
な俸給表の中において措置をされたといいまま
でのいきさつから、今回もそのような措置をとつ
たわけで、厳格に考えるなら、あるいは将来にお
いては自衛官退職給与法というものができること
が妥当であるかもしません。しかし、今日まで
はそういう経過を実はたどつておりましたので、
それと同様な意味で今日も扱つてしまひました。
なお、補足的に人事局長から説明いたさせます。
さて、なぜ退職金給与法であります。したがいま
して、今回のようにすでに軍人の身分を終戦の昭
和二十年八月十五日において失つて、その後昭和
三十二年の六月三十日までに新たに身分を取得し
た者につきましての退職金の措置を規定をすると
いうことは、差しつかえないことではないだろ
うかとおもふに考えるわけでございます。

○堀田政府委員 大臣の御答弁を補足させていた
だきますと、いま村山委員がお尋ねになりま
したが、たとえば営外手当あるいは学生手当の値上げ
等をなぜ必要とするのかということでおきいま
したが、これは元来自衛官は営内に居住をして、み
たが、たとえば営外手当あるいは学生手当の値上げ
等をなぜ必要とするのかということでおきいま
したが、たとえば営外手当あるいは学生手当の値上げ
等をなぜ必要とするのかenderror

なお、学生手当でございますが、これは防衛大

学校の学生の手当でございまして、防衛大学校の

学生は、一般職の高校卒の生徒が採用になります
ときの基準が八の二です。したがいまして、その
お尋ねだと思いますが、これは、すでに防衛庁の
手当ということに相なるわけでございます。

なお、第三点の自衛官の退職手当につきまし
て、なぜ退職金給与法であります。それは、すでに防衛庁の
職員給与法の中に、任期制の隊員、それから定年
退職者の退職金の規定がございます。したがいま
して、今回のようにすでに軍人の身分を終戦の昭
和二十年八月十五日において失つて、その後昭和
三十二年の六月三十日までに新たに身分を取得し
た者につきましての退職金の措置を規定をすると
いうことは、差しつかえないことではないだろ
うかとおもふに考えるわけでございます。

なお、第四点のお尋ねでございました、なぜ自衛
官だけをこの際考へなければならぬか、少しお
かしいではないかというお尋ねでございますが、
これは御承知のように、警察予備隊が発足いたし
ましたのは、昭和二十五年の九月で、海上自衛隊
の前身である海上警備隊が発足いたしましたの
が、昭和二十七年の七月でございます。なお、航
空自衛隊の発足いたしましたのは、昭和二十九年
の七月一日でございます。したがいまして、形式
的に申しますと、昭和二十九年の七月一日以降
空自衛隊に入つた者は、これは現在の退職手当
のたてまえから申しますと、終戦時の昭和二十
八年十五日以前に十年勤務をいたしましても、あ
るいは十五年勤務をいたしましても、それは通算
をされないということに相なるわけでございま
す。特に自衛隊の場合には、昭和二十五年の九月

一一五

第一類第一号 内閣委員会議録第三号 昭和四十年十二月二十四日

警察予備隊として発足いたしましてから、毎年逐次募集をいたしまして、昭和三十二年の六月ぐら

いまでが大体志望者が集中をして集まつたときでありますので、その間に入つてきただ者は、一応終戦時以前の軍歴とそれ以後の自衛官の経歴期間、勤務期間が通算されるものであるというふうに考

えるのが、妥当ではないだらうかというふうに考

たわけでございます。

○辻説明員 自衛官の退職手当につきましては、ただいま防衛庁から御答弁のございましたよ

うに、軍歴期間の通算を受けない者と受けられる者との不均衡がある点にかんがみまして、制度の改正を前提といたしまして四十年度予算に一億円計上し

た次第であります。

○村山(喜)委員 不均衡是正は、その自衛官内部における不均衡は正だけにとどまつていいと私は思う。この点については、大蔵省はどういうよ

うな態度をお考えになつておいでになるのですか。そうしてまた、人事局が発足をいたしましてから、この問題は総理府の安井長官のところの所管に移つてゐるのであります。それについてどういうような検討をしておられるか。

○増子政府委員 一般の公務員の退職手当につきましては、所管が従前の大蔵省から総理府人事局に移りましたことは、御指摘のとおりでございま

す。それ以来、私どもこの退職手当の制度の運用につきましては、私の承知しておりますところでは、あるいは今後の内容の改善等につきまして研究に着手いたしておるわけでございますが、ただいま問題になつております自衛官の退職手当の問題につきましては、私の承知しておりますところでは、かねてからの懸念でございまして、いろいろどこにつけましてはいわゆる不均衡是正の要望も相

当強く、何らかの措置を必要とするのではないかといふうに考へられてきたのでございまして、ただいま防衛庁の人事局長からお話しがありま

したように、また大蔵省の給与課長の話がありましたような実情で、この際一般の退職手当の特例を認めることはやむを得ないのではないかという

ふうに判断をいたしましたわけでございます。

○村山(喜)委員 この際その特例を認めるのはやむを得ないということは、今回、われわれは人

事院の勧告に基づいて一般職の公務員並びにそれに伴う特別職、それから防衛庁職員、さらに検察

院なりあるいは裁判官の給与、そういう改善を行つられたものだ、こういうように考へるわけでござ

ります。退職手当の問題については、不均衡是正であるならば、一体どういう立場からの不均衡

は正をやらなきやならないかという問題については、相当総合的にいろいろな場合を検討をしながら

は、相当緊急性があることでの問題について

ら答弁を願いたいのであります。

○松野国務大臣 自衛官の退職金の問題については、かねがねこの不均衡というものについて是正をしたいという緊急性は認めておりまして、そう

して給与改定及びこういう給与の問題のときに、今までどうしても必要であるものについて、同

じ給与法の中での問題でありますので、その改定を逐次やってまいりました。今回も給与改定の中において、特にいままでの多年の不均衡というものをことにこの自衛隊の発足以来、陸海空三自衛隊の発足はおのずから違つております、そうしてこの特殊な職務から言わなれば、ある意味においては平等な立場ある意味においては不均衡のない立場において、その自衛隊における待遇をいたしたい。それがたまたま期限が切れておりますために、一自衛隊から他に転出した者、あるいは一自衛隊の発足がおそかつたためにその者が入隊がで

きなかつた者という一つの経験から、この際どうすれば理由が成り立たないと思う。その緊急性を今日の事態において解決をするということにならなければ、問題の解決にならないと私は思いま

す。例があるがゆえにこれが一つだけ飛び離れて出されてくるということは、何らかの緊急性がない。しかしながら、この給与法案の中において、なるほど自衛隊の場合にはその特殊な例があります。

○安井国務大臣 松野防衛庁長官がおおむねお答えになつたとおりのように、私ども考えております。これは退職金の通算といったようなものは、

されなければならない緊急性というものがあつたのかないのか。これについて、やはり防衛庁長官が説明をされてしまつてある。また、これにつ

いて文武官の間における均衡という原則は、安井長官が調整の機能を持つておられるわけなんだから、そういう立場からそれについて妥当であると

あります。今回の場合はもそろいの意味の不均衡

は正をやるという意味において、私どもこれはや

恩給やその他を通じましても御承知のとおり、いろいろまだ創立のいきさつ上不均衡があるわけであります。

○藤井(勝)政府委員 退職金制度の不均衡是正の問題につきましては、自衛官の問題はただいま所

管大臣よりいろいろお話をございましたが、その

緊急性、特殊性の度合の違いは多少あっても、

その他の領域におきましてもいろいろ検討をしな

ければならない問題があるようになります。特に終戦前あるいは終戦後間もないときと、それから

題についてもいろいろ問題があることは十分承知いたしておりますので、これを契機に今後等しかるべきを憂うるという政治のかまえで善処しなければならない、このように考えておる次第であります。

○村山(喜)委員 そこで、安井長官にお尋ねいたしますが、退職手当金というものの性格ですね、これは一体何ですか。

○安井国務大臣 いま理論的に解明しようと申されました、いろいろ私どもむずかしいところはあるかと思いますが、民間におきましても退職手当のものが出ておるわけでありまして、大体いつくられたものだ、こういうように考へるわけであります。

○秋吉説明員 ただいまの大臣の御答弁に補足されることは、退職金の通算といつたようなものは、

されなければならない緊急性というものがあつたのかないのか。これについて、やはり防衛庁長官が

いつた例に準じて適切な手段を出すべきものであるといふうに考えております。

○秋吉説明員 ただいまの大臣の御答弁に補足されることは、退職金の通算といつたようなものは、

されなければならない緊急性というものがあつたのかないのか。これについて、やはり防衛庁長官が

いつた例に準じて適切な手段を出すべきものであるといふうに考えております。

○村山(喜)委員 昭和三十二年の十一月、ちょっと古いのですが、臨時恩給等調査会の報告書が出

まして、その中の二項で、退職一時金はその本来の性格から考へるならば、退職時の条件に応じて支給されるべき筋合であつて、退職後の条件をこれに影響させるべき筋合ではない、こういう答申が出

されておるわけですね。とするならば、退職金の性格論争は、これはあとでやりますが、先ほど総理府総務長官の安井さんもあるいは大蔵政務次官の藤井さんとともに認めておられるように、やはりそこには不均衡というものがあるのだ、そうしてその他の領域の中でもあるのだ、特に大きな変化があつたこの人たちが、この退職金の問

題についてもいろいろ問題があることは十分承知いたしておりますので、これを契機に今後等しかるべきを憂うるという政治のかまえで善処しなければならない、このように考えておる次第であります。

ならば、これはなるほど自衛隊の中においては、陸海空の間におけるバランスがくずれておることは私もわかります。しかし、それと同時に、文武官、文官の中におけるバランスの問題も考えなければならない。これは後ほど安井長官に具体的な事例として私は一つの例をお示しいたしますが、そういうような問題を総合的に勘案をして、慎重に検討をした結果結論を出す。そういうようなアンバランスを是正しなければならないところは、アンバランスをなくするという考え方方に立つべきではないか。そこで給与のこの改定のときには、その退職金まで一緒にして出すというのには、さほどの緊急性がないじゃないか。必要性と緊急性とを松野長官は一緒にしておられる。この問題についてはどうですか。

○松野国務大臣　なお、この問題の前提になりますのが、御承知のようにこれは限定されておりません。どちらかというと、将来にこれが影響するという問題ではありません。過去の経歷において影響するもの、したがって、自衛隊の中におきましても限定された三千二百七十四名が今回適用を受ける。なお、退職した者五百三十九名があるいは与党修正案に入ることで、一つの緊急性と言えば緊急性でありまして、この者はだんだん減っていくだけあります。あと十年たてばゼロになってしまふ。そこにある意味において限定されただけであります。あと十年たてばゼロになってしまふ。そこで安井長官にぜひただしておきたい点は、われわれが行政機構改革の跡を振り返って考えてみると、昭和二十四年の五月十一日、総司令官からの覚え書きが出ましたですね。そうして、政府職員に対する退職手当に関する覚え書き、それは当時第三次吉田内閣の行政整理であります。この行政整理の事実上、実際上退職をせしめた数は十六万五千五百五十二人、これに対しまして総額を五十一億円以内に限定するということをきめた。一人当たり三万円です。そうして失業のちまたの中にそれが放置されたわけですね。これらの人たちが一体その後どうなったのかという問題が、公務員制度改正までの暫定措置として措置されてしまいました。こういうような中ににおいて身分的にも不安定なまで二ヵ月更新のそぞうに切りかえ措置による常勤職員、あるいは日々雇用の形による労務職員、これは常勤的非常勤職員という形で処遇をされてきておる。そうする

今日は自衛隊内において同じ経歴の者における不均衡があるので、これは是正をお願いいたしたいという意味が、ここが重点になりまして、その他にいろいろのものがあつたがゆえに、また、占領軍の指命によりまして、そういうような一人当たり三万円で放置したわけです。そしてその後は、長官も御承知のように、いわゆる一般職国家公務員の場合は、定員内職員、定員外職員というふうに振り分けをいたしました。その定員外職員の中に、常勤労務者と非常勤職員とを分けた。非常勤職員の中に非常勤職員と常勤的非常勤職員という定義なりあるいは常勤的非常勤職員という定義の問題は別にいたしまして、昭和二十四年六月の定期法によりましてだんだんにこの人事院規則もそれに関連をしてくるわけがありますが、いわゆるパートタイムの職員からこれがフルタイムの職員にかわったものもあります。そういうような規定がございましたときには、御承知のように二十一年の四月一日に常勤労務者のみが救済をされたばかりの中でいわゆる国家公務員共済組合法の制定がありました。しかしながら、依然としてこの非常勤の常勤的非常勤職員といふものについては、これは何らの改正もされないで、身分的にもまた給与の上においても放置されました。そうしておいて、これが大体二十二特種国会の附帯決議等もございまして、同一勤務に対する同一待遇、同一労働、同一賃金というような立場から、この内閣委員会等におきましても決議もされた歴史があり、そうして三十三年ごろになりますと、一部定員外職員の定員化という問題が、公務員制度改正までの暫定措置として措置を、いわゆる陸海空の自衛官の間における不均衡が、あるということならば、それを認めてよろしいでしょう。しかしながら、それを認めるということになるならば、当然この問題は文官のほうに及ぶべきである。しかも、それは引き揚げ者公務員だけにとどまらない。私がいま一つの事例として指摘をいたしましたこういうような国の行政

そのあとにおいてそのような非常勤職員あるいは常勤的非常勤職員という形において勤務を余儀なくされて、ようやく身分的に救済をされて今日づとめておる人たち、これらについて政府として措置をしないということは、片手落ちな方法だと思う。そういうような問題があるんだということを御承知であるならば、これについて検討をされべきであるし、もしそれが不幸にして長官の耳にまでまだ入っていないならば、こういうような問題こそ、人事局ができましたその段階の中において、あなたのところにおいて総合的な調整をされるべき問題ではないかと私は思う。そういうふうな点につきまして、長官の御見解をお聞かせ願いたい。

ちよつと記憶ははつきりいたしておりませんが、そういう特別待命制度を設けまして、自然整理退職の円滑をはかったというような措置も講じておられたわけでございます。この特別待命につきましては、閣議決定が非常に問題があるということからいたしまして、昭和三十年でござりますか、特に法律化いたしまして、特別待命制度を創設したたゞのように、過去の整理にいたしましても、その時点におきまして、政府としてはあとう限りの割り増し整理退職金を出したというように、私ども承知しておるわけでございます。

そこで、退職金につきましては、先ほど性格のお話がございましたが、正直申しまして、これには定見はございません。しかしながら、従来、政府といたしましては、勤続報償というたてまで現在

○村山(高)委員 昭和二十六年以降の問題につきましても、これは内地帰還後三年以内に限って再就職した場合に、これはこれを認めましょうということで、その時点におきまして、いろいろな点を検討いたしまして、極力そういった不均衡の問題につきましては措置してまいったわけでございます。

そこで、先ほど常勤的非常勤、あるいは非常勤となつたというような御指摘もありましたければ、も、これにつきましては、常勤的職員につきましては、これは現在、御承知のように共済年金もそういうでございますが、退職手当法上の扱いとして、一般には定員内職員と同じような扱いにしておるわけでございます。

以上でございます。

農林省の職員等に、それが多いわけです。特に全農林の
こには報告がなされおりません。職金の性格といふ問題なんですが、いわゆる恩給という問題にいたしましても、給与の後払いである、あるいは社会保障である、あるいは裏實的なものであると、三つの説が同じようにあります。退職金も同じとすれば、一体退職金の性格というのは何かといふことになつてくる。だから、これらの問題についてはやはり根本的な問題があるんです。

一体國家公務員の退職手当法という法律があるのに、なるほど、勤務期間が二年なり三年なりでやめる場合、あるいは先ほど説明がありましたように、定年退職をする場合、これは一つの特殊な

○秋吉説明員 事務的な御説明を申し上げたいと思ひます。

ただいま村山委員から非常に綿密なる御指摘がございました。おっしゃる趣旨は、終戦直後、あのときはたしか超均衡予算の制度のもとにおいて、相当の行政整理が行なわれたわけでござります。御指摘のように五十一億、あるいは一人当たり三万円ということにつきましては、残念ながらただいま的確な資料を持ち合わせございませんから、その点は後ほど調べまして御答弁いたしたいと思います。いずれにいたしましても、当時相当の行政整理が、二十四年あるいは二十六年あるいは二十七年あるいは三十年と數次にわたって行なわれたわけであります。そこで、行政整理を行ないます場合には、もちろんその退職の際の時点における限りの退職金の割り増しをおきまして、あとう限りの退職金の割り増しをやつてきております。昭和二十六年につきましても、八割増しの退職金を出しております。さらには、昭和二十六年七月のと同様でございますが、閣議決定で昭和二十九年でございますが、いよいよ参事官から答弁をさせます。

ちよと記憶ははっきりいたしておりませんが、そういう特別待命制度を設けまして、自然整理退職の円滑をはかったというような措置も講じておられたわけでございます。この特別待命につきましては、閣議決定が非常に問題があるということからいたしまして、昭和三十年でございますが、特に法律化いたしまして、特別待命制度を創設したというように、過去の整理にいたしましても、その時点におきまして、政府としてはあとう限りの整理を出したというように、私ども承知しておるわけでございます。

そこで、退職金につきましては、先ほど性格のお話がございましたが、正直申しまして、これは定見はございません。しかしながら、從来、政府といたしましては、勧業報償というたてまえで現在の退職手当はあるわけでございます。つまり翌統が長ければ長いほど退職金の率はいいわけござります。さらにもう一度やめまして、かりに一日でもブランクの者がござりますと、つまり翌日採用になつた場合には、これは通算いたしません。その日もしくは翌日採用になつた者についてまして、退職金の通算措置を認めているわけであります。そのように、現在の退職手当制度は、それがいいか悪いかということは別問題といったしまして、ともかく勧業報償というたてまえで貫がれておるわけでございます。そこで、この勧業報償のたてまえの現行制度の例外を認めることにつきましては、私ども政府といたしましては、從来の考え方といたしましては非常に消極的な立場に立つておられるわけでございます。そこで、從来勧業報償のたてまえを取りりくずした例外としては、先ほど御指摘のございました政令でそういう道を開く法律で措置したわけでございます。これは二十八年の八月一日の暫定措置法がつくられる場合に、先ど二点の御指摘がございましたような点を特に法律で措置したわけでございます。

十六年でございますが、引き揚げ者につきましては、内地帰還後三年以内に限って再就職した場合には、これを認めましょうということで、その時点におきまして、いろいろな点を検討いたしまして、極力そういった不均衡の問題につきましては措置してまいりました。そこで、先ほど常勤的非常勤、あるいは非常勤となつたというような御指摘もありましたけれども、これにつきましては、常勤的職員につきましては、これは現在、御承知のように共済年金もうござりますが、退職手当法上の扱いとして、一般的には定員内職員と同じような扱いにしておるわけでございます。

こには報告がなされおりません。特に全農林の農林省の職員等に、それが多いわけです。こういうようなことを考えますと、現在の退職金の性格という問題が、今日の段階においては問題なんです。いわゆる恩給という問題にいたしましても、給与の後払いである、あるいは社会保障である、あるいは実質的なものであると、三つの説が同じようにあります。退職金も同じとすれば、一体退職金の性格というものは何かといふことになつてくる。だから、これらの問題についてはやはり根本的な問題があるんです。

一体国家公務員の退職手当法という法律があるのに、なるほど、勤務期間が二年なり三年なりでやめる場合、あるいは先ほど説明がありましたように、定年退職をする場合、これは一つの特殊な事例として自衛隊法の中でおきめになつてもよろしい。しかしながら、期間の通算というような問題等については、これは自衛隊の職員であつても国家公務員でありますから、そういうようなものについては、やはり国家公務員等退職手当法の中において解決をするという基本的な姿勢というのが政府になければならない、私はそういうふうに考えますが、安井長官、いかがですか。

○安井国務大臣 少し専門的になりますので、参考官にもう一回答弁させまして、私からまた……。

○秋吉説明員 退職手当につきましては、御懇意な御指摘があつたわけでございますが、この問題につきましては、通算の問題のみについていまいろいろ御指摘がございました。また共済年金につきましては、先ほど御指摘がございましたように、通算問題は、過去においても問題になりました。この通算は、一般的に処理すべき問題であつて、自衛官の任期制とか定年制は特別であるから、国家公務員等退職手当法でやれというお話をございますけれども、この防衛省職員給与法を特に御審議願うわけは、自衛隊の特殊事情——昭和二十九年七月に防衛厅ができたという特殊事情、しかも一般的には二十八年の八月一日が退職手当

の適用日で限定している。その間において、自衛隊の場合は、むしろ二十八年の八月以降に相当の人数が公募して入っている。しかも、それを野放しに認めるということになりますと、勧統報償の体系を乱します。そこで、そういった公募の実態と採用計画と採用実績とを見まして、野放しなく、三十二年六月三十日で打ち切っているという趣旨でございます。そういうた自衛隊の自衛官の特殊な採用の実態ということに着目して、特例を認めただけでございます。

○村山(喜)委員 いま説明をお聞きいたします中で、三十二年の七月に入った者は一体どうなりますか。これは明らかにはざされるわけでしょう。そういたしますと、六月と七月の間に一ヵ月間に差がない。それについての不均衡といふものは、将来出てきませんか。当然出てくるはずですよ。だから、そういうような問題について、これらの問題を措置されるとおいては、期間だけでない、内容的な問題にまで思いをいたして、総合的に検討する段階にあるんじゃないですか。その点を私は長官にお尋ねをしておるわけです。

○安井国務大臣 いま期間を区切りましたので、それから一月たてばどうかというお話をございました。これは非常にごもつともだと思うのですが、そういった適用範囲を広げます場合に、一定の期間を区切る、四年なら四年と区切る場合に、どうやむを得ない措置じゃなかつたかと思っておりま

す。○村山(喜)委員 その問題はこまかい問題になりますので、防衛庁の人事局長からお聞きいたしましたけれども、安井長官に私が自分の意見を申し上げて、先ほどの具体的な例をあげながら問題を提起したわけです。そこで陸海空の三自衛隊の中におけるところの不均衡という問題については、これまでカバーできるという形で提案がされたのだらうと思うのです。しかしながら、私が言うのは、もっと基本的な問題をお考えになるのが、安井長官の立場ではないか。というのは、現実に一つの

事例としてマッカーサー司令によってやられた、人數が公募して入っている。しかも、それを野放しに認めるということになりますと、勧統報償の体系を乱します。そこで、そういった公募の実態と採用計画と採用実績とを見まして、野放しなく、三十二年六月三十日で打ち切っているという趣旨でございます。そういうた自衛隊の自衛官の特殊な採用の実態といふことに着目して、特例を認めただけでございます。

○村山(喜)委員 いま説明をお聞きいたします中で、三十二年の七月に入った者は一体どうなりますか。これは明らかにはざされるわけでしょう。そういたしますと、六月と七月の間に一ヵ月間に差がない。それについての不均衡といふものは、将来出てきませんか。当然出てくるはずですよ。

○安井国務大臣 先ほど申し上げましたように、私との間の事情をよくまだ承知しておりません。いま御指摘によりまして、私ども一度よく調べまして、それを検討してみたいと思つております。

○村山(喜)委員 ただ検討されるだけではつまらないのであって、そういうような職員が一体何名おるのかといふことを調べてもらいたいということとで、二年くらい前からこの問題を取り上げているだけれども、大部分は解消されましたといふような報告しかないで、しかもその間の待遇上

の問題については、一体どのようなふうに是正されたのかといふことについても、具体的な問題がないのです。各省庁にまたがつておりますから、それがどうしても自衛官になりたいといふ方、これはどうしても自衛官になりたいといふ方でございますから、それから三年の期間があれば、これはどうしても自衛官になりたいといふ気持を持って待つておった者も、三年くらいの間にはみんな入るのではないか。なおその間何回かの募集をし、公募をやっておるわけになりますと、よほど熱意を持つてやらなければ解决できない問題です。そういうふうなことで前向きで検討願わなければならないわけですが、前向きて検討をさせていただきたいと思います。

○安井国務大臣 お話しのとおり、私どものところ、人事局の人員はまだ非常に少ないわけでござりますが、この問題はひとつ鋭意前向きの姿勢であります。それで承いたしますが、防衛

事例としてマッカーサー司令によってやられた、しかも退職金はズズメの涙しかもらわなかつた、国に財政上の理由によって。その占領軍の覚え書きによつて削られたのです。しかもその後において身分的に不安定な状況の中で、なお今日公務員たちがおるのです。こういうものについては、やはり内容的に均衡といふものの上から考へるならば、取り上げるべき筋合いのものではないか、こななものについて検討される意思がありますかどうか。

○安井国務大臣 先ほど申し上げましたように、私との間の事情をよくまだ承知しておりません。いま御指摘によりまして、私ども一度よく調べまして、それを検討してみたいと思つております。

○村山(喜)委員 ただ検討されるだけではつまらないのであって、そういうような職員が一体何名おるのかといふことを調べてもらいたいといふこととで、二年くらい前からこの問題を取り上げているだけれども、大部分は解消されましたといふような報告しかないで、しかもその間の待遇上

の手当の場合とは、どういうふうにして額が違つてくるのか。これはカロリーとかその他の待遇が違うのか、そういうふうな点についても説明を伺つておきたい。

○堀田政府委員 お答え申しあげます。お尋ねの第一点でございますが、なぜ昭和三十二年の六月三十日で線を引いたのか、そのあとおそらく採用されておる人間がおるであろうにもかかわらず、なぜこれを教わらないのか、こういうお尋ねであると思つてあります。これは一応形式的に申しますと、昭和二十九年の七月一日に陸海空三自衛隊がそろいました。新しい自衛隊ができておるわけでございますから、それから三年の期間があれば、これはどうしても自衛官になりたいといふ気持を持って待つておった者も、三年くらいの間にはみんな入るのではないか。なおその間何回かの募集をし、公募をやっておるわけでござります。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へるのが一応常識的であろうといふことで、一応三年といふのを形式的には大原則として掲げたわけであります。これは先ほど村山委員の御指摘がございましたが、一般公務員の場合に

も、昭和三十六年の改正で外地からの引き揚げ者が引き揚げ後三年といふ原則をとつておられるのも、やはり三年といふことが常識ではな

いきます。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へるのが一応常識的であろうといふこと

であります。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へるのが一応常識的であろうといふこと

であります。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へのが

ます。ですが、一応形式的にそういう考え方にしておるわけであります。また具体的に数字をあげてみると、昭和三十九年が、採用された者の中で軍歴の保持者が一番多いのです。三十九年、三十年、三十一年、三十二年と、大体三ヶ台、百台で保持者が入つてまいりまして、三十三年になると、二ヶ台になるわけであります。したがつてその期間を除かたままでつとめておる方たちがおるのです。こういうものについては、やはり内容的に均等といふものの上から考へるならば、取り上げるべき筋合いのものではないか、この問題について検討される意思がありますかどううか。

○安井国務大臣 お話しのとおり、私どものところ、人事局の人員はまだ非常に少ないわけでござりますが、この問題はひとつ鋭意前向きの姿勢でござります。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へるのが一応常識的であろうといふこと

であります。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へるのが一応常識的であろうといふこと

であります。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へるのが一応常識的であろうといふこと

であります。その公募の機会に、三年もあれば漏れてしまうということはないのではないか。どううふうに考へのが

充足の問題にも関係があるわけですが、そういうような問題はお出しにならないのですか。出されるとするならば、なぜそれらと一緒にこれらの問題を解決するという方法をおとりにならないのか。どうもそこら辺が、もうこれについてはそういうような提案をする意思はないのだということであるならば、ここでそういうような年をとった人たちの問題だけを解決をしておくのだといふかまえで、緊急性を認めて提案をされたということを、われわれもわからないでもないのだが、将来そういうような退職手当を改正をしないといふ考え方をお持ちであるのかないのか、この点についての見解をただしておきたい。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

今回お願いをいたしました防衛庁職員給与法の附則の改正の問題は、将来の問題と申しますよりも、自衛隊に入ってきたその日にちが、昭和二十九年の八月一日以降三十二年の六月三十日までに入った人たちが、将来大体十年間で三千二百七十四名、毎年やめていくわけでございますが、その人たちの退職金の通算を考えた、将来発生をしていく問題ではなくて、すでにあるものがだんだん消えていくものについての措置を考えてやろうと、いう考え方で法改正をお願いをいたしております。

○安井国務大臣 お話をとおり、いまのような事

若い青年諸君に、魅力を与えるということを考えることも多々あります。他との関連においても、十分慎重に検討するよういたしたいと考えられますので、その中で現在任期制隊員が二年ないし三年たってやめていくときの退職金は幾ら五万円前後でございます。警察予備隊が発足したときには、任期制隊員は退職するときに六万円もあるかといふと、御指摘のように百日分、大体下がっております。そういうようなところも、やはり充足率の向上を阻害しているのではないだろうかと、いうようなことを、私ども内々勉強しておる間で議論が出た、それが外に伝わりまして、今度はこの退職金を幾ら幾らにするのである、あるいは幾ら幾らにすることにしたとかいうようなことが新聞等で伝えられておりますので、そういうことが提案されるのではないかという御指摘になつたたと思ひます。これは、全くまだ検討中というか研究中の問題でございまして、どういふうにするかということは全然まだきめていないといふふうに御理解いただきたいと存じます。

○河本委員長 田口君から関連質問の申し出があります。田口誠治君。

○田口(誠)委員 要望になるとも思いますが、安井長官に一言。

三十六年だったか、公務員の退職金の改定のと

きに、三年以内に公務員になった場合には取り上げるということになつておりますので、先ほど一緒にしたうだという御議論でございましたけれども、これは、本質的に性格の違うものではないかといふうに考えております。と申しますのは、いま第三次防衛力整備計画の検討をいたしておりますけれども、その中で自衛官の充足率を向上させるためには、いろいろと考へいかなければならぬ問題がある。たとえば環境の整備、老朽しておる隊舎を建てかえてやりましたり、糧食について、もつと合理的な措置を考えてやりますとか、昇任の率をいろいろ考えてやりますとか、少なくとも任期制の隊員として二年なり二年なり勤務をして、入ってこようとする

態を取り上げるといったしますれば、ほかへ波及することも多々あるうと思います。他との関連においても、十分慎重に検討するよういたしたいと思ひます。

○村山(喜)委員 私も、もうそろそろ質問を終わりますが、この不均衡是正、こういうような問題で、退職手当の問題が給与改定の問題と並んでここに出てきた。その提案のしかたは、いずれも、それに付随して出されても、性格的にはあまりないわけあります。法律的にいつても、それは違法ではないけれども、しかまわないのであります。法律的にいつても、それが外に伝わりまして、今度はこの退職金を幾ら幾らにするのでございます。これは、全くまだ検討性は、ことしじゅうに解決をしなければならないようにも受け取れない、年が明けてから、これらが提案されるのではないかという御指摘になつたたと思ひます。これは、全くまだ検討中というふうに研究中の問題でございまして、どういふうにするかということは全然まだきめていないといふふうに御理解いただきたいと存じます。

○河本委員長 田口君から関連質問の申し出があります。田口誠治君。

○田口(誠)委員 要望になるとも思いますが、安井長官に一言。

三十六年だったか、公務員の退職金の改定のときに、三年以内に公務員になった場合には取り上げるということになつておりますので、先ほど一緒にしたうだという御議論でございましたけれども、これは、本質的に性格の違うものではないかといふうに考えております。と申しますのは、いま第三次防衛力整備計画の検討をいたしておりますけれども、その中で自衛官の充足率を向上させるためには、いろいろと考へいかなければならぬ問題がある。たとえば環境の整備、老朽しておる隊舎を建てかえてやりましたり、糧食について、もつと合理的な措置を考えてやりますとか、昇任の率をいろいろ考えてやりますとか、少なくとも任期制の隊員として二年なり二年なり勤務をして、入ってこようとする

ことは、非常に氣をつけてもらわなければならない

点だと私は思うのであります。その趣旨とするものは、内容的にはわからないでもありませんけれども、しかしながら、そういうような全体的な立場においてこの問題をお出しになるということは、非常に問題があり過ぎるのだと私は考えるの

であります。

○安井国務大臣 御指摘のとおりだと思っております。私ども給与の問題につきまして、一般公務員の場合、それから特別職の場合、あるいは特殊のこういった自衛官のよしな場合を扱いますにつきましても、やはり相互関連が十分ある。恩給にも同様の問題がござります。私どもはそういうのとおり、できるだけ総合的な関連のもとにこれ

をひとつ調整していきたいと考えております。今度のこの法案につきましては、前国会にも出ておるというようないきさつもあり、いま人事局長から説明もあつたような点もござりますので、ひとつこの国会でお通しいただければ幸いだと思います。

○河本委員長 受田新吉君。

恩給の問題でもそちらあります。仮定俸給の押え方の問題について、これはこの委員会においても決議をされておりますが、文官でいわゆる公務上の災害によりまして死亡した者についての仮定俸給の倍率は、最高が三十二・九割、そうして旧軍人については四十三・一割ということになつておる。そういうような問題を一つとらえてみま

ても、ややもすると、そのようなものは旧軍人が先行をしてしまう、そうして、そのあとそれとのバランスをとるという意味において文官を是正する、こういうかつこうの中では、やはり総合的な立場をとらなければならぬ、こう思ひますので、あらためて答弁は要らないと思ひます。〔答弁させたらいい大事なことだ」と呼ぶ者あり〕それでは、答弁していただいてもいいですが……。

さしあたりいま村山さんが指摘された防衛庁職員給与法の基本的問題点を指摘したいでございますが、この参事官等の俸給表とそれから自衛官の俸給表、これについて参事官等の俸給表というものは一般職のどれを基準にされたのか、特に四

等級に分けておられる、特例を置いておられるわけでございますが、その理由を御指摘願いたいのです。

○堀田政府委員 お答え申し上げます。

参事官等の俸給表は一般職の行(一)の俸給表に相当しております。自衛官の場合には公安職の(一)を基準にいたしております。

○受田委員 公安職の(一)だけじゃないでしょうか。上のほうは何ですか。

○堀田政府委員 これは私、よく承知いたしておりますので、説明員が説明いたします。

○原中説明員 参事官等の俸給表は行政職(一)をもとにしましてはじいております。そして四つに分けておりますのは、従来三つでございましたが、昨年度行政職俸給表の(一)に三等級ができました際に、この分を入れまして四つに分けたわけでございます。

自衛官の俸給表は、一佐以上を行政職俸給表(一)に基準をとりまして、二佐から以下を公安職(一)を基準にいたしております。なお、二士、三士は公

安職俸給表(一)を基準にいたしております。

○受田委員 大体その三つを基本にしておられる

ことがわかるわけでございますが、そこで参事官等俸給表の四等級に分ける分け方でございますが、もちろん一階級ほど一般に入った関係でこれを

加えたということとございますが、この行政職(一)と比べてみて、俸給が一等級と四等級の間で相違があるわけですね。そのままなおにこれを受け入れていないのです。これはどうしたことか。

四等級の一般職の場合に一号俸は三万八千六百円を示しているのに、この四等級の下位は三万五千四百円である。それから一等級の最上位逆に十五号俸において十四万九百円であるのに、一般

職のはうは十二万六千三百円、これは上に厚く下に薄いというようななかつこうになつている理由をひとつ御指摘願いたいのです。

○原中説明員 いま御指摘の点は四等級の初号俸の基準は行政職俸給表五等級二号俸を基準にしておりまして、その五等級の二号俸から始まつてお

ります関係から四等級一号俸を基準として四等級一号俸よりは低い額になつておるわけでござります。そういうことでござりますので、一等級の俸

給表は一般職の行政職俸給表(一)よりも高くなつておられます。それは超過勤務手当を出しております

支給しないといううたてまえにしてございます。支給しない者には超過勤務手当を出しております

で、あらかじめその分は織り込みまして、そうして俸給表を組むたてまえにしております関係でござります。

○受田委員 すなわち自衛官と同様の措置をその俸給表では採用しておるということですか。

○原中説明員 御説のとおりでございます。

○受田委員 そこで五等級の二号俸から始まる理由を御説明願いたいのです。

○原中説明員 防衛庁の制度といたしまして、部員、書記官、参事官というような制度をとつてお

りまして、おおむね長官の補佐役といたしまして部員以上がその任に当たるというたてまえにしております。したがいまして、一般職の俸給表を適用されるならば、一般職五等級の二号俸程度以上の経験または能力を持つている者がその任に当たる最低の線ではないかというようなことから五等級二号俸を最低号俸の部員といたしまして参事官等俸給表の適用を受けるわけでございます。

○受田委員 そこで、五等級の二号俸から始まるなら、もう一つ五等級をつくらなくちやいかぬわけですね。これは普通官庁で言うならば係長に当たるところ、部員としては係長くらいの力を持つた人でなければ企画に参画できないという意味から、五等級をおつくりになつて、気軽にこの俸給を受け入れていないのです。これはどうしたことか。

四等級の一般職の場合に一号俸は三万八千六百円を示しているのに、この四等級の下位は三万五千四百円である。それから一等級の最上位逆に十五号俸において十四万九百円であるのに、一般

職のはうは十二万六千三百円、これは上に厚く下に薄いというようななかつこうになつている理由をひとつ御指摘願いたいのです。

○原中説明員 いま御指摘の点は四等級の初号俸の基準は行政職俸給表五等級二号俸を基準にしておりまして、その五等級の二号俸から始まつてお

にして、こういうふうにはみ出るような俸給表をつくるないで、一般職の五等級と同等のものを別におつくりになつていくほうが、体系としては筋が通る。これは私、一般職との関係で体系をできるだけ一般職に合わせるという方針をおとりになりますが……。

○堀田政府委員 政策的な問題でござりますので、私からお答え申し上げますが、いま受田委員が御指摘になりましたような問題が防衛庁の中でも議論をされておりまして、部員制度といふもの、それから防衛庁の現在議論の対象になつてお

りますが、御指摘になりまして、部員制度といふもの、それから防衛庁の現在議論の対象になつてお

りますが、御指摘の支給を受ける者の格づけが御指摘になりましたような問題が防衛庁の中でも議論をされておりまして、部員制度といふもの、それから防衛庁の現在議論の対象になつてお

りますが、御指摘になりましたような問題が防衛庁の中でも議論をされておりまして、部員制度といふもの、それから防衛庁の現在議論の対象になつてお

ば、それは処分すればよろしいのです。その権威を保つためにはやはりこうした体系をりっぱにおつくりになつていくほうが、体系としては筋を守っていくという形をとつてほしいと思うのです。そうしてもう一つ、参事官はいま何人おられますが、参事官でこの一等と二等の該当の概数をちょっと……。

○堀田政府委員 参事官は十名でございます。

○受田委員 みな一等に入つておりますか。

○堀田政府委員 指定乙が三、それから一等級が七でございます。

○受田委員 そこで今度指定職ですが、これもなかなか問題があつて、統合幕僚長を特別抜き出しでおつたりして、事務次官と俸給を混合したよう

な傾向があつたわけです。これも昨年指摘した分が是正されてきたわけでございますが、この指定職の欄の甲を受ける者は、いまの外局の調達官と防衛施設庁と技術研究所というものの長官、それからこれは事務次官はないですか。

○受田委員 そこまで今度指定職ですが、この指定職の欄の甲を受ける者は、いまの外局の調達官と防衛施設庁と技術研究所というものの長官、それからこれは事務次官はないですか。

○堀田政府委員 指定職甲の指定を受けます者は、これから日額制と技術研究所といふものの長官、それからこれは事務次官はないですか。

○受田委員 そこまで今度指定職ですが、この指定職の欄の甲を受ける者は、いまの外局の調達官と防衛施設庁と技術研究所といふものの長官、それからこれは事務次官はないですか。

○堀田政府委員 指定職甲の指定を受けます者は、これから日額制と技術研究所といふものの長官、それからこれは事務次官はないですか。

○受田委員 そこまで今度指定職ですが、この指定職の欄の甲を受ける者は、いまの外局の調達官と防衛施設庁と技術研究所といふものの長官、それからこれは事務次官はないですか。

参事官等でなく、事務次官、参事官等といふなかつこうたしないと、事務次官ははずされてしまつておる。参事官の中へ事務次官が包含されおるという危険があるわけですね。この書きぶりがおかしい。それから私がさつき言つた自衛官の俸給と一緒に御答弁になつておるから、参事官の俸給表の中にそんなものが入つておるというこどではないので、それは別に説明をされなければいかぬわけです。これはそれぞれ自衛官と事務次官、参事官等といふなかつこうではつきりしておかかる必要があると思ひます。いまの勤務地手当あるいは暫定手当とかその他の超勤とかいうものを含めて、こういう俸給表が一割以上高くなつてゐるのですが、実際は、やあるときにはそれが今度共済年金の基礎になるわけです。したがつて非常に優遇されているわけです。これはやはり他の官庁との問題が一つ起つてくるわけなんで、ほかの官庁ではそういうものがないところは、その分だけが基礎俸給の中から減らされて年金がつく、自衛官だけがその点が優遇される、こういう問題が起つてくるのです。これは根っここの俸給が高いのでござりますから、そういうものがみな派生してくるということになつてくるのですが、これはどうですか。やはりさつき村山委員の質問の中についたが、年金の受給額にも影響する問題としてこれは一本にしてはどうですか。これは総理府人事局 大蔵省双方の……。

○秋吉説明員 そういう問題があるのは御指摘のとおりです。超勤率が入つておるから、したがつて退職金の受給率が大きいじゃないかということは、かねて問題がござります。そこで、期末、勤勉手当と人事院勧告の率があふえるに従いまして、それに順応いたしまして超勤率は削減してまいります。それから俸給表の本準差、調整額といふのもござります。それも実は退職手当の基礎俸給の算定基礎になつておる。その分をどうするかという問題があるかということは、從来からそういう問題はございます。

○受田委員 できるだけ同じ階級の者は同じ年金の算定基礎になるような処理は、私はしかたの上で方法はあると思うのです。法律を別にそこをつくり直せばいいのですから。そういうふうにしてできるだけ同一階級に属する者に同一にそういう派生的な待遇も考えていくくというような形におまづめを願うような努力をされる必要はないか。それとここに、三等陸海空士から二等、一等へいくときは、最後の二つは一号俸しかない。これは、この間は准級は同時という前提に立つておられると思うのですが、今度一等は四つなり、陸曹にはさらに多く出ておる。これはどうですか。この辺はこういうかつこうでなければいけないので、一等陸海空士といふものは四つもなければいけないのですか。四つも差がつくよな、四年間もかかるよう人がおるわけですか。

○原中説明員 実際にはやはり四号俸くらいの者もおりますが、おおむねの者は、いま御指摘のようにその号俸の前ぐらいから上にくくような実態になつております。

○受田委員 だから実際に適用されないような号俸があるというのがおかしいので、そういうものは削除しておくべきだ。休職とかなんとかで特例

があれば、今度ワク外昇給という手があるわけですが、これが途中では正せられてきたのですけれども、現時点における最下級の殉職手当の額はどれだけになるか、その額をちょっとお示し願いたいのです。

○堀田政府委員 これは国家公務員災害補償法によつて計算いたしたものでございまして、一般公務員の災害補償法による死亡一時金と変わりないわけでございます。ただ、きょう資料を持つてま

いっておりませんので詳細にお答えできないのが残念でございますが、そのほかに賞じゅつ金といふ名目でショット機のバイロット等につきましては、死亡した場合には一律に百万円遺族にお贈りするということにいたしましております。

○受田委員 公務災害補償の関係と賞じゅつ金といふ、それで大体ある程度報いることができるといふお考えのようですが、階級差があるわけです

手当も上がるものと承知しておるわけございま

す。

○受田委員 この学生手当の性格というものはどういう意味があるのでしょうか。学生に手当を支給する理由です。

○堀田政府委員 学生手当の意味もいろいろござりますのですが、学生は自衛隊員ではないけれども、しかしやはり勉強しながら自衛官たる切磋琢磨をいたしておりますので、全然支給しない、言はれなれば小づかいもやらないというわけにも參りませんので、手当という形で支給していることになるのではないかと思います。

○受田委員 この幹部候補生学校の生徒学生、防衛大学の卒業生とそれから一般大学の卒業生、両方を入れておるわけですね。このほうの手当もこれに入るわけですか。

○堀田政府委員 幹部候補生学校の生徒は学生手当を支給されるわけではございません。学生手当

は防衛大学の学生だけござります。

○受田委員 もう一つ手当の問題でお伺いしておきたいのですが、ショット機などで殉職される方、これは非常に危険な職務を担当しておる方々です。その方々に対する殉職の場合の手当額といふものが途中では正せられてきたのですけれども、現時点における最下級の殉職手当の額はどれだけになるか、その額をちょっとお示し願いたいのです。

○堀田政府委員 これは国家公務員災害補償法によつて計算いたしたものでございまして、一般公務員の災害補償法による死亡一時金と変わりないわ

けでございます。ただ、きょう資料を持つてま

いっておりませんので詳細にお答えできないのが

残念でございますが、そのほかに賞じゅつ金といふ名目でショット機のバイロット等につきましては、死亡した場合には一律に百万円遺族にお贈り

するということにいたしましております。

○受田委員 公務災害補償の関係と賞じゅつ金といふ、それで大体ある程度報いることができるといふお考えのようですが、階級差があるわけです

ね。これはやはり人命を失つたということになれば、賞じゅつ金の百万円というのは一律ですね、どのような階級でも全部同じ。これは私は一応筋を通ると思うのです。生命に対する価値判断といふものが百万円に抑えられている。だが一方で公務災害補償の関係で差がもちろんつく。これは俸給に準じてやる。これは私はその百万円をもう少し増額してやってもいいと思う。これは初めからわかつた危険な任務についているわけです。これを増額する御意思があるかないか。

○堀田政府委員 確かに受田委員の御指摘のとおり、バイロットになつております者の勤務の内容

は危険でござりますので、死亡いたしました場合には賞じゅつ金をふやしてやりたいというのは、もう私どもみんなそう思つておるわけございま

すが、バイロットばかりではなく、やはり危険な勤務に従事をいたしておる者も実はおるわけございまして、そればかりでなく、たとえば災害派遣

等で民生協力をしておりながら抜群の働きをし

て、しかも自分の命を絶つというような人たちに對しても、やはり同じように考えていかなければいけない。これもやはり賞じゅつ金で、百万円以

下、百万円で頭を抑えましたが、賞じゅつ金を支

給するようになつておるのでござりますけれども、そういうようなものを含めて賞じゅつ金の額

をふやすべきではないか、もう少し考えるべきではないだろうかということを実は検討いたしてお

る段階でござります。

○受田委員 自衛官が災害等でなくなられたとき

に特別に勲六等以下をもらうことになつておる

これはもう自衛官の特權のような形になつておる

と思うのですが、これは勲六等に限らなくて――

私たちいま勲章制度を問題にしておりますけれども、もう少し高級のものを支給するわけにいかないのですか。だれもかれも勲六等以下というの

はどういうわけですか。

○堀田政府委員 自衛隊の中には、自衛官にだけ

つけさせます功労章というのがござります。これ

は自衛官で、その勤務において抜群の功績があつ

たと認められる者につきましては、第一級功勞章、第二級功勞章という二種類の功勞章をつけさせて頗る思ひますけれども、それ以上にやはり功勞章を持つておるということございまして、勲六等以下の勲章に對しても自衛官は誇りを感じております。

○受田委員 それは時間も迫つてきたので、安井長官にさつき指摘しました第二の問題点を簡単にお尋ねして、質問を終わります。

○受田委員 総務長官が國務大臣になられて、法律改正がされて、人事局ができた機会に、特別職の給与の提出者として総務長官が一役買つておるという形になつておりますね。たとえば防衛廳給与について、提出國務大臣としては大臣を含んでおりますね。

○安井國務大臣 そのとおりでございます。

○受田委員 これはお聞きしなくとも大臣は心得ておる、あなたが提出したんだから。提出者になつておられる以上は、提案理由の説明は総務長官が一括されて、そうしてその法案の説明は防衛府の政府委員がやる、こういうことで私は筋が通ると思うのです。提出者に防衛廳がなる、また外務省がなるということはないはずです。提案理由の説明は総務長官で間に合うでしよう。

○安井國務大臣 法案自身につきましては、その省の長官が提案理由の説明を申し上げるということで、防衛廳につきましては防衛廳長官、法務關係につきましては法務大臣といふふうに分かれて提案理由の説明を委員会では申し上げております。

○受田委員 それがやはり間違いなんだ。大蔵大臣も入りますね、特別職の提案者……。

○秋吉説明員 提案者はわかりませんが、共同請議の担当にはなっておられます。

○受田委員 三人ですね。

○秋吉説明員 そうでございます。

○受田委員 そうなれば、防衛廳長官の説明されることを総務長官がされても一向差しつかえない

わけです。給与関係の提案理由は、一括して給与

担当の総務長官がやる、こうびしつとやられてはどうですか。それは三人の権限は同じだと私は思ひます。秋吉さん、事務的に見てどうですか。

○秋吉説明員 総理府の根本的な姿勢の問題になります。総理府人事局と申しますのは、全体の各省庁の人事行政のいわば総合調整的なファンクションを営むというのが本来の姿であると思ひます。したがいまして、公務員給与につきましてはそれをいろいろの職務給を原則といったしまして、それは裁判官の報酬あり、あるいは検察官俸給表あり、あるいは防衛廳職員給与表がありまして、それぞれの職員についての担当責任大臣は、それぞれの所管大臣でございます。ただそれを全体の給与制度のバランスからながめまして、われわれは総合調整の立場に立つておるということを御理解いただきたいと思います。

○受田委員 それが問題なんです。総合調整の立場に立つ以上は、三人の権限は同じなんです。同じである以上は、総務長官が一括して給与関係の法律の提案理由を説明するのが筋が通る。各省の説明は総務長官で間に合うでしよう。

○安井國務大臣 法案自身につきましては、その責任者が来て説明されるということではなく、もちろん質問には政府委員に担当省が出されていいですよ。しかしながら、この委員会で法案の審査の責任を持つのは総務長官であるということになれば、防衛廳の分でも総務長官がやるべきです。それで東大、京大等の二十四万の線で検事総長の給与を抑える。普通の府の検事長は二十万になつているのですからね。だからこれはあまりにも差があつり過ぎる。一般行政官に対して國務大臣と同額の給与を払うそのことが筋が違うと私は思うのです。違いますよ。ちょっと御答弁願います。

○受田委員 それもなかなかむずかしい問題でございまして、御承知のように、最高裁判所の判事検事総長、そういう者が國務大臣と同じ金額になつておることは御説のとおりであります。

○秋吉説明員 あると思うと、それぞれの行政長官といふものもそろが、あると思います。思ひますが、やはり別な面から言ふと、それぞれの行政長官といふものもそろが、思ひます。しかし、いまの受田委員のお話のよう

に、総括的に提案理由を総務長官が御説明申し上げるということも、これは一つの筋に立った方法であろうと思います。

○受田委員 もうすでにそこまで総務長官の権限が強化されている機会に、筋だけは通すという形

を採用してもらいたい。

そこで、たびたび指摘して失礼ですけれども、うのうです。秋吉さん、事務的に見てどうですか。

一般職の検察官の俸給を裁判所と一緒にして法務省が握つておられる。しかしながら系統は違うのである。三権分立の機会に裁判官と同じ穴のムジナ立官厅になつた。検察官は法務省の所管になつておる。はつきり分離しておる。検察官というのには一般的行政官です。それが裁判官と同じ穴のムジナのような形になつておる。そのこと自身が間違つておる。新憲法下ではつきり分離された。分離された以上は、これは一般公務員として当然その線で筋を立てるべきである。にもかかわらず最高検事総長は三十万という國務大臣と同額の給与をもらつている。これはアメリカの例をとつても議員が三万ドル、最高檢の長は二万四千五百ドル、きつと差がついておる。一般の公務員の給与よりも少なくない歳費を受けるという日本にも国会法がある。これが三十万というのは、検事総長だけがかつて出しているために非常にあとに影響する。しかしながら、この委員会で法案の審査の責任を持つのは総務長官であるということになれば、防衛廳の分でも総務長官がやるべきです。それで決して不当な、不法な行き方ではないんです。

○受田委員 そこで、検察官をどういう位置づけにするかといた問題ですが、これは特別職の裁判官に類似した問題でありますから、検事総長の一番トップにつきましては、最高裁判事がやはり從来國務大臣と同額の三十万円でまいつておりますが、検事総長につきましてもこれは同額でまいつておりますが、そういういろいろのバランスを総合いたしまして、また歴史的にもそなつておることでございますが、それ以上びしやりといふことはちよつと私思いつきがございませんが、なお過去の資料を調べまして御納得のいく説明をいたしました。

○受田委員 さて、まだ歴史的にもそなつておることでございますが、それ以上びしやりといふことはちよつと私思いつきがございませんが、なお過去の資料を調べまして御納得のいく説明をいたしました。

○秋吉説明員 あなたは検事総長の俸給の歴史を御存じないからそういうことを言う。検事総長は国務大臣よりぐつと低かった。それが途中から一緒になってきた。裁判官とのバランスをはからうとする法務関係のいろいろな圧力がかかってここにきていた。過去にはぐつと差がついておつた。それをここまで検事総長を引き上げた。それを大蔵

○秋吉説明員 専門的な質問でございまして、私は

から事務的に御答弁いたしますが、検事総長三十万円、最高裁判事三十万円になつております。給与と申しますのは、確かに検察官は行政官でござりますから、一般職、特別職というか、身分地位から別の問題といたしまして、その職務の実態に對応いたしまして俸給が設定されているわけですね。したがいまして、検察官につきましては、その職務内容から申しますとやはり職務給でござりますから、一般職、特別職というか、身分地位の内容が純司法的な機能を當りますと同時に、その任用面におきましても裁判官と非常に類似しているわけでございます。そこで、その純司法的な職務内容並びに任用的な面を考慮しまして特に検察官は一般職でありながら、その俸給体系は別な給与体系を設けまして、裁判官俸給法と類似した給与体系になつておることは御承知のとおりであります。

そこで、検察官をどういう位置づけにするかといた問題ですが、これは特別職の裁判官に類似した問題でありますから、検事総長の一番トップにつきましては、最高裁判事がやはり從来國務大臣と同額の三十万円でまいつておりますが、検事総長につきましてもこれは同額でまいつておりますが、そういういろいろのバランスを総合いたしまして、また歴史的にもそなつておることでございますが、それ以上びしやりといふことはちよつと私思いつきがございませんが、なお過去の資料を調べまして御納得のいく説明をいたしました。

○受田委員 あなたは検事総長の俸給の歴史を御存じないからそういうことを言う。検事総長は国務大臣よりぐつと低かった。それが途中から一緒になってきた。裁判官とのバランスをはからうとする法務関係のいろいろな圧力がかかってここにきていた。過去にはぐつと差がついておつた。それをここまで検事総長を引き上げた。それを大蔵

省が容認してきた。検事総長の俸給の上昇率と国務大臣の俸給の歴史を調べていただきたい。はるかに低い位置にあった検事総長をして今日国務大臣と同額に引き上げるような空気をつくってしまった。したがって、三十万で国務大臣と同じだ。われわれはいまそういうことを要求はしておりません。筋としては要求する筋なんだけれども、これはやはり問題がある。大学総長と差があるということを、大蔵省という独特な考え方でこういうものをきめる機関があつたためにそういうことになつた。今度は、一般職と特別職を総合的判断でびしょと押える総務長官がおられる以上は、あなた方がしり込みしておられたらまたございませんよ。せっかくいい地位におられるのですから。だから私が副総理にやつてもらつたらと言うのはそこなんですよ。そうでなければ各省にこらみがきかぬ。それは事実上の問題として非常に強大な権限を持ってやってもらわぬと、外務公務員、裁判官の報酬、検察官の俸給、名前が違う。国会議員は歳費、みんな違っている。こういうことをひとつ一本化していくことをおたくのほうでしっかり研究をしてもらつて、今後一般職、特別職を通じて一貫的な給与体系をつくるということにお骨折りを願いたい。

おしまいにもう一つ、大蔵省が今まで非常にあやまちをおかしているのは特殊法人の俸給です。公社、公團、原子力公社とか、事業団とか、三公社ではないこういう公庫とか事業団とかいう三公社、最近ばかりにたくさんできてきた。大体好ましい姿ではないのですが、こういうものが、理事長など、ぼくたちより従来ばかり高い給与をもらつて——とぼけたような体系なんです。ずいぶん私おしかり申し上げたが、このはうをストップして一方を上げたら大体バランスがとれたようなかつこうになってきた。しかし、公團とか公庫とか事業団の一般職員の俸給といふものは、団体交渉できるわけでもなければ根拠のある法律があるわけでもない。御承知のとおり所管の省の大臣と大蔵大臣が協議してきめるということになつて

いる。だから、そういうことで同じ事業団、公庫、公團の俸給表はばらばらです。一貫しておらぬ。根拠法がない。交渉権の立場でないから、だ。われわれはいまそういうことを要求はしておりません。筋としては要求する筋なんだけれども、これはやはり問題がある。大学総長と差があるということを、大蔵省といふうのをきめる機関があつたためにそういうことになつた。今度は、一般職と特別職を総合的判断でびしょと押える総務長官がおられる以上は、あなた方がしり込みしておられたらまたございませんよ。せっかくいい地位におられるのですから。だから私が副総理にやつてもらつたらと言うのはそこなんですよ。それでなければ各省にこらみがきかぬ。それは事実上の問題として非常に強大な権限を持ってやってもらわぬと、外務公務員、裁判官の報酬、検察官の俸給、名前が違う。国会議員は歳費、みんな違っている。こういうことをおたくのほうでしっかり研究をしてもらつて、今後一般職、特別職を通じて一貫的な給与体系をつくるということにお骨折りを願いたい。

おしまいにもう一つ、大蔵省だけできめられて、

そういうものに対する立場でもない。非常にばらばらになつていて。もちろんこういう人は退職年金と

いうものはないという形で、この特殊法人の給与

といふものに對しては大蔵省だけできめられて、

これもやはり総務長官、そういうものはいわゆる

国家機関でございますから、その給与もあなたの

ほうで大蔵省といわゆる三者会談のような形で、

できれば根拠法をつくって給与基準をきめるよう

な形に切りかえられてはどうですか。いままで大

蔵大臣の胸三寸で、秋吉さんたちの手先できまつてしまつていて。これは驚くべきことです。これ

をひとつきちんとしていたいと思います。

○安井国務大臣 純理論として、受田さんのおつ

てしまつていて。これは驚くべきことです。これ

をひとつきちんとしていたいと思います。

○河本委員長 これは驚くべきことです。これ

をひとつきちんとしていたいと思います。

○受田委員 純理論として、受田さんのおつ

てしまつていて。これは驚くべきことです。これ

をひとつきちんとしていたいと思います。

○河本委員長 これは驚くべきことです。これ

をひとつきちんとしていたいと思います。

○辻説明員 公庫、公團の退職金手当につきまし

ては、御指摘のよくな問題も確かにござります

が、御承知のように公庫、公團の職員には広く一

般の人材を求める必要もございまして、民間企業

における役員の退職手当等との均衡を考慮してき

めておる次第です。

○受田委員 公庫、公團の退職金手当につきまし

ては、御指摘のよくな問題も確かにござります

が、御承知のように公庫、公團の職員には広く一

般の人材を求める必要もございまして、民間企業

における役員の退職手当等との均衡を考慮してき

めておる次第です。

○河本委員長 それが間違いで。とにかく一千万

円とか二千万円とかいうような退職金が出るとい

うようなものを国家機関が設けるというのは間違

いです。そういうものを、民間のものと一緒に

やつておる社長などと一緒に考えるという考え方

の根底が誤つておる。少なくとも国家機関として

の責任者に対する退職金といふものは、その勤務

年数と、それから基礎になる数字といふものとを

国家的な立場で考えていただかなければならぬの

です。いま私が指摘した数字はおそらく間違つて

ないと思う。一千万円とか二千万円とかいう退職

金をもらう總裁がおるわけです。これは驚くべき

事態でござりますから、民間とのかね合いでやる

といふような——国家機関が筋を通して、民間の

横暴を押えるような方向に持つていかなければ

かねわけだ。一般の公務員のわずかな退職金と比

べたときに、一代をかけた人とちよつと腰かけで

やつた人などが、ちょっと腰かけが驚くべき子孫

末代に至るまでの産をなすようなことは許されない。これは大蔵省として十分心していただきたい

と思ふ。

これまで質問を終ります。

○安井国務大臣 御意見の点、十分今後検討したいと思ふ。

○河本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後七時二十二分休憩

ほうで恩給金をばかにもらつておる。それがさらにそういうところで三年か四年勤務したら一千万円、こういふかばかな退職金をもらつておるといふ。根拠法がない。交渉権の立場でないから、だ。われわれはいまそういうことを要求はしておりません。筋としては要求する筋なんだけれども、これはやはり問題がある。大学総長と差があるということを、大蔵省といふうのをきめる機関があつたためにそういうことになつた。今度は、一般職と特別職を総合的判断でびしょと押える総務長官があられる以上は、あなた方がしり込みしておられたらまたございませんよ。せっかくいい地位におられるのですから。だから私が副総理にやつてもらつたらと言うのはそこなんですよ。それでなければ各省にこらみがきかぬ。それは事実上の問題として非常に強大な権限を持ってやってもらわぬと、外務公務員、裁判官の報酬、検察官の俸給、名前が違う。国会議員は歳費、みんな違っている。こういうことをおたくのほうでしっかり研究をしてもらつて、今後一般職、特別職を通じて一貫的な給与体系をつくるということにお骨折りを願いたい。

おしまいにもう一つ、大蔵省が今まで非常にあやまちをおかしているのは特殊法人の俸給です。公社、公團、原子力公社とか、事業団とか、三公社ではないこういう公庫とか事業団とかいう三公社、最近ばかりにたくさんできてきた。大体好

ましい姿ではないのですが、こういうものが、理事長など、ぼくたちより従来ばかり高い給与をもつて——とぼけたような体系なんです。ずいぶん私おしかり申し上げたが、このはうをストップして一方を上げたら大体バランスがとれたよう

なつてきた。しかし、公團とか公庫とか事業団の一般職員の俸給といふものは、団体交渉できるわけでもなければ根拠のある法律があるわけでもない。御承知のとおり所管の省の大臣と大蔵大臣が協議してきめるということになつて

それから最後にもう一つ、こういう三公社ある

いは公庫、公團などの理事長とか總裁とかいうものは、さうきから問題になつた退職金がばか高い

定をくだしましたことにつけましては、かつまた九月実施という法律案を提出をされましたことに

つきましては、相互信頼の回復を政府の最高レベ

ルのイニシアを持つてはからなければならぬといふ意味における責任と義務を放棄したものといわなければなりません。その意味におきまして第一の反対理由といたします。

反対理由の第二は、委員会決議の無視という点でございます。昨年の十二月七日「公務員の給与について」は、政府は、人事院勧告尊重の趣旨を体し、今後これを完全に実施し得るよう予算措置を講ずることに最善を尽すべきである。』と、本委員会は決議をいたしました。さらにまた、「公務員給与に関する人事院勧告の実施時期が今後完全に尊重せられるよう、政府は財政上の措置について最善を尽すべきである。」と決議をいたしております。

にもかかわらず、今回の政府原案によりますと、五月勧告にもかかわらず、相かわらず九月実施を決定したわけでありまして、この意味における労使双方の不信のみならず、政治的な信頼を失わせる態度といわなければなりません。この点が反対の理由の第二でございます。

反対理由の第三についてでございますが、五人委員会がせっかく決定をいたしました交通費の実情に即しての慎重な配慮という点、総理決裁の段階におきまして、看護婦の手当についてのみ取り上げられましたが、交通費につきましては、その九月以前への遅延についてこれを拒否をしたわけでございまして、わずか一億四千万程度の予算でござりますし、実際に交通の今日の事情を考えますときには、まさにどうも血も涙もない措置だといわざるを得ないので、反対の第三の理由といたします。

さらに勧告の内容でございますが、すでに本委員会において論議いたしましたように、きわめて物価の上昇等に比較をして低率でございまして、公務員の生活の困窮の度合いをあわせ考えますときに、この給与法の内容につきましては納得がいたしかねる次第でございます。

さらに最後に、特に防衛庁職員の給与法一部改正につきまして「言いたしますが、自衛官の退職

手当の算定についての特例を設けることを規定いたしております。つまり、自衛官について、軍人であつた期間を退職手当算定の基礎となる勤続期間に通算する特例を設けるということであります

が、一般公務員の場合は退職手当法によって規定をされております。自衛官なるがゆえに、特に給与法上の特例を設けて便宜的な措置を行なうということは、該當者が老齢であるとか、あるいは公務員の三十六年改正に右へならえるという意味に得いたすことはできません。したがいまして、納得いたすことは明確に反対をいたします。

以上申し述べまして、反対の討論をいたしました。(拍手)

○河本委員長 受田新吉君。

○受田委員 私は、ただいま上程されております給与関係三法案に対して反対の意思表示を、民社党を代表していたいと存じます。

繰り返し申し上げるまでもなく、人事院は団体交渉権のない公務員にかわって、その給与の適正なる擁護をすべき唯一の独立の機関でございま

す。したがつて、その人事院が苦心をして提出したその勧告案の中には、私たちといたしましては、なお上に厚く、下に薄いという従来の考え方

がやや是正されておるとはいいながら不満足な個所が多くあり、さらに住宅対策という公務員の衣食住の基本問題の解決に何ら触れていないといふ欠陥を持っておりますけれども、当面する公務員の生活の実態にかんがみると、この人事院勧告を当然擁護すべき立場を守ってきたのでござります。

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 この際、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、伊能繁次郎君外二名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。伊能繁次郎君。

○伊能委員 自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党を代表いたしまして、ただいま提案の附帯決議案について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

月寒施に踏み切ったということに断じて賛成するわけにいかないのでございます。

われわれは、ここに超党派の決議というものの尊重を政府が当然順守すべき原則をなし得なかつたかかる三法案に対しまして、ここに党を代表しえて反対の意思表示をし、政府の猛省を促す理由を申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

○河本委員長 これにて討論は終局いたしました。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本動議は可決とおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 なお、ただいま議決いたしました三案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

○安井国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して審議いたしたいと存じております。

○河本委員長 この際、伊能繁次郎君から発言を求められておりましたので、御賛同くださるようお願いをいたします。

○河本委員長 採決いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

公務員の給与については、政府は、人事院勧告

制度の趣旨にかんがみ、今までこれで実施し得るよう予算措置を講ずることに最善を尽すべきである。

右決議する。

趣旨は明確でありますので、御賛同くださるようお願いをいたします。

○河本委員長 採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○河本委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○河本委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○河本委員長 なお、ただいま議決いたしました三案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

○伊能繁次郎君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○河本委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 これにて散会いたします。

午後九時四分散会

昭和四十一年一月六日印刷

昭和四十一年一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局